

大都市居住環境保全と都市市民運動

——多摩ニュータウン開発における酪農問題に発する都市と農村の諸関係——

大石 堪 山*

要 約

多摩ニュータウン開発地域におけるいわゆる「酪農問題」は都市と農村の諸関係を分析するための好例の事例である。そこに生起している現象は都市と農村の対立・矛盾のあらゆる側面の問題であり、現代日本の地域開発に必ず付随しておこる問題である。

本稿では、第19住区予定地区の酪農業者達の「計画区域からの除外」を求める運動が、前稿で分析した地区外のおもに農業者による支援闘争をひきおこした後、自治体労働者との共闘を経て、広く市民運動に発展していくその過程を分析した。この「闘争」過程そのもののなかに、都市と農村の対立・矛盾をのりこえ、両者の融合・調和をはかるための本質的な要素を必然的に見出すことができると考えるからである。

この「酪農問題」は、1975年「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」ではじめて東京都職員労働組合経済支部のとらえるところとなり、ここに農業者と労働組合員たる都市住民との相互理解と共同「闘争」の道がひらかれた。労働組合員が、支援を送るだけでなく、自己の問題として東京の農業を認識することができたのは、単に上述の研究集会が成功したからではない。そこに至るまでに長い努力があったからである。とくに、1966年、当局より農林センターの構想が出され、組織の危機が訪れたことが自治体労働者をして地方自治研究活動を活発にさせ、試験研究機関のあり方とともに、東京の農林漁業の位置づけやあり方などの理念問題の研究に向けさせ、自己認識とともに農業や農業者を正しく認識させる端緒になったと考えられる。

この運動は、さらに政党が理解するところとなり、東京都議会を通じての闘いにもなり、都首脳部による計画変更の再検討をひきおこすまでに至る。そして現地酪農業者・養蚕農業者を中心に「多摩ニュータウンの酪農と農業を守る会」の結成を経て、1975年7月には労働組合、学者、市民を含め19団体で構成する「多摩ニュータウン開発を考える都民会議」が結成され、多摩ニュータウン全体を視野にいれた闘いに発展した。

以上の運動は、1979年9月、「東京の農林漁業を豊か豊かに豊か豊かな都民生活をきづく連絡会」の結成となり、本年4月現在、農林漁業関係団体、消費者団体、行政関係労働団体等70団体と、農林漁業者、消費者、行政関係者、学者や文化人を含む個人参加者506名とからなる組織となった。「酪農問題」はこの会の3つの緊急な運動課題の1つとしてとりあげられるに至った。生産者と消費者を直接結ぶ連帯の輪が広がりがりつつ、都市農業の確立が双方の課題となってきた。

市民運動に発展したのは、自治体労働者の精力的、かつ実践的学習と運動によるところが大きい、衰退の兆しをみせた東京という大都市に居住する市民自身が疲弊しつつある大都市の住環境、とりわけ環境汚染、食料汚染などに厳しい対応をせまられ、生命に危険を感じているからにはかならない。大都市東京の豊かな再創造のためには何が本質的に必要なのかを、農業者と労働者の連帯を中心に市民が認識しつつあるからと言えよう。

* 東京都立大学都市研究センター・理学部

1. はじめに

多摩ニュータウン都市建設計画区域には、計画告示後15年余を経過した現在でもなおかなり広範囲にわたる事業未認可(未承認)地区がある。その面積は416.8ヘクタール、全都市計画区域の約14パーセントを占めている(図1)。この中の西部地区の1地区である「第19住区予定地区」は、いわゆる「酪農問題」がおこり、都市建設計画は、土地買収の進展にもかかわらず、まったく実行にうつされていない。

前稿(拙稿1981)では、多摩ニュータウン計画区域内から出された各種「請願」を請願運動としてとらえ、各々の請願文に依拠して、各請願主体者や主体者達の環境及びその変化やそれらの相互関係を分析することにより、この請願運動を各主体者による問題の認識および闘争の発展過程としてとらえようとしたものであった。このようにとらえることによって、いわゆる「第19住区問題」が提起している本質的な問題、換言すれば、現代日本の都市・農村関係の問題の一端に触れることができると

考えた。

第19住区予定地区(堀之内地区)から出された「計画区域からの除外」を求めた請願は、昭和41年6月8日に行われて以来、請願を受け付けた東京都議会でも実質的な審議は行われることなく、また何の回答もなされないまま、更新継続などが行われ、今日まで継続されてきている。

昭和48年にこの第19住区予定地の土地買収が東京都住宅供給公社によって本格的に始められたことにより、堀之内地区の内部分裂は一挙に表面化し、計画区域からの「除外」要求運動は、わずか十数戸の酪農業者の闘いに縮小された。過去の日本の地域開発において、計画主体者と被土地買収者ないしは地元住民との関係は、おおむね土地買収により、後者の構成員達のそれぞれの思惑によって徐々にあるいは一挙に組織が崩壊し、計画主体者側の「勝利」に終るのが常であったといっても過言ではないであろう。しかしながら、この地区の「闘争」はこのような状態におちいっても、計画主体者側の「勝利」に終ることなく、この状況がかえって酪農業者の強い結束を生み出した。つまりこのことによって、酪農経営体

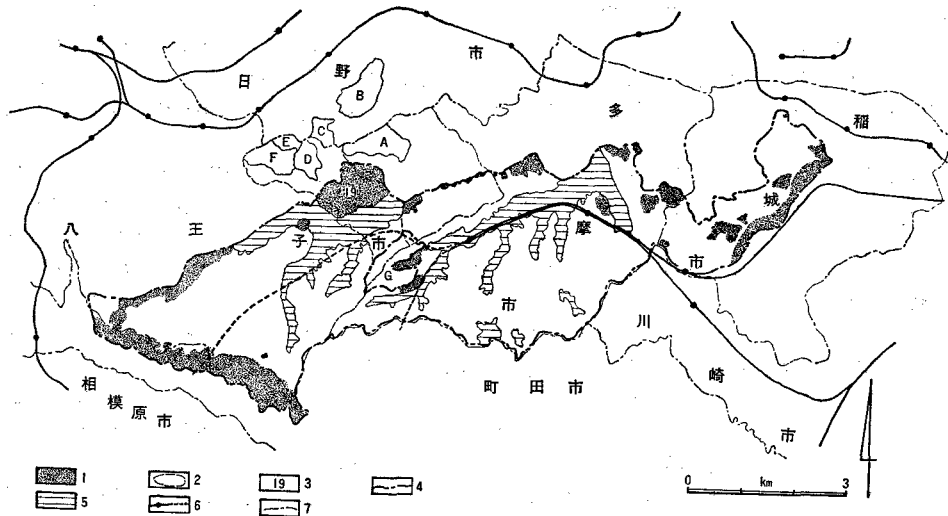


図-1 多摩ニュータウンにおける新住宅市街地開発事業認可承認未定区域の分布

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 注) 1: 事業認可(承認)未定区域 | A: 中央大学 |
| 2: 大字堀之内 | B: 多摩自然動物園 |
| 3: 第19住区建設予定地(堀之内地区) | C: 多摩テック |
| 4: 新住宅市街地開発事業区域(1965, 12現在) | D: 東京薬科大学 |
| 5: 土地区画整理事業区域(1975, 12現在) | E: 平山城址公園 |
| 6: 鉄道及び駅、ならびに予定線 | F: 東京農工大農学研究所 |
| 7: 行政区界 | G: 府中ゴルフ場 |

資料) 東京都, 日本住宅公社, 東京都住宅供給公社「多摩ニュータウン, 昭和54年度版」
東京都南多摩新都市開発本部「事業概要 昭和53年度版」により作成

の生産力の側面すなわち酪農経営の一層の充実をはかるとともに、広く世論にも訴えていこうという「運動」に発展し、計画地区内の農業者のみの「闘争」が、住民運動による「闘争」、地域外の同業者による「闘争」を経て市民運動による「闘争」へ拡大・発展していくことになった。

このことは、もとはと言えば、第19住区予定地区内の同類型の専業経営体を中心とした10数戸の酪農業者達が農業生産力の担い手としての強力なプロ意識を自覚し、また自覚することを促されてきたからにはかならない。そして専業農業経営体が本来もっている労働生産性の追求のみ専念するという特質をさらに向上させるというだけではなく、土地生産性をも向上させながら、もう一步それらをのり越えようとした結果である。換言すれば、「農業生産力」の発展を促すような農業問題ないしは都市問題の設定の必要性、つまり農業を産業活動の一部門とするような産業政策、ないしは地域開発政策、とりわけ都市政策が必要である、ということをこれら専業経営体が明確に認識したからである。だからこそ、これら主体者の多摩ニュータウン計画区域からの除外を求める「闘争」は消滅しなかったのである。八王子みどりの会の農業後継者達も、堀之内地区の「闘争」を自分達のもとして認識したとき、彼等も堀之内地区の酪農業者達と同様の認識段階に到達したのであり、全面的な「闘争」支援が生み出されたばかりでなく、彼等の「闘争」をそのまま自分達の「闘争」としたのである。

本稿では、前稿にひきつづいて、この計画地区内の「闘争」が非常に限定されたいわゆる直接の当事者達の狭い範囲のものから市民運動にまで広範に拡大・発展していくその過程を分析する。そうすることによって、地域開発とは何か、とりわけ農業を産業活動の一部門として正しく位置づけるための望ましい産業政策、環境保全も考慮した都市政策を考え、ひいては都市と農村の諸関係についての理論化をはかろうと考えるものである。

多摩ニュータウンの「第19住区」予定地に生起している諸問題は、日本の地域開発にかならずといってよいほど付随して起っている農村・農業問題についての好個の一例である。この都市と農村の対立・矛盾の典型例を詳細にかつ正しく分析することができれば、将来のわが国の地域開発にとって都市問題や農業問題、農村問題を解決するための有効な示唆が得られるはずである。

日本のように、第2次大戦後のとくに高度経済成長の時期に、急速にしかも急激に都市化の進展した国では、大都市の内部に急激に「農村」部分も包摂され、なしくずし的に農業者しかも専業農業経営体までも離農させ、農用地を無差別に転用・破壊し、農村という共同社会生活の基盤をこわしていった結果、いやおうなしに農村の住民が同時に都市の住民になってしまっている。し

たがっていまや大都市内部では農業・農村問題は都市問題として把握し、理解しなければならなくなってしまった（拙稿、1981）。そう考えなければ、都市問題も、また農業・農村問題、あるいは都市・農村の諸関係も正しく理解できなくなってしまったのである。

2. 労働組合と農業者との共同闘争

多摩ニュータウン計画区域からの「除外」を求める堀之内の酪農業者達の「請願運動」は、八王子市内の農業後継者の集まりである八王子みどりの会や東京都学農青年連盟の捉えるところとなり、両者から八王子市議会に対して「除外」要請の請願が出され、「運動」は広域的な住民運動への発展をみせたことは前稿でみたとおりである。後者の訴えにあるように、彼等は「区域内農民の生活権および職業の自由を強奪しようとする一方的独断的な態度に強く抗議し、ここに、八王子市寺沢地区を買収計画から除外するよう切望している地元農業者の運動を支援するとともに、関係各方面に地域の実情を訴え、地域農業が今後も継続・発展し得よう請願運動を展開するもの……」（拙稿、1981、p.156）であって、関係各方面への訴えがはじまったのである。もちろん、堀之内地区の酪農業者達の訴えも各方面に行われたことは言うまでもない。

2-1 地方自治研究活動

それでは、多摩ニュータウン計画区域内、堀之内地区の酪農業者達の訴えが、いったい何時、何処で、何故に八王子みどりの会や東京都学農青年連盟、あるいは農業者以外の人々の理解するところとなったのであろうか。前者の八王子みどりの会や東京都学農青年連盟が何故に捉えたかは前稿（拙稿、1981）で分析したのでここではくりかえさないが、その他については、実は自治体労働者の地方自治に関する学習や運動の力が大きく関与している。これを分析するには地方自治研究活動¹⁾（以下、自治研という）、とくに東京都職員労働組合経済支部のそれについてみなければならぬ。そのためには、多摩ニュータウンの農業（酪農）問題をとりあげ、運動として受け入れる下地はいかにしてできたのであろうかということが説明される必要がある。

1) 自治研推進委員会と農業調査

東京都職員労働組合経済支部²⁾（以下、都職労経済支部と省略する）は、その『定期大会経過報告』によれば注1)に述べたように、1957年以降十数年間は、全国自治研集會に代表を派遣するのみで、これという自治研活動を行ってはいなかった。しかし、1966年に行政対象の減退を理由にして、農林関係試験研究機関の統合を目的とした「農林センター構想」が当局から出され、組織の危

機が訪れたことが、都職労経済支部をして農業問題に対する認識を深めざるを得ないようにさせ、またそのことがみずからの自治研活動の出発点になったと考えてよいであろう。すなわち、この「農林センター構想」の撤回闘争の中心であった農林関係の職場から、必然的に、試験研究機関のあり方とともに、東京の農林漁業の位置づけやあり方などのいわば「理念」に関する議論がなされ、いわゆる「職場自治研」の活動がおこった。このときに農家に「実情」を訴えて、援助を受けたことが住民共闘の目芽えと考えるとよい。また1967年に革新都政が誕生したこともこの運動を容易にしたことは否定できない。

この「職場自治研」の活動は職場闘争の強いエネルギーとなり、「農林センター構想」はついに撤回された。そればかりか、1970年には、東京農業の正確な認識にむけて、農業試験場、畜産試験場、蚕糸試導所、農林部の組合員の協力によって、「都下農業のアンケート調査」が行われた。ときまさに、新都市計画法施行にともなう東京都農業の経営条件が急激に悪化の方向にむかった頃である。調査の目的は、「都の農家をいかに守るべきか」の観点で都下農業経営の障害になっているものを明らかにすることであった。

さらに2年後の1972年7月、自治問題研究所主催の第13回自治体学校に、都職労経済支部として最初の代表を派遣し、自治体労働組合運動の理論と実践を吸収した。そして、それに参加した代表によるこの結果の報告が、この年の8月3～5日、奥多摩の御岳で開催された都職労経済支部主催の第一回御岳自治研集会で³⁾その後の運動の基調になった。すなわち、自治体労働組合運動の転換期にあって、自治研活動が支部運動の中心になると考えられたことにより、「職場要求闘争と自治研活動を結合して闘う」という基調がたてられた⁴⁾。ここで議論されたことは、さらに同年10月に「東京都における農林行政のあり方と自然保護回復」というテーマのもとに、自治研農林漁業分科会で再討議され、急速に自治体労働者の農家に対する認識が高められた⁵⁾。

2) 東京の自然保護と農林行政

1966年当局から出された「農林センター構想」以来、試験研究機関のあり方や東京の農林漁業の位置づけなどが理念問題として提起され、学習・研究が深められてきた。それは、革新都政の誕生後の都政が都民福祉を基点とした方向へ大きく転換するのにもなって、科学的な行政施策を進めるために、その責務の明確化とともに行われたものである。試験研究機関の位置づけは、その運営の仕方とともに、次の4点に集約された。

1. 都政の今日的問題を正しく分析し、現状の問題点をほりさげること（以下、傍点は特にことわりのない限り、すべて筆者）。
2. 今日的問題から将来を見越した課題に取り組む姿

勢が必要であること。

3. その場合の基本的立場は都民の生活に根ざした要求であると同時に、大資本中心の国の施策に対する科学的批判の立場が必要であること。
4. したがって研究機関はたえず行政施策に先行して問題点を提起していく立場にあり、行政の下請化であってはならないこと。

このような研究機関の運営によって、行政との相互関係の上に研究員の自覚的な能力が最大に発揮できる運営であることを基本としながら、職場の民主化が進められていった。

試験研究機関のあり方の議論の過程は、初期の支部自治研活動の中心課題であり、従って「農林関係の自治研」とおきかえられるほど、都市農業の確立、自然保護に密接に関連して進められてきた。しかしながら、東京は政府による大企業優先の施策によって急速に都市化され、都市問題が悪化の一途をたどってきた。とくに大企業の無謀とも言える開発は人口集中に深刻さを加え、大気や河川の汚濁、緑の破壊など自然環境の破壊は都民の生命も保障しえない状態にまでなった。

このような現状を都の農林漁業関係機関の仕事に携わる人々が十分に認識し、自然と都市の調和のとれた環境を回復させるために、都の農林行政がもっている機能を発揮して、施策、政策にまで高めていこうとしたのである。都民の生活環境の回復、実現の要求は、革新都政二期目を迎えた美濃部都政の「青空と広場の東京構想」に生かされていたが、その具体化がこの時期の緊急課題となっていた。また都民参加の都市造りとして、「東京の自然を守る知事対話集会」がもたれたのも周知の事実であり、また、「自然保護条例」が都議会に上程されようとしていた。

しかしながら、都上層部によって、都市化に伴って農林水産業の後退は当然という、都市計画的な自然保護行政が進められてきた。すなわち、そこには「公園」整備の考え方しかなかったのである。過去常に範としてきた諸外国の都市において、都市と農林漁業行政とは無縁のものを受けとめられてきたことも全く関係のないことではないと考えられる。

東京ばかりでなく、日本の大都市では、都市計画的な自然保護行政ばかりではなく、いままでの「農林水産業で培われてきた知識、経験、技術を正面におくことが正しい生きた“自然保護行政”の確立に結びつく」のであり、「農林水産業の最低限の維持と他産業との調和を作り出すことの緊急性が認識」されるべきだという主張がなされた。

教職労経済支部自治研推進委員会農林漁業分科会のこのような運動は、東京都による「自然保護条例」制定にあたっての数回にわたる対話集会と並行して、自然保護

団体との懇談会や討論集会が行われた。また、公害局（当時）の「自然保護条例(案)」の起草者である島田副主幹の出席の下に「条例(案)」の学習や意見交換も行われた。それらの総括は、「東京の自然保護と農林行政——農林漁業行政の新しい対応をめざして——」や「東京の自然を取りもどすために農林水産業の持つ役割」などが強調されて広く都民に訴えられることになった。後者では、「都における農林水産業を中心とした調和を作り出す以外に東京の自然の回復は図れない。経済局は、その中心的任務を自覚し、自然保護行政の推進に積極的に取り組む」と主張し、関係職場の昭和48年度の行政施策、研究テーマ——PCB、ABS、カドミウム対策関係（7分類——以下同じ）、公害防止対策関係(5)、緑の保全対策関係(6)、緑を広げるための対策関係(8)、——を列挙し、これらの進展の是非は都上層部の姿勢の問題だ」として、再考を促している。また、前者では、都民の求める生活環境、経済局の機能と役割、今後の農林行政の果たすべき役割、試験研究機関の機能と役割、管理者の積極的な方向策定と立案などにおいて主張が行われた。なかでも都の農林業の役割として、たんに生鮮食料品の供給を安定的に供給するばかりでなく、あるいは、災害防止のオープン・スペースとして、都民の生活と自然との調和をとりもってきたばかりでなく、都民の生活をとりまく自然環境としての生産緑地の果している役割が強調されている。東京の公園、街路樹の占める面積と、農用地の田、畑、樹園地の占める全面積とでは比較にならないほど後者の面積は大きい。森林を加えれば、後者は前者の恐らく数百倍の面積になるであろう。これら緑の農地のもつ機能は、大気浄化や自然環境として働いている。

いずれにしても、緑の育成をはかっていくことは重要なのであるが、自然の保護・回復は、たんに「緑」の問題ではなく、環境という一体的なものとして総合的に把握される必要がある。大気も、水も土壌も、また動植物までも含めた総合体としての自然環境として把握されるべきものである。

以上のような運動の成果はついに「東京における自然の保護と回復に関する条例」（昭和47年10月26日、東京都条例第108号）に生かされることになった。すなわち、同条例の第30条に「農地の保存」についての一条が、以下にみられるように、とりいれられることになったのである。

第30条（農地の保存） 知事は、都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街地区域内の農地であって、自然を保護するため特に必要なものについては、苗木の育成の季託または助成を行うことにより、その保存を図らなければならない。

2、前項の規定により助成を受ける農地を所有する者は、その保存等の方法について、知事と協定を締結す

るものとする。

「自然保護条例」が定まることになって、都市計画であるニュータウン計画もこの条例の基本方針に整合させる義務ができた。9月26日付「日本経済新聞」にみられるように多摩ニュータウンも自然保護について問い直されるのが都民の前に明らかにされた。また、10月26日付「同紙」にも「自然保護へ軌道修正」という見出しで、都が多摩ニュータウンの建設計画を全面的に変更する方針を決めたことが報じられている。すなわち、自然保護を重視した新しい計画に変更し、計画人口も10—15%減らし、公園面積も大幅にふやすなど、環境保全のための土地利用計画を策定する大幅修正計画となった。

3) 「農家要求調査」と農林漁業行政

このような「学習」と「運動」の過程を経て、翌1973年には都職労経済支部の畜産試験場分会に自治研推進委員会が確立され、「畜産試験場施設整備の方針」について討論が行われた。この討論をするなかから必然的に、「畜産農家は畜産試験場に何を要求しているのか」を分会として知る必要があり、組織をあげて、つまり畜産関係職場全体が参加して調査にとりくみ、それを方針にとりいれるべく、「農家要求調査」が実施された。この調査は農家から直接聴きとり、なまの声90を25項目の要求にまとめて、それを対都要求書として都側に提出した。都側からは積極的な回答が出され、農家要求が都政に反映される第一歩となったことは周知のとおりである。

この「農家要求調査」に積極的に取り組んだことが、第二回御岳自治研集会の農林漁業分科会⁶⁾で「畜産農家との対話要求調査について」として報告され、都職労経済支部の自治研活動に、「住民との交流・対話集会をぜひ実現しようという」新しい目標が他の2つの目標とともに設定され、実践的な自治研活動から、自治研活動の本質に触れる方向づけがなされた。

このように急速に自治研活動が進展した背景には、社会の変動に伴う農林関係試験研究機関の統合という契機があったことによって、「撤回闘争」を推進する農林関係の自治体労働者が厳しく自己をみつめるということがあったからである。従って、御岳自治研集会の各分科会ではほとんど常に農林漁業分科会が最大の参加者数を得て、しかもレポートの数でも最大数を示していることをみればそのことが理解できる。

それ故に、早くも第二回御岳自治研集会で、農林漁業分科会は次のような「今後の農林漁業行政に対する7項目」の統一見解を提出するまでに発展した。

- 1) 農林行政の基本を、生産基盤の確立、農林漁業者の生産と生活の安定を通して、都民に生鮮食料品を供給することに置く。
- 2) 東京都内の70%の農地が市街地区域内にある現実

に立って、市街化区域内の農地を維持し、生産的な緑地を保全していくために、農民や農業団体とともに、宅地並み課税に反対していく。

- 3) 国の施策が農村地域に限定されているので、市街化区域や調整区域に、農業者の経営を安定させるための、都独自の施策を積極的に打ち出していくよう要求していく。
- 4) 同時に、今まで蓄積した専門的知識や技術を「自然の保護回復」に活用していく。
- 5) 「自然の保護回復」と言うことを、緑化と言うことだけから見るのではなく、第一次産業を自然の生態系の中で正しく位置づけていく。
- 6) 農林関係職場における機構改革は、これらの観点に基づいて行われるべきであり、新しい農政に対応する組織を積極的に検討する。
- 7) これらを通して、革新都政にふさわしい生産の発展と、都民の良好な生活環境作りに対応できる農政を、実現していくために運動していく。

これらの7項目は現在の都職労経済支部の農林漁業行政、機構改革に対する政策とも合致する大変すぐれたものと高く評価されている。

さらに前述のように畜産試験場分会の活動にみならって、すべての分会が行政対象住民と対話集会を持つようになり取りくむ。そして対話については、1)行政対象住民の要求を聞くこと、2)労働組合として参加すること、3)共に行動する、ということによって話し合う。という三つの観点によって、集会翌月から行動に移すということが実行された。

4) 農業青年(後継者)と農政労働者の対話集会

翌1974年3月には「農家青年と農政関係労働者の懇親」がはかられ、はじめて農業後継者との対話集会がもたれた。前稿で述べた東京都学農青年連盟から15名の後継者、都職労経済支部三役と農林関係の全ての分会から約50名の自治体労働者が参加して行われた。

この集会は夜半に至るまで一人の退席もなく討論が続けられたと報告されているほど熱のはいった討議が行われた。農業青年からは農政一般、農業改良普及所、農業試験場、畜産試験場、蚕糸指導所にそれぞれ要求が出されたほか、集会としての成果として次の4項目があげられた。

- (1) 農業青年の自治体労働者に対する評価がわかり、信頼感が生れたこと。
- (2) (1)を通じて、今後は団結して運動を進めていく条件ができたこと。
- (3) 農業青年の都農政と、自治体労働者に出された要求と批判は厳しいものがあり、これをしっかり受け止め、職場自治研活動のなかで、要求や批判に答えられるようにしていく必要があること。

- (4) 農業青年の農業に対する情熱はすばらしいものがあり、農村行政における青少年育成の方針を充実・改善していく必要があること。

以上要するに、農業後継者青年と自治体労働者、換言すれば、都市住民と農業者との最初の画期的な交流が行われ、両者が相互に認識を深め合ったことも重要ではあるが、そのことを通して「連帯」が生れたことの方が以下の運動とのつながりを説明するためにはとくに重要である。すなわち、双方とも、自分達だけでは解決の困難な諸問題に対して、いつでも相談し、共同して事にあたりようとする基礎ができたことである。

5) 八王子市恩方イチゴ問題——最初の共闘

共闘の基礎ができれば、諸問題に実践的に当たっていくのは当然と言わねばならないであろう。同年5月には八王子市恩方の青果生産組合から、八王子市農業委員会に出された「イチゴの生産安定」「経営の確立」をめざした要請が出されたが、同農業委員会は、「この問題は八王子市だけの問題にとどまらず、都下各市にも共通する問題である」と判断し、5月31日に東京都知事宛に「要請書」⁷⁾が提出された。また、「要請」の主旨は東京都農林緑政部を通じて、関係機関にも連絡され、農業試験場にも検討が要請された。

これをうけて、農業試験場分会自治研による数回の試験場長交渉の結果、試験場として積極的に取り組むために、研究体制に必要な予算要求をする旨の場決定が行われた。また、同時に都職労経済支部にこの予算確保のための協力要請が分会から行われた。都職労経済支部は農林緑政部長に申し入れの結果、「積極的に取り組む」の回答を得た。

さらに9月に入り、農業試験場分会を中心に関係分会が、恩方イチゴ生産地の問題点を明確化させるために、イチゴ生産農家の実態調査および現地対話集会を開催した。この集会・調査には関係行政機関や技術者が多数の生産者とともに参加したことで、自治体労働者と農業生産者との相互認識が急速に深まり、協力して運動を推進しようという気運が強まった。

そのため、さらに同月下旬には、生産者と労働組合員50数名が、埼玉県のイチゴ生産農家の実態調査と、その生産地を支えてきた埼玉県園芸試験場のイチゴウィルスフリー優良苗の増殖施設の見学などによる学習を深め、東京都の関係機関でもその優良苗を確保・増殖するための行政上・技術上必要な措置を検討することになった。いっぽう恩方イチゴ生産組合では、苗の大量配布・配布体制などを八王子市、同農協などと共同で行うことになった。

さらに、農業試験場からは、研究費、施設費等の予算3,200万円と研究員一名の増員要求が出され、予算の獲得がなされた。まさに自治体労働者、すなわち研究職も

行政職も農業者と共にあるという連帯の力を確信した結果になったのである。

2-2 東京の農林漁業を守り発展させる研究集会

1) 集会の賛同者

都職労経済支部の自治研活動が、農業者との対話集会を実現し、そこで出された農業者要求は関係する分会での予算要求闘争となり、それと結合した職場要求闘争はさらに発展し、農林漁業者とのより緊密な連帯をはかるため、また、相互理解をより深めるために、1975年2月22日、立川社会教育会館において「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」を開催するに至った。

この集会に先だち、都職労経済支部が中心になって活動を推進する実行委員会が組織された。そして全農林東京都本部、全農協労連東京都本部、東京都教員組合、東京都高等学校教員組合、東京都農業青年クラブ連絡協議会などに呼びかけ中央実行委員会が組織され、また、都内、三多摩、島嶼にそれぞれ地域実行委員会が組織された。さらに、東京都、農協中央会、東京都農業会議、農協、市区町村、専門農協、共済連、経済連、信連等に後援団体を要請し、市区町村長、農協組合長、農業委員等「地域農業」に影響力の大きな人々に賛同署名を求める運動も開始された。いっぽう自治研の農林漁業分科会も5回にわたる分科会を開いて「集会」に向けての討議が行われた。

2) 集会の認識点

そこでの認識は、この集会が都職労経済支部の運動の必然的な帰結として取りくまれたものであるということであり、次の6項目にまとめられている。

- (1) 都職労経済支部はこの十数年来、東京の農林漁業を守り発展させる運動を一貫して追求してきていること。
- (2) それらの運動の発展のなかで、農林漁業者の要求を調査する必要が明確になり、昨年より農家との対話の活動を進めてきたこと。
- (3) 今までの労働組合側からの単発的な対話集会から、恩方イチゴ生産組合の例に見られるように、農家側からの申し入れによる予算要求闘争にまで飛躍的な前進をみたこと。
- (4) これらの運動のなかで、職場だけの運動では自からの要求の実現も厳しい限界がある。農林漁業者との一致した運動によって東京の農林漁業を守り発展させる中で、職場要求も実現していくことが明らかになったこと。
- (5) このように考えた場合、東京の農林漁業を守り発展させる運動を中心的に担いうる労働組合は、都職労経済支部しかないことは明白であり、労農共闘の立場から都職労経済支部が全都的な運動に、主体的に責任を負っていくこと。

(6) 東京の農林漁業を守り発展させる集会を組織し、日常的な共闘組織を作りあげる課題は、都職労経済支部の運動の発展と要求実現という観点からの必然的な帰結であること。

このように、前述した「農林センター構想」撤回運動にはじまる職場闘争の限界に直面し厳しい自己反省と自己認識によってそれを問い直すことにより、その限界をのりこえるには、農業や農業者を再認識すること、労働組合側からの働きかけだけでなく、彼等からの要求をひき出し、それを自己の闘いとする、それには彼等のおかれている状況を調査・研究する必要があること。すなわち、社会・経済や政治の研究が重要であり、ひるがえって自治研の研究活動や実践活動が非常に重要であるという結果になるのである。

このようにして、集会は生産者842名、農業関係技術者労働組合員等を合せて約1,500名が参加した。生産者と消費者がこれだけ多数一堂に会したのは恐らく東京都はじめて以来のことであろう。17分科会に分かれて熱心に討議が行われたことは翌日の各新聞に取り上げられた通りである。集会そのものはもちろん新聞報道を通じても、全都民に東京の農林漁業についての認識を新たにさせた最初の集会ということができよう。

3) 集会の意義と評価

したがって、この集会の意義は次のようにまとめられているのである。

- (1) 都民への生鮮食料品の供給、環境の保全、水資源の涵養等の重要な役割を果たしている東京の農林漁業を正しく評価し、都政の中に積極的に位置づけ、都の農政の転換をもとめる第一歩とする。
 - (2) 農林漁業者や、生産団体の要求を基礎に集団の知恵と力で政策化し、都に自主的な農政の確立を要求していく。
 - (3) この集会の成功を通して、東京の農林漁業を守り発展させたいと願っているあらゆる団体、あらゆる個人（生産組合、農協、市区町村、労働組合）などを結集して、農林漁業を守り発展させる運動の中心的役割をつとめる協議会をつくる。
 - (4) このような全都的運動の高まりを背景に、農林漁業の安定した経営と豊かな生活を実現し、あわせて農政関係職場の充実をはかる。
 - (5) 同時に、農林漁業の発展を通して、地域経済の調和のとれた発展と、住みよい地域づくりを進める。
- 4) 農業者の共闘による予算要求闘争とその教訓
集会のこのような評価と意義づけは、集会直後から直ちに実践活動にうつされ、各分野で農業者との共闘が展開していったが、翌1976年9月の第5回御岳自治研での農林漁業分科会に、三つの住民共闘による予算要求闘争が提起され⁸⁾、それらの共闘と予算獲得を通して住民共

闘路線が職場の中に定着することになった。この予算要求闘争では、半数以上が生産者からなる交渉団が組織され、都職労経済支部の指導の下に当局との交渉が行われたことが大きな特徴であろう。したがって、交渉は、具体的に予算を要求するということがばかりでなく、生産者の発言により、当局が現状を理解するように仕向けたこと、また、労働組合も当局の理解を深めるような活動を同時並行的に行ったところに特色があると言ってよい。その結果として、たんに予算を獲得したばかりでなく、「自治体とは何か」、「何をすべきか」ということを関係労働組合員をこえて、自治体に働いている人々全体へ広げるのに大きな役割を果たしたと考えてよいであろう。

したがって、この三つの農業者との共闘の経験は労働組合の組織に大きな教訓を残すことになった。それは次の5つに集約されている。すなわち、第1に、農業者の切実な要求と自治体労働者の働きがいの要求を統一して闘うこと、第2に、そのためにも徹底して職場を基礎に、組合員全員を立ちあがらせる観点を基本にすること。第3に、分会、支部が一体となって組織的に運動をすすめること、第4に、農業者の自主的な運動や組織づくりを側面から援助すること、そして第5には、中間管理職を共通の立場に立たせるよう努力すること、である。

5) 労働組合による「酪農問題」の把握

このような「住民共闘」をめざした労働組合の活動の下の地のあるところに、前述の「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」での分科会に、「第19住区予定地」の酪農業者が出席し、実情が披露された。農業者を中心に参加した多くの人達によって、彼等の計画当初からの「除外請求運動」が認識された。多摩ニュータウン計画地域のいわゆる「酪農問題」が東京都全体はもちろんのこと全国的に急速に知られるようになる最初のきっかけになったのは、おそらくこの研究集会であったと判断してもよからう。また、この集会の第6分科会（乳牛・肥育牛）には「第19住区予定地」の酪農業者が出席していたかどうか不明であるが、少なくとも記録に残っている限りでは、「八王子市堀之内の酪農家が、多摩ニュータウン開発の計画区域内からの除外運動を、計画当初から闘っている」という話が、新聞記者によって、第6分科会の座長であった畜産試験場分会の渡辺彬に伝えられたといわれている。したがって、この問題が畜産試験場分会によって都職労経済支部に提起され、その後、畜産関係職場の組合によって2回の討論が行われたのもむしろ当然といえよう。その結果都職労経済支部は1975年8月の第4回御岳自治研に3人の現地酪農家の正式招請を行ったのである。すなわち鈴木昇（1979）が述べているように、「多摩ニュータウンからの除外運動に労働組合が共闘する第一歩」は、この御岳での自治研集会にはじまったということが出来る。すなわち、彼等3人は各分科会

で、「多摩ニュータウン計画区域に囲い込み、農業を追い立てる不当な都市計画の矛盾と、区域からの除外を目指して闘っている」（鈴木昇1979）現状を訴え、協力を求めたことによる。

この自治研の農林漁業分科会では「酪農問題」は「農漁民の組織化と共闘」として報告され、精神的にとり組むべき4つの問題⁹⁾の1つに掲げられた。すなわち、それは「多摩ニュータウン計画地域における柚木地区酪農生産者の闘い」である。これを進めるために、「生産農業者の闘いを激励する現地調査を組織する」こと、その年の秋に予定されている日本共産党都議会議員の現地調査団の要請に応える」ことが決定されている。

3. 労働組合による現地調査と対都交渉

3-1 独自調査と都知事への「要請」

1) 現地調査での確認事項

上述の決定に従い、都職労経済支部では多摩ニュータウン事業計画の概要を把握するため、行政内部で可能な資料をもとに問題点を整理するとともに、いっぽうでは、都職労経済支部組合員52名の参加によって、第1回現地調査を1975年9月25日に行っている¹⁰⁾。その結果、次の4点が確認された。

1. 酪農地帯としての環境条件に優れ、後継者もあり、すぐれた酪農経営を続けている。
2. 広く、住民の生活環境を守るうえでも存続の意義がある。
3. 先住者の基本的権利が守られていない。
4. 東京の農林漁業の縮図である。

これらの認識のうえに酪農を残す運動を、新居住者も含めた幅の広い運動によって行うことが確認されたのである。

2) 都知事への「要請」

さらに、これらの現地調査から得られた問題点が整理され、数回にわたる討議を経て東京都当局に対しても要請運動がなされた。労働組合の当局に対する最初の働きかけとして重要であるから、その全文を組合の資料から次に掲げてみよう。

多摩ニュータウン計画19住区地区の農業経営の存続と自然環境を生かした豊かな都市づくりのための要請

昭和40年2月、八王子市由木堀之内地区の都市計画決定以来、この地区の酪農家12名は将来にわたって農業を存続させるため、鈴木昇氏を代表者として計画からの除外運動をはじめ、都議会、八王子市議会、八王子市農業委員会に請願を行なってきました。

この除外運動に対しては、農業後継者団体である東京都学農連盟、地元後継者八王子みどりの会等も農業

を守る立場から運動を行っており、最近では新聞・ラジオ等で大きく報道されるなど都民の関心が高まっています。

この地区の酪農の歴史は日本でも古く、明治にさかのぼる酪農の発祥地として知られ、現在12戸の農家でさく乳牛約200頭、乳用育成牛70頭、肉用肥育牛160頭が飼育され、年間の生産量は、牛乳950トン、枝肉45トンで生産額は1億円を上まわっております。

酪農家の平均耕地面積は1ヘクタールで、八王子市の農家平均耕地面積の2.24倍と高く、主に飼料作物を栽培して購入飼料を少なくし、比較的安定した経営であり、優良な子牛を自家育成して更新し、長期的展望に立っているのもこの地区の特色です。

この地区における酪農を中心とした酪農経営は両側を山に囲まれた最適の環境下にあり、このことが永年の経営を存続させてきた大きな要因になっております。

都の農林漁業関係に働く私達は、去る9月25日、50数名の現地調査団を派遣し、つぶさに当地の実態を調べてまいりました。その結果、寺沢地区における農業経営を存続させることは、都民の生鮮食糧を確保すると同時に、都市生活者に対しては快適な生活環境を提供するものであると確信し、調和のとれた都市づくりとして、19住区地区における計画の変更を要請する結論に至りました。つきましては、左記事項の実現を強く要請いたします。

記

1. 酪農をはじめ農業者の経営を存続することができる環境を保持すること。
2. すでに買収した当地区山林を貴重な自然として位置づけ、都有林として確保すること。
3. 多摩ニュータウン全域を生活環境と調和させた計画とすること。

昭和50年12月6日

都職労経済支部長、齊藤武彦

農林分会、農業試験場分会
畜産試験場分会、蚕糸指導所分会
水産試験場分会、北多摩経済事務所分会、南多摩経済事務所分会、西多摩経済事務所分会

東京都知事 美濃部亮吉殿

この要請は、同文のものが同日付けで経済局長にも提出されている。これは「要請」であって、回答を要望したものではないから、両者からは何も具体的反応はみられないけれども、しかし、翌年3月の都議会に向けて、都側としては何らかの対応をせまられることになった。

この「要請」は、行政内部で公表可能な資料だけを基にして行われたものではなく、詳細な現地調査によ

って得られた資料をもとに討議され、問題点を整理し、提出されたものである、ということが重要である。前稿でも触れたように、多摩ニュータウン計画地域を決定するときに、計画主体者によって詳細な現地調査が行われていなかったと考えざるを得ない。それ故に、次稿でふれる予定であるが、多摩ニュータウン計画そのものが計画告示以前の関係諸機関の間でとりかわされた文書中にみられる確認事項のいくつかに抵触すると判断される。ひるがえってこの「要請」の説得力の強さを知ることができる。内容にみられるように、「要請」は、この第19住区予定地の計画地区からの「除外」を直接求めているものではなく、計画の「変更」を求めている点も注目されてよい。寺沢地区の農業経営そのものやそれととりまく経営環境も調査のうえ、この農業経営を存続させることが、たんにこの地区の農業経営者達の生活権や職業権あるいはもっと一般的に基本的人権を守る、ということのみによって主張されているのではない。それは都市生活者の生命を保障する良好な生鮮食糧の確保と快適な生活環境を守ることになるのだ、という主張である。都市と農村の調和のとれた都市計画は、都市計画法第2条にいう、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ……」を、とくに現代日本の大都市圏では、現状ののっついてもっと積極的に考慮することにより、達成されねばならないであろう。

3-2 都議会政党との合同現地調査

さきに述べた第4回御岳自治研で確認された、日本共産党都議会議員団の現地調査への協力要請が、同年12月16日、都職労経済支部に正式に行なわれた。これによって、現地調査はたんに第19住区にとどまらず多摩ニュータウン計画地域全体に及ぶことになった。「要請書」¹¹⁾にあるとおり、その調査団は長期的視点にたつて、多摩ニュータウン開発をさまざまな角度から分析するための調査、研究にあたりたい、そして、これをまっとうするためには、自治体職員の専門的立場からの参加がぜひほしいといっているわけである。いままでの自治研活動の積み上げが高く評価されていると考えられる。

1) 現地調査と懇談会

このようにして、1976年1月17、18日の2日間、第2回目の現地調査が多摩ニュータウン全体にわたって行なわれた。調査は、一方では八王子市との意見交換が行なわれ、また、すでに建設済みの地区との交流が行なわれた。他方では第19住区予定地区の宅地造成の実態などが中心に行なわれた。

この調査と意見交換によって、はじめて、八王子市当局の多摩ニュータウン開発問題についての姿勢が若干なりとも明らかにされた¹²⁾。すなわち、それは『定期大会経過報告書』によれば、八王子としては、第19住区の酪

農のもつ産業上の重要性は評価するが、都市計画とどう調整させるか判断する資料を得ていない。市としては独自の見解をもって推進することはせず、農民と南多摩開発本部との交渉にこの問題をゆだねるという消極的、受動的姿勢をとっている、ということである。

調査団として、酪農保存の与える農業政策上の重要な意義、多摩ニュータウンづくりの中での生産緑地を残す必要性、教育的意義や八王子市当局の果たすべき役割等について指摘をし、助役からは「市長に要望を伝え、検討したい」旨の約束がなされた。

また、現地調査は午前中は、地元の農業者(酪農以外を含む)や八王子市内の農業後継者の組織である、みどりの会、都職労経済支部など40名の懇談会が開かれた。そこでは、自治研活動の一環として酪農保護支援活動を行なっていること、それまでの活動の報告や、上述した、都知事や経済局長への「要請」などが報告された。午後からは独自の実態調査が行なわれ、酪農関係については¹³⁾、堀之内寺沢地区は酪農営農にとって理想的環境にあること、農業と自然環境との調和のとれた都市づくりを指向すべきこと、酪農問題は農政と都市計画との調和のとれた開発をめざす試金石であること、農業だけでなく多摩ニュータウン全体を考え、この問題を追求していくことが重要なこと、などが調査団の方から出され、地元の方からは、昭和40年、地域住民に計画が十分説明されないまま計画決定され、それ以降、都理事者との話し合いや議会請願を続けたがいずれも、保留や継続審議になっていること、昭和48年に土地買収工作がはじまり、全体の60%が買収されていること、地区の酪農業者の現況や後継者の問題が報告され、また、専門家によれば、この酪農業は一般に効率的営農状態であることなどが報告された。

2) 調査の結論

以上の実態調査と懇談会の結果、第19住区については次のようにまとめられ、今後の問題点が指摘されている。

八王子市側は、自からの責任を回避しており、八王子の農業を守る立場から酪農業者を主体的に支援する姿勢に立たせなければならない。

農業保全について法規的見直しを行なう。

生産緑地の網をかぶせ、助成策を具体化させる。

小谷田氏のように土地提供の農業者の中に営農の潜在的な要求があることは重視する必要がある。

農民自からの闘いを強化するとともに、共闘の輪をさらにひろげる。

西部地区の開発は、現状を放置するならば農業者の切り捨て、自然環境の破壊、人間性無視の団地づくりは必至であり、八王子市がどう対応するかが決定的である。

多摩の開発を反面教師として、具体的に問題を提起し、自然や農業と調和のとれた住民本位の開発をめざさねばならない。

このように多摩ニュータウン計画とその遂行が大きな問題を抱えていることがあらためて明確にされたが、この大規模な合同現地調査によって、はじめて多摩ニュータウン全域にわたる諸問題がその住民とともに把握されるにいたった。この現地調査と懇談会の「成果」は都職労経済支部を中心にしたその後の多摩ニュータウン問題の闘いに大きく影響を与えることになり、後の「多摩ニュータウンを考える都民会議」の結成、現地においては農業者自身による「多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会」の結成につながる。また日本共産党をして、その調査をもとにした、都議会関係での闘いに向かわしめた。前記2つは後にみることにして、次に都議会関係での状況をみよう。

4. 東京都議会での「酪農問題」

4-1 都議会自由民主党と「酪農問題」

前稿で扱った「請願」運動の過程でみたように、第19住区予定地区からの最初の請願が都議会に出されたのは1966年6月7日付けであった(拙稿、1981)。後に、そのときの請願紹介議員の斡旋で、請願者達と関係当局とが話し合う機会がもたれた(鈴木昇、1979)。紹介議員の所属する自民党控室で行なわれた。出席者は議員の滝沢勇、東京都住宅供給公社理事長および東京都住宅局長、他若干名、地元からは第19住区予定地の寺沢部落から4名、地区外の継水部落から3名であった。陳情や請願の紹介議員という関係を除けば、おそらく第19住区予定地の人々が東京都議会——この場合はその議員が、間に入り、直接参加して当事者間の話し合いを遂行させた——に関係を持つ最初の機会であったと考えられる。現に、滝沢勇は1969年10月3日の東京都議会本会議、第三回定例会で、多摩ニュータウンについての質問に立ち、しかも第19住区予定地についても発言している。このことについては後にみよう。しかしながら、この話し合いの記録については何もなく、最初のものでありながら、何ら分析を加えることができないのは残念である。ただ、鈴木昇(同上)によれば、「農民を無視したニュータウン計画の暴挙を追求し」、地元農業者の「担ってきた農業生産の重要性」の主張と、「今後も農業を続けて行くためにニュータウンから除外してほしいと強く要求」したが「当局側は明確なる回答を避けた」ということがわかっているのみである。このように、自民党は、当時東京都議会では野党でありながら、しかも第19住区予定地の農業者ばかりでなく、由木地区の他の農業者代表とも「除外」要求について深くかか合いを持ち、自党の控室で、両者の交渉会合の間をとりもったにもかかわらず、その後はほとんどなす術をもたず、地区から離れていくことになり、結局は土地買収の開始と同時に、

「除外」運動の闘いをほとんど酪農業者だけのそれに追いやる結果を導いた。その後の酪農業者の請願運動とそれに伴う諸問題については前稿でみたのでくりかえさないが、第19住区予定地と都議会についての分析に入るまえに、都議会での多摩ニュータウン全体についての問題に若干ふれておきたい。

4-2 東京都議会と多摩ニュータウン問題

1) 新住宅市街地開発法

周知のように「新住宅市街地開発法」(法律134号)は1963年7月11日制定公布されたが、この法律が東京都の住宅問題との関係について都議会で最初に問題とされたのは、公式にはおそらく、1963年9月27日、東京都議会第3回定例会で質問に立った今泉太郎のものであろう。『東京都議会会議録』からそれを見てみよう。以下この節の引用は、とくにことわりのない限り、すべて同会議録からのものである。今泉太郎は当時の東京都知事東龍太郎に住宅政策について3つ質問しているが、そのうちの第一で、「……本年7月施行を見た新住宅市街地開発法は、都民の住宅不足にとっては干天に慈雨の感があります。特にこの法律は、大規模な住宅市街地の建設であり、大量に住宅の供給を実現して、東さんが念願するように都民生活の安定に寄与せんとするものであります。かつその建設をすみやかに実現するために、先買権と土地収用法の二つの強権が利用されることになるのであります。これが施行については、地価を抑制するばかりでなく、下落する結果ともなり、これに対する妨害と、幾多のトラブルの起きるのは必定であります。しかし、真に住宅問題を解決しようとするならば、それらのトラブルに真正面から取り組んで、これを打開するために東知事はいかなる決意を持っておるか、それを伺いたいのであります(以下省略—筆者)」と質問をした。同法が住宅不足問題の解決に天の恵みとも言うべきものであり、大規模住宅地のすみやかな建設に対する妨害やトラブルには、先買権や土地収用法を利用できるから正面から取り組み、その決意があるか、という質問である。

これに対して東知事は「……これは申すまでもなく、最近の宅地不足の抜本的解消と、学校その他の都市施設と均衡のとれた健全な住宅市街地の開発を助けるために制定せられましたもので、近くこれに伴う政令が公布されるのでございます。都といたしましては、この法制定の趣旨に沿いますよう、目下その方法、地区の選考等、すでに準備を進めておる次第でございます。」と、抽象的にしか答えていないが、方法や地区選定等の準備を進めていることが明らかにされている。しかし、この時点でも「多摩ニュータウン」という言葉は使われていないし、地区はもちろん、構想なども明らかにされていない。また、これ以前にさかのぼってもその言葉は使われ

ていないのは当然である。

当時の東京都議会の一般質問は年間70~80人が行なったが、住宅問題やその対策についてのものが10件ぐらいいり、その傾向は1970年頃まで続いた。また、1965年頃までは三多摩振興や開発についての質問も多かった。いかに東京都の住宅不足と、三多摩地区と既開発地区との対照性、格差が大きかったかが理解できる。したがって多摩ニュータウン建設計画は突然できたものではなく、このような現状のなかから生れてきたものであることは論をまたないのであるけれども、しかし、この計画がいつどこで考えられ、どのようなプロセスで決定に至ったかははっきりしない。都行財政臨時調査会は、1968年2月に設置されて、後に非合理的な行政のモデルケースとして、多摩ニュータウン計画をとりあげたことがあるが、当時の長谷部忠委員長によれば、「調査会の機能をあげて追跡調査したが結局わからなかった」と述べている。そして、その端緒としては、諸説があり、当時の山田正男首都整備局長の2千万坪構想説、建設省の下命説、当時首都圏整備課企画立案説などを含めてその他数説あり、いままって明確ではない(朝日新聞、1972)。北条晃によれば、「1963年2月に、私は東京都首都整備局で三多摩一帯の土地利用を担当する係長をやっておりまして、たまたまその時期に、多摩ニュータウンというのを作つたらどうかという構想が出てきたということで、ずっと担当してきた……」(北条晃、1980)であり、また、川手昭二によれば、1963年9月からわずか1ヶ月で、多摩ニュータウン土地利用計画を1万分の1で仕上げたとある(川手昭二、1980)。しかし、上述のようにはじめから多摩ニュータウンという言葉で仕事が進められていたとは考えられない。

その後、同年の東京都議会第4回定例会の12月16日、神林芳夫による「三多摩に対する行政と住宅政策、車輛制限令に対する対策の三点の質問で、「三多摩は……区部と比較して行政水準は低く、格差がはなはだしい、またオリンピックの重点政策の一番の犠牲を受けている……都の段階において総合的な計画と指導、財政措置が必要……」と述べ、三多摩地区に対する総合開発整備計画の確立が必要、人口急増市町村に対する財政援助の措置が必要であるとして、知事の所見を求めた。しかし、この答弁でも、「総合開発計画については、……現在の行財政制度のもとにおきましては十分実情に沿ったことができない……、行財政の総合性につきましては、現在首都圏整備計画を中心といたします各種の事業計画を総合するような一体的な開発計画を樹立する必要があると存じまして、目下その準備中」としか答えていない。

そして翌1964年2月15日の東京都議会第一回定例会で東知事は、施政一般についての大綱説明を行ない、「……旺盛な住宅需要に対し、39年度は公営住宅8,800戸、改

良住宅1,000戸、福祉住宅200戸、併存住宅95店舗の建設をいたします。特に従来建設の隘路となっている住宅用地につきましても、新住宅市街地開発法に基づく大規模団地の造成を計画し、将来における公営住宅等建設の促進をはかることといたしております。……」と述べ、大規模団地造成の計画を明かしたが、具体的なものは何ひとつ明らかにしていない。

また、1964年度の都政運営の基調として、「まちづくり」、「暮しづくり」、「三多摩および島しょの振興」を掲げていたが、第3のものについては、「市街地開発区域を整備し、土地の合理的利用をはじめ、公共施設の整備を促進」として述べているのみで、前記開発構想については何ひとつ触れていない。

しかしながら、川手昭二によれば、1963年度には50万坪の用地の買収が行なわれているし（川手昭二、1980）、また、前述した都行財政臨時調査会の答申によれば、①町づくりに関し、方針が終始あいまいだった、②実施計画に先行して事業に着手しており、用地買収がかなり進んでも、事業の範囲、工程、資金計画があとまわしになっていた（朝日新聞、1972）といわれているように、東京都議会で取りあげられる以前に、つまり大部分の都民はおろか、行政側の大多数に知らされることなく、「事業」は進行していたのである。もちろん日本の現状として、計画がすこしでも漏れれば、不動産業者の暗躍が行なわれ、計画そのものがたちゆかなくなるということもあるから、秘密裡に行なわれるのはむしろ当然といえるかもしれない。従ってまた、反対運動を恐れて計画区域の住民の意見などはじめから事後処理に回されるのもむしろ必然的なことといえよう。

2) 多摩丘陵の大住宅団地

以上にみられるように、大規模な住宅用地の造成計画をさきの法律によって行なうべく準備しているとは言っているが、どこにということも明確にされていない。いったい何時都民のまえに明らかにされたのであろうか。

翌1964年7月6日の東京都議会第2回定例会で質問に立った粕谷茂は、都内人口集中の抑止についての質問で、「……特に最近には昨年制定された新住宅市街地開発法による新都市として南多摩郡の三町村にまたがる約2千坪、人口30万人を目標として、ここに7万戸の住宅および研究学園機関とを併置する構想があり、この計画はすでに都市計画地方審議会において審議されているように承知いたしております。このように、都の人口過大化に対して極力区部内の集中を分散し、三多摩区域内、あるいは近県地区に各種の適正規模の衛星都市、あるいはいわゆる新市街地建設を計画して、都中心部の膨脹人口を分散させる方策が多角的に講ぜられつつあることは事実で……」とまえおきを述べているように、この時点ですでに南多摩郡の新都市計画がかなりの人々に明らかに

されていると考えてよいであろう。もっとも、東京都の首脳部会議で、「南多摩新都市建設」の「基本方針決定」がなされたのは1964年5月28日であるから、東京都庁や都議会関係の人々には、この議会開催以前40日前にすでに知られていたとみるべきであろう。

しかし、東知事はその答弁のなかでは「南多摩新都市」建設というようなことはいっさい述べていない。ただ、答弁の最後で「現在の首都地域の人口の流動の点から見ましても、あるいはまた生活動態、生産動態の姿から見まして、いわゆる東京駅を中心とする50km圏、これをもって一つの大都市圏というふうに考えて、このような方向へ首都圏整備計画を改訂して、これが一つの大都市として発展いたしますように積極的な開発と再開発を行なうこととしたいと思うのであります。そうしてその50キロ圏の外にあります、まあ大抵現在の首都圏のごとき100キロ圏までの間には現在の衛星都市よりももっと魅力のあるような、もっと大きないわゆる連合都市のようなものを育成するという方向でこの問題に対処してまいりたい……」と述べており、50～100キロ圏には、連合都市の構想があることを示唆している。

翌7月7日、高尾健一の質問ではじめて具体的な場所として示され、また、新住宅都市開発計画に伴う地元との関係についてマクロ視点からの質問が出された。

「第一の質問は、多摩都市計画といわれる新住宅都市の開発についてであります。この開発計画はまだ都民の前に正式に公表されていないようで、また新しく、すこぶる大きなご計画のようでもありますから、したがって質問点は多岐にわたるのでございます。この新住宅都市の開発計画は、現在首都整備局が中心になって進めておるようであります。南多摩の稲城町、多摩町、由木村を中心に、総面積960万坪の土地を開発し、ここに人口30万をこえる、田園都市と教育文化都市の性格を加味した新住宅都市を建設しようというお考えのようであります。三多摩の人口はふえる一方にもかかわらず、さきに計画した市街地形成と緑地帯の確保がうまくいかず、いまや土地は虫くい状態で、地価は上がるばかり、しかも住宅、商業、工業地帯などがばらばらに散らばり、このままではどうにもならないので、思い切った都市計画に着手されたようでもあります。人口30万といえは、さきごろ地震で大打撃を受けた新潟市の人口とほぼ同じでありますから、なかなか壮大なご計画であります。多摩丘陵をきり開いて、公営住宅5万戸、これを含む7万戸の住宅を建設するために、日本住宅公団、東京都宅地開発公社および東京都住宅公社がそれぞれの土地の買収の目標を定め、住宅公団などはすでに昨年中にかなりの用地を確保しているのでございます。またこの30万都市を目標に三社の電鉄会社がそれぞれルートを設定し、現在運輸省に競願の形となっているように聞いております。そして

さらに現在でも住民の悩みの種となっている水を確保するため、多摩川から引水したり、第二利根水道を計画し、この都市建設事業の最終年度である昭和45年度までに完全な体制を整えようとするお考えのようで、計画はかなり手回しよく順調に進んでいるような印象を受けるのであります」と述べてから、4点について質問をしている。第1点は「計画の具体的内容はどのようなものでございましょうか。これは利害関係のある地元はもちろん、広く都民の知りたがっているところ……」として、住宅の種類、民間住宅建設の方法、人口定着化のための教育施設などの誘致に伴う優遇措置の有無、工場などの進出規制、30万都市内外の道路、上下水道、ガス、公園などの基本的設備の計画や財源計画。第2点は「このような大規模な計画を構想どおりに確実に軌道にのせ、自信をもって遂行できるかという点」である。これは、地価との関係で用地確保の問題で計画が予定どおり遂行できるかどうか、また、建設省で本格的検討の段階に入っている首都移転構想などの外部的要因による客観情勢の変化によって計画がくずれないかということである。第3点は、「新住宅都市の建設計画と地元市町村の関係について……」であり、上記3町村の他に周辺市町村も多かれ少なかれ関係をもつから、共通の問題の処理や調整の問題、各種事業の都と地元との財政負担、すなわち人口増に伴う公共施設の増改築による財政負担の重荷、新住宅都市に直接関係をもつ地元の行政体制（30万人都市としての1つの行政体制など）である。第4点は、「総合的、計画的に新しい都市を建設されるのは大いに結構でございます。しかしながら、計画区域外の地域、または広域的な三多摩の開発計画はどのようにお考えでございましょうか。いまのうちに強力な手を打っておかないと、三多摩は23区同様の混乱を再現すると、私もは再三申し上げているのでございます」と指摘されて、東知事は初めて「多摩の都市計画」なる言葉を使っている。すなわち「……多摩の都市計画につきましてお答えをいたしますが、すでに昨日も申し上げましたとおり¹⁴⁾……三多摩にありましては、無秩序な住宅の建設と土地分譲と、いわゆるスプロールの現象があって著しゅうございますので、新住宅市街地開発法、あるいは先般の国会で成立いたしました住宅地造成事業に関する法律、これらを適用いたしまして、健全な住宅および宅地の供給ならびに集約的な市街化をはかるように計画の立案を進めております。ただいまお話しの南多摩の稲城、多摩、由木二町一村につきましては、すでに多摩都市計画区域として都市計画法の適用を行ないましたが、引き続き土地の利用計画、また道路、公園等の施設計画を決定する準備をいたしております。……新しい都市を建設するにあたりましては……事業はどうしても施行者が各般にわたりますので、総合的な見地に立って調整する必要があります。

特に最も必要なのは都市建設に必要な土地を取得し、あるいは提供するという点であります……。首都移転の論議の問題と多摩新住宅市街地計画とに密接な関連をもたせる必要はないと私は考えております」と述べ、三多摩の具体的な場所についても確認がなされ、首都移転とは無関係なこと、また二町一村についてはすでに多摩都市計画区域として都市計画の適用をしたこと、具体的な土地利用計画や道路、公園等の施設計画を決定する準備に入っていることも都民の前に明らかにされた。そして高尾健一の多摩都市計画という新住宅都市についての質問内容を全面的に認める発言をしている。

さらに、翌年2月25日都議会第1回定例会での「施政一般についての大綱説明および経済局における賃金問題に対する措置状況について」を演説した東知事は、4つの重点目標の1つである「住宅」について「……新たに多摩丘陵区域において新住宅団地を開発するため百万坪の用地買収を行なう」と明確な方針を公表している。しかし、この時点まででも「多摩ニュータウン」という言葉はあらわれていない。いつからニュータウンという言葉が使用されるようになったのであろうか。

3) 多摩ニュータウン

この言葉が最初に東京都議会で使われたのは管見によればおそらく1965年3月4日の東京都議会第1回定例会での今泉太郎によってであろう。

今泉は「……多摩団地は、……本年度からすでに事業に着手し、この事業は住宅局の本年度最重点事業として行なうのであります。その計画の大要は、本年から昭和45年度までの7年間に山林、原野、田畑等を開発して……公共施設を整備完了するものであると発表しております。しかるに、その最も基本となる重要な造成計画である道路配置図をはじめ、上下水道計画、住宅配置図等の大まかなものさえも何一つとしてできていないのであります。そればかりでなく、着手2年目を迎えようとしている今日、工事総額も算定されておられません。また用地買収に着手しながら、宅地造成費等も皆目見当がつかない……」と前置きし、以下4つの質問を行なっている。第一は「地域選定」で、自然条件や分村問題のこじれなど社会的条件も不適であること。第二は「事業運営の骨子ともいえる機構の問題」で、「現在39年度に25万坪、40年度に100万坪の用地買収の予算を計上しておきながら、その機構は実に弱体化きわまりないのであります。私の知る限りにおいては、首都整備局の中に新住宅市街地係が唯一の機構であります。その専属職員も今年1月まではただ1人です。その後わずか2名が増員されたのみで、合計3名のみで現地に行ったり、あるいは各局間を走り回ったりしている現状であります。また南多摩開発協議会という機関が本年に入ってようやく設立されましたが、今回までただの1回も開かれたことがないの

であります。この運営は多分公団、公社のほうで運営しているというのでありましようけれども、もしそうであるとするならば、だれが責任を持って仕事に当たっているのか」と、事業規模や期間の大きさに比べて組織の貧弱さを指摘している。第三は「用地買収の委任」であり、「用地取得の方法は何ら従来と変わりなく、何の計画性もなく、地価の値上がりに対する先買権を持ちながら、その手も打たず、買取請求権の処置も講ぜず、ただ漫然と任意買収にまかせている……現地では大企業の資本投下と土地ブローカーが入り乱れて盛んに土地を買いあさって地価をつり上げ……」と予定どおり買収が進まない原因を指摘している。第四には、「多摩団地選定の経緯と今後の問題点について」で、国有地の弾薬庫あと地も含め960万坪の多摩丘陵を考えたが、同あと地は除外させられ、かつ2月23日防衛庁は首都防衛の役割を担うホーク基地を配置する計画を発表した。しかしミサイル基地と隣り合せの住宅街はだれでも反対で、「知事はどう対処するのか……この多摩団地は以上のとおりニュータウンとしても不適地である……」と事業施行の初期の混乱状態がクローズアップされている。これに対して東知事も「新住法によって大規模ニュータウンを建設することに考えをすすめた。弾薬庫の除外は、米軍に提供中の土地だからで、ホーク基地は容認できないので計画はこのまま進める。土地買収は多摩町は90%見込みがついたが、由木村は政治問題のために、計画を25万坪から10万坪に変更した。また大規模な計画であり、都も初めてであるから、計画なり実施に対しては、強力な体制を必要とするので、「東京都ではとりあえず、南多摩ニュータウン連絡協議会を去る1月に発足させた」と答えて、ホーク基地の件についてはNHK放送で初めて聞いたので、ホーク基地を最初から知っての上で団地決定をしたものでない、と否定した。

この後、1965年10月には、鈴木仁によって「30万都市建設に計上された67億4,000万円の100万坪土地買収費」について、3月には高尾健一によって41年度は買収30万坪、35億1,700万円¹⁵⁾で前年度に対して規模・金額とも大きく減少している理由は何か、さらに土地買収費の単価が大幅に上昇しているのは何故か、前途に不安が多いなど、また次の日には大川清幸によって、弾薬庫あとのホークミサイル基地化、千里山と知事が比較したのは、比高が2倍以上も違い、比較すること自体論外であること、買収が遅々として進まないのは、昭和36年の当初計画での用地買収費坪当たり2,000円程度と見込まれていたが、現在平均7,000円であること、昨年度において、この事業の予算総額は約3,000億円と見込まれていたが、この分では将来想像を絶する予算になろう、計画実施のとき予算総額はどの程度になるのか、などの質問が行われた。これについては、東知事、日比野七郎副知事、山田

正男首都整備局長の3人が答弁をしている。

山田の回答は多摩ニュータウン計画の核心に融れているので以下詳しくみておこう。

「……事業計画の点について……南多摩ニュータウン計画は、昭和37・8年当時に計画を立案したものでございます。全体の事業費を、その当時の価格で、ごく概算で申し上げますと、用地を買収して、これを市街地として造成する。いいかえると、道路も作り、公園も作り、もちろん宅造もする、下水道もつくるといような公共施設の整備費、この区域外の関連する道路、排水施設、そういうものの公共施設の造成費を合せて、約1,600億円と見込んでいたのであります。なおそのほかに、この造成された土地の上に、東京都なりあるいは日本住宅公団なり、東京都の住宅公社、あるいは他の民間の造成された宅地の分譲を受けたものが、個々に民間の建築物をつくる、こういうことになるわけでありまして。そういう住宅の建設総費用を、約1,200億円程度と見込んでおったのでございます。そのほかに23区と結ぶ鉄道施設の建設費、こういうものがざっと見込んで200億円近く要るといような想定をしていたのでございます。このうち東京都の負担する分は、この市街地造成のみに要する経費として、約490億円くらい見込んでおったのでございます。実はその後測量調査等をそれぞれ施行予定しております。東京都住宅公団と共同でしております。また並行してさらにこまかい事業計画も立案しておりますが、その内容としてそれぞれの負担する区域が、さらに若干動きつつありますので、ただいま申し上げた東京都分の事業費というものは若干変更があるかと存じます。なお先ほどご指摘のございましたように、当初は用地費を坪当たり平均2,000円程度と想定しておったのでございますが、残念ながら現在の地価対策のもとでは、地価の高騰を防止することがきわめて困難でございますために、極力そういう土地ブローカーによる地価のつり上げのないように、各町村と連絡協議をして努力をしておりますが、ご指摘のように地価が上がっている結果、造成された宅地の価格は、当初坪当たり平均35,000円くらいの価格になると推定しておりましたが、現在のところでは、48,000～49,000円、50,000円足らずの価格になるものと見込んでおります。それにしても、人口30万以上を吸収する新都市を、今後数年間に建設するということは、大変な大事業でございますので、この事業を効率的に進めるために、集約的に完成するために、目下関係者間で連絡協議会をつくって、いろいろ設計の打ち合せ、施行の順位、こういうようなものをいま検討しております。近くその一部分について、正式に事業計画を定めたいと存じている次第でございます。」

以上要するに、計画策定者の予想をはるかに上回る地価の上昇率があつて、用地費がふくらみ、したがって事

業費が大幅に見込み違いになってきていることが述べられている。また、計画そのものもきちんと立案されたものでなく、関係者間で連絡協議会を作って、設計・施行について検討中で、「事業計画」すらなく、それは今後に定めたいというものであった。各議員の質問で、どういふ計画なのか明確でないからはっきりさせてほしいという発言が多かったけれども、今までいづれもきちんとした回答をさせていたのは、上述のような理由によっている。

このあと、第2回定例会では、田中あきらが、多摩ニュータウン対策と隣接する多摩弾薬庫あと地について質問し、すでに112万坪買収済であるが、本年3月例会において30万坪分とする35億1,700万円の予算は付帯決議の名のもとに凍結され、現在未執行であることによるのちの問題、また、付帯決議に関連して、計画全体の青写真がないなどの指摘がなされたが、このあとは、1967年第2回定例会まで、すなわち第一期革新自治体が生れて、美濃部亮吉知事が登壇するまで、多摩ニュータウンについての質問は都議会定例会ではみかけない。このことは、1966年12月10日の東京都議会『住宅港湾委員会々議録』第27号によれば、東京都南多摩新都市開発本部が12月1日付で住宅局の機構として設置され、本部長（技監兼）大河原春雄、次長泉正勝で発足したこと、また、大河原技監の「890万坪の都市計画決定が行なわれている今年8日、都市計画審議会に890万坪のうちの一部約350万坪について事業決定が行なわれている。残りは順次事業決定が行なわれると思う」という発言とから考えると、計画が少しばかり具体性をおびてきたことと恐らく関係があるかもしれない。

4-3 東京都議会と多摩ニュータウン「酪農問題」

1) 土地買収と農林業者

多摩ニュータウン開発は、多摩丘陵内の農林業地域に計画されたから、土地利用としての農林業や、就業者としての農業者、産業としての農林業との調整や転換が当然必要であることは論をまたない。しかし、都議会ではこれまでそれらについての質問や意見が出されたことはなかった。「転業させる」については波及する問題が大きいはずである。

農林業ないしは農業者についての東京都議会での最初の質問は、管見によれば、1967年7月6日の第2回定例会での宮下武平によるものであると考えられる。すなわち、「南多摩ニュータウン計画」についての質問で、地元住民の不安の解消について、米軍多摩弾薬庫跡地がホークミサイル基地の候補地にあげられていることと関連して、「具体的行政指導」の考えがあるかどうか質している。「…土地買収後の地主、農家の人々の生活指導対策は明確になっていないが、その点はどう行政指導していくのか…」、地主、農家等の人々が土地を手放した後の不安を持

っていることが、買収の計画におくれを来たしている原因となってあらわれ……、また零細地主に対する対策はどうか。……また都は地主農家の人々に対して強制収用すると強制しているといわれているが、あくまで地元住民の協力が絶対必要で……と、農林業解体に伴う農業者の行政指導を一般的にたずねているにすぎない。

1965年4月20日には「八王子市下柚木、上柚木にわたる地域の多摩ニュータウン計画区域より除外」の請願、また、1966年の6月7日には、「旧由木村の全地域を多摩ニュータウン開発区域より除外する」請願が出されている（拙稿、1981）から、それらの紹介議員ないしは地元出身議員は、事の重大性に気づいていないはずはないのである。しかしながら上にみたように一般的抽象的な質問しかなされていない。

美濃部知事の答弁も、「多摩ニュータウン区域内の地主で農地を提供し、農業ができなくなった者、あるいは建物の移転を余儀なくさせた者には特別の措置を考慮しております。たとえば、造成後の一宅地、またはニュータウンに必要な営業用の土地を他のものに優先して譲渡する予定でございます。なお、地主から希望があれば、この区域内に設けられる分譲店舗も準備する計画でございます。このほか転業を希望する者には転業のあっせんなど、生活再建措置も考慮しております」と、農業者としての道は一率に閉ざしておきながら、営業用の土地や分譲店舗を優先分譲して第三次産業へ転換させることを半ば強制している。農業者を農業者として認める生活再建指導策なるものはまったくないと言うことができる。したがって、この時点では未だあまり問題も大きくなっていないのであるが、専業農業者達の強力な反対の意志表示が、請願となって、ニュータウン計画区域外からもおこなわれるようになり、計画・施行者にとって状況はだんだん深刻になってくる。それは堀之内地区の「酪農問題」として凝集してくるようになった。

2) 「第19住区」予定地、堀之内地区の「酪農問題」

イ) 滝沢勇の質問

本稿の第4章1節で述べたように、第19住区予定地等の代表者達と東京都の関係当局すなわち東京都住宅供給公社理事長および東京都住宅局長等との話し合いの場を自民党の控室でとりもった滝沢勇は、1969年10月3日の都議会第3回定例会で、多摩ニュータウンについて質問に立った。

総論的な見地から「ニュータウンについて計画変更の考えがあるかどうか」について質した後、各論の見地から三つ質問し、そのうちの1つで直接第19住区のことについて触れている。同年3月の予算委員会での西部地区の事業決定に関して、「調査費が足りなければ補正予算でも継ぎ足して10月に事業決定したい」という美濃部知事発言に関連して、質問したものである。

「知事は緑地保存について積極的だと聞いていますが、この西部地区でも事業区域から除外してほしいという強い声のあるのを知っていると思います。たとえば第19住区のように、多くの方々がせっかく畜産振興に長期の、しかも幾多の困難を乗り越えてようやく経営の安定に近づいたことは、今日までのたいへんなご苦労の結果であります。にもかかわらず全面買収の予定だと聞いております。またこの西部には銚（鐘の誤り——引用者）水地区、上柚木地区の一部にも、事業区域としてはむしろ不適当と思われる地域も予定に入っています。事業区域の緑地保存とともに、その周辺の緑を保存し、また畜産地域がどかな牛の鳴き声とともにそのまま保存できればむしろ総合的、立体的になり、ロマンチックなものになると思いますが、いかがですか。したがって第19住区や銚水、上柚木の一部のように、特にそのままにしてほしい地域の強い願望についてはどう考えるか、お答えを願いたいと思います。」

また質問は続くが、第19住区に直接関係するものはここで終わっている。都議会で第19住区の酪農問題について、さほど具体的ではないが、畜産地域の保存の問題をとりあげたのは、管見によればこの滝沢勇の質問をもって嚆矢とすると考えてよいであろう。質問はそればかりでなく、知事の緑地保存についての積極性を買って、事業区域の緑地保存を主張するばかりでなく、区域外の周辺の緑を保存することができれば、と暗に第19住区を住宅地に替えることをとがめ、さらに、知事の「ニュータウン周辺地域を含め……」という発言に対して、地元財政や道路や鉄道などの関係から、周辺地域の開発についても暗に疑問をなげかけ、緑地保存を訴えていると考えられるであろう。

また、銚水地区や上柚木地区の一部についても事業区域としてはむしろ不適当であるとの発言があるが、これは、専業農家の集中している地区として、前稿（拙稿、1981）で疑問を呈した地区——1966年4月20日に出された八王子市上柚木の勝澤重治外49名による請願の出された、除外要求地区——と考えられる。

これに対して美濃部知事は、「多摩ニュータウンはベッドタウンをつくるという考え方に基づいて出発したように思われ……計画の本筋はもう変えないつもり」と答え、「周辺地区のこと」については、「多摩に一つの新しい、ある意味においてはやや理想的な田園都市をつくりたい、いままでの東京都は、人間が住むところは自然が破壊されるという傾向がございます。これではいけないので自然は自然として残して、その中に人間が入り込んでいくという、そういう田園都市をつくってまいりたいと思います。ただいま牧場のことがお話に出しましたが、残念ながら私これよく存じませんが、もしいまのお話のように、牛の声を聞きながらのんびり暮らすという

ことになり得る条件を備えているのであるならば、何とかしてそれも残すのがいいのではないだろうか、そう考えております。そしてこういう自然をできるだけ残した田園都市、それは多摩ニュータウンだけに限らないのではなかろうか……」と述べて、直接に第19住区のことではなく、一般的なこととして発言している。しかし、畜産を、ある条件があれば、残すのがよいと考えるという知事発言も、やはり第19住区についての質問と関連づければ、これが最初と考えられる。

ここまで知事の回答を得ているながら、この後は滝沢勇も、自民党も、この第19住区の問題については触れずじまいになってしまった。都市と農村の問題から、また豊かな都市づくりをめざす、あるいは都市の再創造をめざすという観点から残念というほかはない。

ロ) 後藤マンの質問

かわって前述したように、日本共産党による、都職労経済支部の自治研推進委員会との合同現地調査による成果をもとに都議会予算特別委員会での質疑がおこった。もちろん、この質問も、現地調査も、1975年5月23日に受理された、酪農業者を主とする「除外」要望の請願をふまえてのものであることは言うまでもない。なぜなら、この請願の紹介議員は後藤マン、のちの予算特別委員会でみるように、川口弘を含む6名からなるものであるからである。自由民主党の場合も、滝沢勇こそ紹介議員ではなかったが、三浦八郎や関根義一が紹介議員となって第19住区予定地からの請願が受理されている。また滝沢勇の質問の約1ヶ月前の9月2日に、調査ではないが、「現地視察」を同党の政務調査会が中心になっておこなっている。しかし、本会議の質問は請願の紹介者となつてから、3年以上も経過してからのものであった。

後藤マンの質問は、請願紹介者となつてから、7ヶ月弱で都職労経済支部に、第19住区の酪農問題を中心にした調査研究への協力要請をおこない、8ヶ月目には調査のまとめを終え、9ヶ月目には質問に立っている。都議会予算特別委員会での質疑は、「第19住区予定地の酪農問題」についての根幹にふれるいくつかの問題点——酪農問題ばかりでなく、ニュータウン計画や、地域開発に一般的に共通する問題——の提起があり、また知事発言が、その後のこの問題について長く尾を引くことにもなった、ということから重要な記録であるので、後藤マンと当局との、多摩ニュータウン関係の質疑について、次に『東京都議会予算特別委員会速記録』から「医療関係」部分を除き全文を引用しよう。

・後藤委員（前略——引用者）次に、私は、多摩ニュータウンについて幾つかの質問をいたします。

まず西部地区の開発問題について伺います。その開発計画の内容と特徴について説明をしていただきたい

と思います。

- ・矢田南多摩新都市開発本部長 西部地区は面積が約534.6ヘクタールで施行者は東京都であります。開発に当たっては、多摩ニュータウンにおける住宅の建設と、地元市の行財政に関する要綱に基づきまして、東部地区との均衡をはかりながら、特に自然の保全に努めまして環境のよい町づくりを行い、あわせて地元市の受け入れ体制と整合した計画を策定いたしたいと考えております。現在八王子市の参画を得まして、共同して基本方針案を作成中でございます。この基本方針案が固まりますれば、昭和51年度中に西部地区開発計画を、東京都南多摩開発計画会議の承認を得て策定する予定でございます。
- ・後藤委員 西部の開発は、これまでの東部の開発の総括と反省の上に立って、多摩丘陵の自然の保全、農業との調和、入居する人々の快適、安全な住環境の整備が必要であることはいうまでもありませんが、昭和48年、南多摩開発本部は市浦建築コンサルタンツへ西部地区開発について設計依頼をしています。委託の目的と自然保全についてどのような条件を与えておりますか、伺いたいと思います。
- ・矢田南多摩新都市開発本部長 この調査は緑豊かな自然環境と調和した開発を進めるために、開発のパターン、造成手法等を再検討するために市浦都市開発建設コンサルタンツに委託したものであります。自然保全について付与した条件は、30%以上確保を前提としまして、良好な現存樹林を最大限に確保すること、及び造成地についても緑の回復、保全に努めることなどでございます。
- ・後藤委員 これまでの東部の開発の中で、自然の緑がどのくらい残っているのか、また昨年10月、八王子市在住の緑の監視員から都知事あて要望書が出ていますが、その趣旨について、あわせて公害局長からお答えを願いたいと思います。
- ・上田公害局長 お答えいたします。
東部開発の中での緑地率と、それから八王子の緑の監視員からの要望書の概略はどうかというお尋ねでございます。前段の多摩ニュータウン東部開発の中での宅地造成面積は、611.3ヘクタールでございまして、自然緑地面積は32.2ヘクタールでございまして、緑地率は5.3%となっております。
それから、次に、八王子市在住の緑の監視員12名の方々からの要望書の内容についてご説明を申し上げます。
要約いたしますと、多摩ニュータウンの建設に際しましては、従来からの造成方法を再考して、現存植生を可能な限り残すための方策として4点の要望が出ております。
まず第一点といたしましては、地区内に残存する遊

水池——これは土地でございます、それから灌漑用水池、及びその周辺緑地を現存のまま保存し自然公園とする。それから特に希少植物の群生地等につきましては自然保護区域として保全に努めること。

第二点目は、神社、お寺などの境内地あるいは屋敷林のうち、特に現存植生のすぐれた部分を現状のまま保存すること。

第三点目は、公共用地その他オープンスペースについては、整地のための作業を最小限にとどめ、現存植生を可能な限り残し、利用すべきこと。

以上でございます。

- ・後藤委員 緑の監視員からの要望は当然のことだと思います。いま、南多摩開発本部の人が八王子市に示した西部の地区の基本計画説明書によれば、保存緑地は5%程度にしかなくなっていませんが、市浦建築コンサルタンツに、南多摩開発本部みずからが残せといったのは30%という緑地保全の条件でありました。また緑の監視員の要望を事実上無視し、保存緑地を5%の東部とほとんど変わらないようにやろうとしております。いままでの開発が緑と自然を保全することに相当欠けていたものであり、重大なことといわなければならないと思います。可能な限り住宅建設に努力することは当然でありますけれども、自然の緑地を十分確保するように、私知事に要望したいと思います。

(図示説明) 続きまして、この西部の開発は——これが西部ですけれども、いままで開発がおこなわれたのは、この東部です。私がこれから問題にいたしますのは、この第19住区です。住宅供給公社が新住法によって開発しようとする19住区における酪農の問題について、これから質問したいと思います。

- ・昨年5月、八王子堀之内地区の住民から請願が出ていますが、この請願の趣旨を説明して下さい、南多摩本部長。
- ・矢田南多摩新都市開発本部長 請願の趣旨は八王子市堀之内寺沢地区は多摩ニュータウン計画地域とされ、東京都住宅供給公社が用地買収を進めているが、この地区には現在13戸の農家が搾乳牛等を飼育し、田畑を耕作しているので、買収区域から除外して現状のまま農業経営が続けられるようにしてほしいというものであります。
- ・後藤委員 ただいま説明がありました堀之内地区の酪農の現況、特に生産量及び収益、特徴などについてご説明を願います。
- ・岡田経済局長 堀之内地区は東京の酪農の発祥の地でもございまして、現在酪農を営んでいる農家数は13戸飼養頭数は、乳牛249頭、肉牛130頭、49年の生産量は牛乳が約900トン、肉牛の出荷頭数は約90頭で、一戸当たりの収益は約400万円でございます。この地区の酪

農の特徴は、都内の平均と比較いたしまして収益も高く都内でも有数の酪農家として安定した経営をしています。

・後藤委員 経済局はこのような優秀な専従畜産農家に対し、都下近郊農業を守り、発展させる上から、地元の要望をどう考えておりますか。

・岡田経済局長 地元畜産農家からの要望、あるいは都市近郊農業育成の立場からは存続が望ましいのですが、ご承知のとうりこの地区は新住宅市街地開発法による事業地区として指定されており、酪農存続について関係局と協議検討してまいりたいと存じます。

・後藤委員 昭和39年5月22日付、農林省、建設省間で新住宅市街地開発事業と農家との調整についての覚書で、地区設定基準はどうなっておりますか。

また、当時堀之内地区は何種の農地であったか。

さらに、多摩ニュータウンの計画決定に当たって、当時の知事報告、都農業会議の答申を明らかにしてください。

・岡田経済局長 農林、建設両省の関係局長間の覚書の地区選定基準の主なもの、1.首都圏整備法の規定により市街地開発区域として指定された区域内において施行地区を選定する場合は、農林省と関係省との間において調整された市街化区域から選定するものとする。2.これ以外の場合は、既存の市街地に接続または近接して選定するか、またはこれが困難な場合には、第一種農地は努めて避けて選定するものとする、となっております。

当時、堀之内地区は第一種農地に該当しておりました。

次に、関東農政局長あての調査報告書の関係農家に関する事項を要約いたしますと、1.今後とも主として農業経営により生計を維持する農家については、その意向を講ずるよう努めさせる。2.酪農または経営を縮小する農家に対しては、就職のあっせん、職業訓練を行う等、施行者に対し、生活再建のため必要と認められる措置を講ずるよう努めさせる。3.地区内の小作農地については特に留意し、地域の慣習によって円満に解決するよう話し合いを進めていきたい、とするものでございます。

・後藤委員 多摩ニュータウンは、第一種農地を避けるべきだとした選定基準で網をかけたのであります。経済局長答弁のとおり、この地域は当時第一種優良農地で、開発から外して守らなければならない地域であったのであります。この地域は元由木村で、全国でも優秀な酪農家の集落であり、二代三代とりつばな後継者もあり、全国畜産会からも表彰されております。

同時に、この酪農地の農耕地、それに連なる雑林の森の存続は、ニュータウンの景観、この地域の生態系

の維持と自然環境保全に大きく役立つことは明白であります。

また、そのことがその地域の子供たちの教育にとっていかに大切であるか、幾つかの事例を挙げてまいりたいと思います。

たとえば、都の畜産試験場に見学に行った子供たちは、都の職員から目の前で牛から乳をしばってみせられ、これが牛乳だよ、飲んでごらんさいといわれると、子供たちは、それは牛乳か、うそだよ、ぼくたちの牛乳はびんやパックに入っているの牛乳だ、こういったそうです。笑えない話であります。これが都会の子供の現状であります。

また、多摩ニュータウンに住んでおりますお母さんのお話では、団地ではネコや犬を飼うことができない、子供たちが動物と親しめないのがかわいそうだといっております。この酪農地を残せば、ニュータウンからバスで十分足らずで、生まれたばかりの牛の子がおります。そして放し飼いの鶏、犬と親しむことができますのであります。知事さんも対話集会で、モーと牛の鳴き声が聞える団地があってもいいとお答えになっております。だから、どうかそういう立場でこの酪農を残していただきたい。知事さんどうお考えでしょうか、よろしく願います(拍手)

・美濃部知事 私も現地に参って見ておりました、これはどうしても残さなければならぬと固く決意しております。したがって、どういう形であるかは知らないけれども、現状のとおり牧場として残す、そうして民家の住宅の間に牧場があるということは、いまお話しのとおり、あらゆる点において非常にプラスになりますから、何としてでも残す固い決意で当たろうと思っております。

・後藤委員 ありがとうございます。知事さん、堀之内の酪農を守るために、新住宅市街地開発区域から除外を含め、現在地で酪農を続けていけるように、その手法を関係局に検討させていただきたいと思ひますし、また地元住民との合意を得るまでは、この地域の都市計画事業決定をやらす、買収もそれまでは中止させていただきたいと考えますが、知事さんの所信を伺いたいと思ひます。

・美濃部知事 酪農を継続したいという方に対しては、酪農経営が成り立つよう何らかの方策を講じて、この地区の開発事業にご協力がいただけるよう、関係局に検討をいたさせます。また、地元住民の了解が得られるまでは、住宅供給公社には認可の進めまいにいたします。

(ニュータウン内の医療関係の質疑応答につき、中略一引用者)

・後藤委員 西部の開発は担当大規模でありますから、

当然この開発がもたらすであろう地域内植生物、周囲の生態系、気温、水、河川、農業基盤などの影響や交通量の予測などいろいろと環境アセスメントを行っていると思いますけれども、この実態についてご報告願いたいと思います。

- ・矢田南多摩開発本部長 ご質問の環境アセスメントにつきましては、西部地区の開発計画がまだ策定されておりませんので、行っておりませんが、計画に先立ちまして、生態学的見地から自然の保護、保全には十分な配慮を行いたいと考えまして、昭和48年から2ヶ年にわたりまして、多摩ニュータウン西部地区環境保全生態調査を行いました。開発計画がまとまりますれば、知事が先ほど田中委員にお答えした趣旨に沿って対処してまいりたいと思います。
- ・後藤委員 このような大規模開発であるのにまともな環境アセスメントもやっていないということは、非常に重大な問題だと思います。ここでの調査は、グランドハイツ跡地などの大規模開発にも大きな影響を与えるものでありますから、ぜひ実施するように要望したいと思います。

私は、これまでの質問や答弁で明らかになった新住法による開発はさまざまな問題があると思います。実情に合わないものも明らかになりましたので、西部地区開発に当たっては、国に新住法の改正を提言し、また財源や制度の改善を要求するとともに、慎重に進めることを強く要望していききたいと思います。

とりわけ私は今日の質問の中で、堀之内の酪農家たちの要求を都が全力を挙げて受け入れ、そして子供たちのためにも、お母さんたちのためにも、そこに住む人たちのために、本当にこの多摩ニュータウンに住んでよかったという、こういうところにしてほしいと思います。

で、今後、東部地区における入居者が、せっかく多摩ニュータウンということであこがれをもってここに入居したところが、実際には、野鳥が町田市に逃げていってしまう、そしてあの地域ではウサギがびんびんはねておったのが、いまでは雨が降ると洪水のように土砂が流れ込んでくるという、こういうことでは、せっかくのニュータウンに住みつくと人たちのふるさとの台なしであります。

私は美濃部知事に強く要望したいことは、本当にニュータウンが東京都民の憩いの場であり、そして近くの農家が守られ、近くの農家が守られることによって、いま本部長が5%しか保全できない緑地が、自然のままですべて30%保全するということが、必ず実現できるということ、強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

みられるように、多摩ニュータウン計画地域の線引きには非常に大きな誤りがあったことがわかる。しかし、それを不問にしたとしても、優良農地をもち、かつ優良農業経営体を維持している、後継者の育っている地域であってみれば、上にみるような知事発言が生れるのはむしろ当然と言わねばならないであろう。

しかしながら、ニュータウン計画事業の最高責任者である東京都知事の、このような発言を生み出したのは偶然ではない。それは、前稿で述べたように農業のみによって生計をたて、都市住民に農産物を供給していくことを義務と感じ、ひたすら経営の改善に努め、農業生産力を上昇させてきた職業意識があったからこそ、農業継続の姿勢を守り通し、それ故に農耕地の売り渡しを拒むという、酪農業者達の10数年にわたるねばり強い運動が基本にあったからである。そして、それら酪農業者達の訴えを、自治研究活動を通して東京の農業を再認識することにより、おのれ自身の改革を認識した労働組合員が、自分達のこととして受けとめ、さらに実際に調査研究をして農業者との共闘、政党との共闘が強力な連携のもとにおこなわれたからに他ならない。

この美濃部知事の発言である、「どうしても残さねばならない、現状のとりの牧場として残す、また、民家の間に牧場のあることはあらゆる点でプラスになるから何としてでも残す固い決意で、……酪農経営が成り立つように何らかの方策を講じて、この地区の開発事業にご協力がいただけるように関係局に検討させる」ということは前後の発言のかかわりにやや不明瞭な点がないでもない。しかし、「経営が成立するように残す」ということは否定することができないであろう。この知事の発言はこのために新住法との関係ばかりでなく、のちに様々な問題をひきおこすことになるが、それは次章にゆずることにして、ここでは、これと関連して翌年3月14日の都議会予算特別委員会での川口弘の質問をみておきたい。

ハ) 川口弘の質問

関係部分だけを引用しよう。

- ・川口委員 (前略——引用者) 次に、多摩ニュータウンについてお伺いをいたします。

西部開発の計画策定及びスケジュールについて、まず本部長からお伺いをいたします。

- ・鈴木南多摩新都市開発本部長 多摩ニュータウン西部地区の新住事業開発計画につきましては、昭和51年4月に八王子市と当本部とで西部地区開発計画策定委員会を設けまして、人口、住区、道路、緑の保全等基本的事項について検討を進めてきておりますが、さらに庁内関係局とも協議中でございます。今後できるだけ早い機会に東京都南多摩開発計画会議でご審議を経て成案を得たいと考えている次第でございます。

また、スケジュールにつきましては、昭和60年度完

- 成を目的に事業を進めていきたいと考えております。
- ・川口委員 開発に先立っての環境アセスメントはどのように実施しているか、ぜひ伺いたいと思います。
 - ・鈴木南多摩新都市開発本部長 環境アセスメントにつきましては、制度、技法等が現在まだ検討されている段階でございますが、開発に当たって必要と考えられます環境調査といたしまして、すでに西部地区環境保全生態調査、あるいは西部地区の道路による影響予測調査、埋蔵文化財包蔵地調査などを実施してきております。なお、今後も引き続き必要に応じて実施してまいりたいと考えております。
 - ・川口委員 お話しの程度のアセスメントではまだまだ不十分だと私は思います。そこですでに環境保全生態調査を行っているわけですけれども、植生、動物、鳥類、昆虫は開発によってどのような影響を受けるのか
 - ・鈴木南多摩新都市開発本部長 動植物の生態系はその地域の環境に密接な関連がございます、開発によって環境の変化がございますと、これらの動植物の生態系にも当然変化を与えることになってまいります。したがって、開発に当たっては、動植物の生態上必要な良好樹林地を極力囲い込み保存などいたしますとともに、現存樹木の移植等行いまして、環境の保全には努めていきたいと考えております。
 - ・川口委員 私どもの調査は、若干の植生は残っても、キツネや、あるいは都下の最後の個体群といわれている蚊やネズミ、また、一部にはここにはサンショウウオがいるといわれておるわけですけれども、こういう林、草原、丘は、こういうものを確保しないと、昆虫類もほとんど消滅する。鳥類も大きな影響を受け、このままではこの地域の生態系は大変な変化を起こすということが私どもの調査でも明らかであります。
(地盤地質に関する質疑——中略、引用者)
 - ・川口委員 私はいまのお話を聞いて、調査がまだまだ不十分な感じがしてならないのです。大気や水門、景観など、自然環境、大気汚染、騒音、地震あるいは洪水など必要な調査を検討、審査をもっとすべきだと考えるわけです。そして開発計画を策定すべきだと思うのですけれども、美濃部さん、いかがでしょうか。
 - ・美濃部都知事 開発計画策定に先立って、必要と考えられる幾つかの環境調査は行ってまいりました。なお必要なものにつきましては今後も事業を実施する中で調査を続行してまいり、その結果を計画の中に取り入れていきたいと考えております。
 - ・川口委員 次に、美濃部さんに伺いたいのですが、昨年の予特でモーの論争がございまして、19住区の堀之内地区の酪農を現状のまま残すというお約束があったわけですけれども、その後どうなっているか、お聞かせいただきたいと思います。
 - ・美濃部知事 19住区の酪農問題につきましては、事務局に計画区域からの除外を検討させておりますが、協力している地元への影響等も十分に考えられますので、引き続き慎重に検討を継続させてまいりたいと考えております。
 - ・川口委員 ぜひ実現をお願いしたい。
次に、開発予定地域内、特に由木地区の農業の現況につきまして、経済局長、お願いをしたいと思います。
 - ・吉留経済局長 八王子市由木地区の農業の現況でございますが、農業戸数は265戸、そのうち専業農家が32戸、耕地面積は92ヘクタールでございます。主な農畜産物といたしましては、野菜類、米麦、牛乳、肉類等でございます。
 - ・川口委員 それでは、西部開発で農業はどうなるのか。本部長、お願いしたいと思います。
 - ・鈴木南多摩新都市開発本部長 区画整理区域内では蔬菜類の耕作が可能でございますが、新住事業区域内では全面買収によって事業が行われます関係上、農業の存続は困難でございます。
 - ・川口委員 農業保全について積極的な施策を行わないと、この地域の農業がほとんどなくなるということは、目に見えております。この地域には、堀之内地区の酪農家のように、農業を続けたいという農家が少なからずあります。都市近郊農業を守る上から、神奈川県の港北あるいは藤沢ニュータウン、兵庫県の北摂ニュータウンなどの例にならない、この西部地区の開発計画に農業振興計画を導入するため、関係局との協議という点では、美濃部さん、いかがですか。
 - ・美濃部知事 比較的耕地の多いこの地域は区画整理区域に編入しておりますので、この地区の農業問題については、関係局間で協議をさせてまいりたいと思います。
(埋蔵文化財および住建問題についての質疑応答、中略——引用者)
 - ・川口委員 私は特に指摘をしておきたいのですが、自然環境、埋蔵文化財の保存、農業の調和あるいは安く住みよい住宅、鉄道の整備、職住近接、こういう問題につきましては都の独自の努力ではかなりむずかしい点もある、こういうふう考えている。多摩ニュータウン開発の抱える問題をここで総点検をして、国に、法律の改正をするものは法律の改正を要求する、あるいは住宅政策、行財政制度の改善、こういうものを関係自治体と協議、協力をして起こすべきだと思うのですけれども、知事のご答弁をお願いいたします。
 - ・美濃部知事 多摩ニュータウンのような大規模な都市づくりを行うためには、ご指摘のように国の行財政制度は不十分でありまして、新住宅市街地開発法にも限度がございます。国に対しましては、行財政制度の改

善を要望しておりますが、今後も強力に要望をしていきたいというふうに思います。

- 川口委員 知事に最後に幾つかの提案を行って、見解を伺っておきたいと思います。

第一は、多摩ニュータウン開発を東京の都市改造に役立つような積極的な施策、これをまず第一に。第二には、策定の作業、現在の協議中の局に限定せず、財務あるいは経済など関係局全体で問題点を洗い出すということが必要だと思う。第三は、何といっても都市づくりの基本は、やはり住民を中心にしなきゃなりません。そうした時点で素案を発表し、多くの人から意見を聞く、こういう点をぜひ取り上げていただきたい。この点ひとつ美濃部さんの明快なご答弁をお願いをいたします。

- 美濃部知事 西部開発計画の策定にご意見は貴重なお提言であると考えます。ご承知のとおり、西部地区の早期開発は地元の強い要望でもございますので、今後、事業を推進する上で配慮をしてみたいと思います。

(以下、風疹予防問題についての質疑応答につき省略——引用者)

さきにみた、一年前の後藤マンの質問で問題とされた、第19住区の酪農問題について、再びとりあげられたが、事務当局に計画区域からの除外を検討させている、として進展はまったくもってみられない。むしろ、「協力している地元への影響等も十分に考えられますので、引き続き慎重に検討を継続させて」というように、きわめて慎重になっていることがうかがえる。また、この第19住区と関連して、西部地区全体の農業問題について、農業を続けたいという農家、すくなくとも答弁にみられる、専業農家32戸をどうするか、農業振興計画を、他のニュータウン計画の例にならって導入するかなど質された。しかし当局の回答は、区画整理区域内では野菜類の耕作が可能であるが、新住事業区域内では全面買収による事業であるから農業の存続は困難であると、当初の法律を前提としているだけで、考えはまったく変わっていない。しかし、南多摩開発本部長と知事の回答には微妙なニュアンスの違いがみとめられる。すなわち、知事は、比較的耕地の多い西部地区は区画整理区域に編入しているので、この地区の農業問題については関係局間で協議させると言明している。いずれにしても、宅地化のための区画整理と耕地整理とはまったく異質のものであり、都市計画と農業との調整については、産業としての農業の位置づけをおこなない、農業振興計画を導入した都市計画を考える必要があるということが理解されているとは言えない。近郊農業、とりわけ現代日本の激しい都市化による大都市の急速な膨脹による都市農業の発生によ

て、それらの存在を十分に認識し、それらの産業上の地位をはっきり確立することが、ひいては大都市そのものの衰退を防ぎ、豊かな再創造につながるものである、というようなことは当局には理解されていないと考えざるをえない。

とはいっても1年前にくらべれば、東部の自然緑被率わずか5.3%という破壊の反省にたつて、西部地区の開発計画策定に先だって環境調査がおこなわれ、また必要なものは今後もおこなっていくことになったし、地形改変による人工軟弱地盤と高層住宅とのとくに耐震性という点からの再検討もおこなわれるようになった。自然緑被率30%程度を目安に、宅造方法や開発方法について、従来の方式を見直すことになったことは一つの前進と考えてよいであろう。

都市計画と農業との関係に問題をおいているので、引用を省略したが、住宅そのものの問題についても、1982年3月に西部地区の最初の入居がおこなわれるとして、当時の試算家賃は公団の3DKで約13万円と見積られていた。ニュータウン事業は資金を大部分住宅金融公庫からの借り入れによっていたから金利負担がきわめて大きい。これを軽減することがそのまま低廉な宅地供給を可能にするから、国に対して融資条件の改善を強く要望している、という答弁をしている。しかし、多摩ニュータウン開発の抱えている諸問題をこの時点で総点検して、国に対して、法改正、住宅政策、行財政制度の改善などを関係自治体と協議、協力しておこすべきではないかということについても、知事がわずかに、大規模な都市づくりを行うためには国の行財政制度は不十分で、新住宅市街地開発法にも限界があるとしながら、法改正の要求は考慮していない。わずかに行財政制度の改善を国に要望しているのみである。

5. 多摩ニュータウン開発を考える都民会議

5-1 多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会

1) 1万人署名運動

しかしながら、1976年3月13日の東京都議会予算特別委員会での知事発言によって、第19住区予定地の酪農家達の闘いは、いわば多摩ニュータウン計画の再検討にまで発展する展望が開かれたといっても過言ではない。すなわち、都職労経済支部は、この問題をたんに「都の農業」の問題にとどまらず、首都における都市問題にかかわる重要な課題として位置づけた。また、おりから財政危機に落ち込んでいる東京都の「財政確立100万人署名」と関連づけ、さきに述べた「東京の農林漁業を守る運動」の一環として、多摩ニュータウン計画区域内の酪農を存続させるための1万人署名運動をくりひろげることになった。そして、「東京の農林漁業を守り発展させる研究

集会」の中央実行委員会に対して連帯の呼びかけもおこなわれた。その結果、全農林東京都本部、全農労東京地方本部などの機関決定をみ、「研究集会実行委員会」としての取り組みにまで発展し、早くも3月の予算特別委員会後わずか1ヶ月足らずの4月11日組合員85名が参加して、現地酪農地帯や18住区を中心に832名の署名を集め、農業者ばかりでなく一般居住者にも農業の存続に対する訴えがおこなわれた。最終的には7,000名を上まわる署名が集められ、これを背景に6月には知事に要請書が提出された。

2) 酪農存続への都知事要請

この要請書は、7,000余名の署名簿とともに出されたものであるが、以下にみられるように、農業軽視の下で開発優先をおこなうことが、自然環境の破壊につながり、そのような都側の姿勢が農業者ばかりでなく、ニュータウンの居住者や労働組合員によっても批判されているものである。『定期大会報告書』からその要請書をみてみよう。

東京の農林漁業を守るための多摩ニュータウン計画区域内（八王子寺沢地区）の酪農を存続させる要請書
「多摩ニュータウン計画区域内に酪農を存続させる」運動は、農業軽視の風潮が支配しているなかで、10年に及ぶ酪農民の極めて困難なたたかひを経過し、今日、急速に共感と支持の声がたかまり、都民的な規模での運動に発展しつつあります。

現在400頭以上の牛が飼育されている寺沢地区は、東京の酪農の発祥地として、これまでも都民に新鮮でおいしい牛乳を供給してきました。また、この地域は、多摩丘陵の豊かな自然景観にもめぐまれ、農業施策を充実すれば、今後ますます農業を発展させることができる地域といわれています。

しかし、これまで東京都は、開発のみに目をうばわれ、農民や地域住民の声を無視して、農業や自然環境破壊のニュータウンづくりを強行してきました。

昨年2月「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」を成功させたわたくしち実行委員会は、この1年数ヶ月の間に、東京の農林漁業を発展させるさまざまな運動にとりくんできましたが、そのなかでも、数次にわたる現地調査、現地に泊りこんでの農民との交流会、多摩ニュータウン全域でのピラマキ、区内から、西多摩にいたるまでの署名運動などによりこの酪農を存続するためのたたかひに全力を投入してきました。

その結果、ここに提出するように、酪農の存続を要求する署名を7,000名分集約することができました。この署名は、短期間にとりくまれたものですが、農民はもちろんのこと、消費者、ニュータウン居住者、労働組合員などが署名に応じており、これまでの都側の姿

勢に対するかつてない広範な、しかも鋭い告発となっています。

こうしたことから、ぜひこの要請署名の趣旨をくみとり、一部管理者が妨害しようとしている「三月都議会での知事発言」を全面的に実行し、農業や自然環境豊かなニュータウンづくりをすすめられるよう要請するものです。

1976年6月3日

東京の農林漁業を守り発展させる
研究集会実行委員会

東京都知事 美濃部亮吉 殿

知事発言からわずか3ヶ月しかたっていないが、その間、事務当局である南多摩新都市開発本部長と経済局総務部長や農林緑政部長および担当課員による、知事および経済局長の答弁「酪農存続について関係局と協議検討して」について協議がおこなわれたのは当然であろうが、さきにもみたように1年後の予算特別委員会でもほとんど進展をみせていないばかりでなく、この要請書にみられるように、管理者のうちには妨害すらくおこなおうとしていたことがうかがえる。また、前稿でみた請願にあるように「除外」要望の文字は文面にはみられないけれども、議会での「存続」発言を尊重して、表現を柔らげたものであろうか。

3) 酪農民をはげまし、多摩ニュータウン開発を考える6・8集会

さきの署名活動は、目標としては全都的な活動展開であったが、しかし、都職労経済支部の農林関係の職場を中心としておこなわれ、また全農林や全農労など「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」の地域実行委員会毎におこなわれたものであるから、やはり労働組合中心と言えるであろう。しかしながら、西部地区の下柚木南大沢、大片瀬などの農村集落ばかりでなく、多摩ニュータウン内の団地からも全体の1割を占める署名が出されたということは注目されてよい。

なぜなら、労働組合や農業者ばかりでなく、一般市民に酪農存続の意義が理解され、認識されてきたということができるからである。

したがって、これを契機として、この酪農問題の本質を広く都民に訴えていこうという運動がひろがることになるのである。その最初のものが、この「酪農を守る6・8集会」であろう。

この集会は1976年6月8日に第19住区予定地の堀之内集会所でおこなわれたが、その案内が6月2日に上記「研究集会実行委員会」名で配布された。それによると、集会の内容は、

1. 経過報告と当面の運動について、
2. 酪農を守る運動を発展させるために、

3. 多摩ニュータウンのかかえる諸問題について

の三つであった。1については、12戸の酪農家がこの10数年、酪農を存続したいから「除外」を関係当局へ働きかけてきたこと、東京の酪農発祥の地として経営基盤の拡充、安定した経営を続けてきたこと、こうした優秀な酪農家を守るために、地元酪農家と共に運動を進めてきたが、都議会で、美濃部知事の「現状のとおり牧場として残す固い決意で当たろうと思います」という答弁に大きな励ましを与えられたこと、を訴えている。2については、知事の答弁をほんとうに具体化させ、貴重な酪農を残すためには地元の酪農家を先頭とした幅広く、ねばり強い運動がますます必要であること、3については、多摩ニュータウン開発と農業問題、自然および埋蔵文化財の保護、住環境の整備など多摩ニュータウンのかかえる問題についての意見交換、を訴えたものであった。

集会には、翌日の朝日新聞¹⁶⁾にも報道されたように、14団体から60人が参加した。「この問題はただ堀之内地区だけの問題ではない。東京の農業を守る原点になるだろう」という声が強かったのも今までの経過から理解のできることである。そして、今後の運動のすすめ方について討論された結果として、①地元農家を中心に多摩ニュータウン地域の農業を守る組織をつくる、②この運動を支援し、都民的運動に発展させる組織を作る方向を確認する、の二点が申し合わせられた。最後には、「多摩ニュータウンに多少でもかかわりと関心をもつ農民、市民、学者、自治体職員などを結集し、その中から多摩ニュータウンのもつ問題点をあらひ出し、開発の見直しと再検討を求める運動を発展させる」というアピール¹⁷⁾が採択され、多数の都民に呼びかけ、運動を広めていくことが確認された。

4) 多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会

このような状況の中で、現地堀之内では、「多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会」の結成が、農業者自身によって準備されていた。1975年2月22日、立川社会教育会館でおこなわれた「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」に参加した農業者842名のうちの1人であり、その後もこれらの運動に直接かかわってきた堀之内寺沢の酪農業者鈴木昇が「守る会」の結成準備会のよびかけ人代表となり、他に地元農業者、鈴木安、井上修一、荻生田喜三、小谷田薫吉、小磯孝治の5人が世話人代表となつて、「守る会」への参加よびかけが農業関係者に向つておこなわれた。

その趣旨は、「私たちにいま求められているのは、このような全国の教訓から農業者がお互いに団結して力をつつにして多摩ニュータウン地区でも酪農と農業がつづけられる条件をかちとるために運動をすすめることです。

このために私たちは「酪農と農業を守る会」を結成し、運動を強力にすすめることにしました。農業関係者

のみなさん、この私たちの運動に賛同いただき“守る会”に入会していただき結成総会には御出席下さるよう心からよびかけます」というものであった。

結成大会は1976年7月17日地元堀之内会館でおこなわれた。団地住民の代表も参加し、「都市の便利さだけを追求するのではなく、自然と調和した環境づくりが大切である。現在の多摩ニュータウンは不便なことがいっぱいあるが、不便のなかにもよいことがあった。それは空気がきれいで太陽がさんさんとかがやいていて、子供のゼンソクが直った。これ以上の自然破壊はゆるせない。地元の人が犠牲になっているような矛盾をなくし、団地の子供達のふるさとになる土地として、“守る会”に参加してゆきたい」と消費者の立場からも声援の手がさしのべられた。

前稿で述べたように、第19住区予定地の酪農業者の「闘い」が、農業者自身によって、多摩ニュータウン地区の酪農ばかりでなく「農業」そのものを残し、「守る会」にまで、換言すれば、農業をとりいれた形での開発に見直すべきであるという認識まで、高まったということ、しかもそれを多摩ニュータウン団地居住者が賛同し、その闘いに加わったということは十分注目されてよい。都市住民と農村住民がそれぞれ違った地域に居住しているのではなく、大都市の内部で共生することの意義を相互に認識したからにはかならないからである。

5-2 東京都と八王子市当局との接渉

1) 八王子市多摩ニュータウン対策特別委員懇談会

多摩ニュータウン開発のうち、西部地区は八王子市の行政区画に入っているの、第19住区の問題も含めてニュータウン問題は、当然八王子市議会とくに多摩ニュータウン対策特別委員懇談会でとりあげられている。

1976年3月13日都議会予算特別委員会での美濃部知事の発言は、上述したように他方面に波紋を投げたが、その最たるものは東京都南多摩新都市開発本部であろう。なぜなら、知事発言に沿って多摩ニュータウンの開発をはからなければならぬにもかかわらず、建設省告示、都市計画法、新住法などとの板ばさみに合つて苦慮せざるを得なくなったからである。「ニュータウン都民会議」の機関紙によれば、1976年6月11日八王子市多摩ニュータウン対策特別委員懇談会の席上で、東京都南多摩新都市開発本部企画室長荒居 宏は、「酪農をあそこに残すといったのではなくて、代替地のあつせん等……」と発言し、地元市議から、知事の答弁と違うことを指摘されている。「速記録」(この論文の96頁)をみれば、知事が代替地のことは一言半句も述べていないことは明瞭である。

2) 八王子市長からの都知事への質問とその回答

上述のように八王子市多摩ニュータウン対策特別委員懇談会などでの東京都側の発言がくい違ふこともあつ

て、1976年7月1日付けで八王子市長から、都知事あてに、「3月13日予算特別委員会での知事答弁についての質問状」が発せられた。そしてその「回答」は2ヶ月余後の9月14日付けで八王子市長に送られている。東京都知事室に出向いてたずねたところ、「南多摩新都市開発本部のMへわたしてあるから、そちらで見せてもらってほしい」ということであった。しかし同開発本部は、「現時点ではお見せするわけにいかない¹⁸⁾とあっさり拒否されてしまった。八王子市企画室でも同様に、「都の開発本部でみせられないと言われたとすると……」と事実上拒否された。

原文を見ることができないので明確ではないが、しかしながら、同企画室係員も含め、何人かの関係者の「内容」に関する話しを総合すると、のちに問題にする「ニュータウン都民会議」と東京都開発本部長との交渉の結果と微妙なくい違いを感じる。

八王子市長からの公文書の質問は、3月13日の予算特別委員会での知事発言「酪農を残す」ということはニュータウン計画に対する後退の発言ではないか、問題である、知事はどう考えているのか、第19住区予定地はどうなっているのか、今後の考え方はどういうものであるか、などを尋ねたものであるという。これに対する回答は、酪農をのこすとははっきり言っていないこと、ニュータウン周辺に清潔で無公害な酪農地区があることは好ましいこと、第19住区予定地は新住宅市街地開発地域として都市計画決定されており、東京都住宅供給公社の事業計画区域として、同公社が現在用地買収にあたっていること、開発方法については、19住区予定地区内の酪農を続けたいとする農家に対して、今後とも話し合いを続け、地元の意見も広く聞きながら、何らかの方策を講じていくことにより、この地区の開発事業について理解を得ることが必要である、ということであった。

全面開発はできなくなったと考えているが、「除外」はできないので、「何らかの方法で部分開発」していく方向へいきそうだというのが、関係者の結論と考えられる。

5-3 多摩ニュータウン開発を考える都民会議

さきの6.8集会は、いっぽうでは上述したように現地の農業者自身による組織「守る会」を生み、他方では、その「守る会」の運動を支援し、都民的運動に発展させる組織を作る方向に働いたわけであり、その結果、以前にもまして、広範な、強力な運動組織体が生まれてくることになった。

それが「多摩ニュータウン開発を考える都民会議」であった。これは、多摩ニュータウン開発が開発計画当初の保守都政、高度経済成長時代の開発理念をそのまま延長しようとしていることから起ってきたものである。10年たっても一昔前の理念でおこなわれ、農業ばかりでな

く、緑の破壊、豊富な埋蔵文化財の破壊が急速に進行し、出来た住居地での地域生活実態、医療、交通などに数多くの難問題をかかえている現実を、科学的に見直し、告発し、自然と調和したバランスのある開発をめざしていこうとする立場からの運動であって、多くの人々に共感を与えたことにより、急速に組織化が進展した。

この「多摩ニュータウン開発を考える都民会議」（以下「ニュータウン都民会議」〈略称〉という）は、これに先だって、1976年7月5日に「ニュータウン都民会議準備会」が発足し、事務局を都職労教育庁支部においた。「ニュータウン都民会議」は「同準備会」の発足約1ヶ月後の7月29日、東京八重洲口の国鉄労働会館で都民200余人の参加を得て開かれた「多摩ニュータウン開発を考える都民集会」で正式発足したものである。しかし、実質的には7月5日の「ニュータウン都民会議準備会」の発足をもって始まったと言っても過言ではない。「ニュータウン都民会議」の活動が拡大していく必然性はその要綱によくあらわれている。

1) 多摩ニュータウン開発を考える都民会議要綱
四つからなる。それを次にみよう。

1. 「会」の目的と構成

「会」は産業優先を旨とする政府の要請にもとづき計画された多摩ニュータウン開発の抱える問題点を、都民の側に立って解決していくことをめざす。

このため「会」は、開発にあたり、自然環境を保全し、文化財を保護し、農業と調和のとれた住みよい環境をつくり出し、周辺地域と調和のとれた、革新都政にふさわしい住民本位の多摩ニュータウン開発を実現させるために活動する。

「会」は、この目的に賛同する団体、個人で構成する。

2. 運動のすすめ方

「会」の目的を実現するために、構成団体、個人の相互の自主性を尊重しつつ、次のような共同の行動をすすめる。

- (1) 多摩ニュータウン開発のかかえる問題点について、情報、資料を交換しながらさまざまな角度から検討し、その本質を明らかにする。
- (2) 多摩ニュータウン開発についての学習会、討論会、交流会等を開催し、都民に向けて宣伝活動を行う。
- (3) 多摩ニュータウンのあるべき姿について、調査、研究活動を行ない、都民、関係機関に提言する。

3. 「会」の財政

「会」に参加する団体、個人の分担金をもって充てる。個人一口、団体二口以上とし、一口2千円とする。

4. 「会」の組織

「会」に代表世話人、事務局をおく。事務局は、千代田区丸の内3の8の1、都職労教育庁支部におく。

みられるように、「住民本位の多摩ニュータウン開発を実現」していくために、調査・研究活動をおこなってあらゆる角度から、開発のかかえる諸問題の本質をえぐり出して、都民の前に明らかにし、都民の力で関係機関へ提言し、ニュータウン開発のあるべき姿を求めようという非常に実践的なものである。

そして、都民への呼びかけが「準備会」発足直後から始まった。多摩ニュータウンが、「緑と太陽のまち」のキャッチフレーズにふさわしくない多くの問題を含む事実がいままでの数回にわたる調査研究で明らかになったこと、自然と埋蔵文化財の破壊、何代も続いた農業者の生活基盤が失われようとしていること、でき上がったニュータウンもそこに住む人達にとって決して快適な環境を約束していないこと、従って、住民本位のニュータウン開発を実現させるために、農民、市民、住民団体、自治体職員や学者、専門家を結集して、相互に資料・情報交換、運動や調査・研究体験の交流を通じて、開発の諸問題をより下げて、開発の見直し、改善を求めていくための共同の運動を進めていく決意であるということ。従って、「明るく住みよい東京をつくりあげること」という共通の目的を実現していくために多数の都民や団体が参加されることを訴えている。

1975年2月の「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」以後、東京の農業を守る運動は、都市労働者と農業者の連帯を急速に進展させたが、この「ニュータウン都民会議」はこの母体の上に、多摩ニュータウンの中に発生した、文化財保護、自然保護、区画整理反対、尾根幹線阻止、超高压線反対などからなる各分野の住民運動組織が結集し、それに新しく科学者が加わって、自治体労働者とともに組織されたものである。ちなみに、代表世話人は広井敏男（東京経済大助教授）、鈴木昇（多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会）、浅海忠（都職労教育庁支部長）の三人であった。また、加入団体は結成時19あって、多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会、南多摩区画整理協議会、区画整理反対同盟引切支部、尾根幹線を阻止し多摩の自然と生活を守る会、超高压鉄塔から住民を守る会、八王子の自然を守る会、多摩川の自然を守る会、薬師様を守る会、多摩ニュータウン遺跡を守る会、日本科学者会議東京支部、新建築家技術者集団東京支部、すみよい環境をつくる東京住民運動連絡会文化財保存全国協議会、三多摩自治体問題研究所、多摩ニュータウン研究会、全農林東京地方本部、全農労東京地方本部、都職労教育庁支部、都職労経済支部であった。

2) 多摩ニュータウンを都民の手に

「ニュータウン都民会議」は「同準備会」発足後一週間後にはすでに「同準備会」の名で「多摩ニュータウンを都民の手に」という機関紙を発行し、400字詰原稿用紙約50枚の論文を発表して、都民に訴え、運動への参加

を呼びかけている。この論文が、それまでの数回にわたる多摩ニュータウンの現地調査をもとにして討論・研究されたものであることは言うまでもないことである。この後の運動の基礎となったもの、とくに対都当局交渉の基本論文となったものなので全文を引用したいが、長文であること、のちに美濃部知事に出した「当面の要望」で少し詳細に触れるので、ここでは節までの目次構成の紹介にとどめておくことにしよう。

「多摩ニュータウンを都民の手に」目次 はじめに

1. 破壊される多摩の自然
 - 1) ニュータウンの緑地率は90%から5%へ
 - 2) 開発か環境保全か、二者択一論の誤り
 - 3) 公園緑地面積は、関西のニュータウンの半分である
 - 4) 川は、鉄とコンクリートの樋に変わった
2. 危機にさらされる文化財
 - 1) 全都の八分の一の文化財が失なわれる
 - 2) 「生きている人間が大事か遺跡が大事か」
 - 3) 調査報告書が出されない遺跡発掘
 - 4) 地域の生きた歴史教材としての文化財
3. 切り捨てられるニュータウン
 - 1) なぜ、農民は自分の土地から追い出されるのか
 - 2) 「生活再建者」の実態
 - 3) 農民をだましてきた開発本部
 - 4) 寺沢地区の酪農経営
4. 区画整理地区の将来
 - 1) ニュータウンの中での役割
 - 2) 区画整理地区内の農業
 - 3) 破壊される区画整理地区の自然環境
 - 4) 区画整理地区は安全か
5. ニュータウンの生活環境
 - 1) バンクする通勤輸送
 - 2) 公害の発生
 - 3) 未整備の生活施設
 - 4) 高騰する家賃、分譲価格
6. 西部地区開発計画の問題点
 - 1) 新住法に違反した無届け造成
 - 2) 住宅の高層化

結びにかえて

この「機関紙」は、7月24日に再び、ニュータウン開発についての基本的な視点を明らかにし、計画当初から抱えていた矛盾を明らかにしつつ、今後のニュータウン開発にあたっての問題提起をし、都民と共に運動を進めていくべく呼びかけをおこなっている。そこでは、多摩ニュータウン開発計画のもつ制約——国・産業界の高度

経済成長政策の延長線上で計画され、新住法に拘束される事業であるため、都民の生活を優先させる観点から検討すると初めから沢山の矛盾を含んでいる——と、矛盾をどう解決していくのか——都民の側に立って、従前からそこに住む住民の生活と権利を守りながら多くの都民の住宅要求に正しく応えていく道を探っていこう、ということが訴えられている。その後もこの機関紙は継続して発刊され、調査研究や対都交渉、集会などの結果を広く都民に知らせるべき役割を担っている。

この「ニュータウン都民会議」と「酪農と農業を守る会」は共同歩調をとりながら運動を進めていくことになるが、いずれにしても、この時点ですでに前者の組織は、多摩ニュータウン建設を総合的に考えていくための、バラバラであった各組織を農業者を含む住民共闘組織として一本にまとめ、恒常的に活動する最大の組織に発展したことになる。と同時に東京の農業を守る運動を進めていく上でも大きな意義を持つことになった。これが組織されたことによって3年後に発足する「東京の農林漁業を進展させ、豊かな都民生活をきづく連絡会」の結成の足がかりができたと言ってもよい。

5-4 多摩ニュータウン開発に関する当面の要望

9月17日、ニュータウン都民会議は、「多摩ニュータウン開発に関する当面の要望」として、いままでの調査研究の成果を7項目の要望事項にまとめて、美濃部知事宛に提出した。それとともに、午前中に東京都公害局長矢部喜一と交渉がもたれ、自然保護、公害、残灰処理場建設、文化財保護などの問題、すなわち環境保全の要請がおこなわれた。

午後は東京都南多摩新都市開発本部長、鈴木徳衛との交渉がおこなわれた。交渉は、堀之内地区の酪農存続とニュータウン区域内の農業保護が中心課題であった。とくに、3月13日の予算特別委員会で、堀之内の酪農は「何としても残す」との知事答弁があるにもかかわらず土地買収が現在でも東京都住宅供給公社によって行なわれていることが問題にされた。また、知事答弁をふまえていろいろ検討しているが、用地買収のすすんでいないところの一部を除外する、あるいは19住区全部をはずす、代替地をあっせんするのも一つの案である」という発言が3月13日の知事発言と違うことが問題にされた。結局、代替地の問題はこの時点で取消され、かつ、前述した6月11日の八王子市議会多摩ニュータウン対策特別委員懇談会での荒居室長の説明も、その後知事名で修正されたことが発表されると同時に、この時点でそれは全面的に撤回されることになった。換言すれば、「現状のまま酪農を続けたいとする農家に対しては、何らかの方策を検討していきたいと考えること、具体的には計画区域から19住区の全部又は一部除外について検討する」という

ものであった。

「要請書」およびその「回答」はこの時点での双方の問題認識の到達点を知らせるものであり、かつ都当局の考え方と開発に関する方針を示して重要であるので以下全文をみよう。

多摩ニュータウン開発に関する当面の要望

1976年9月17日

多摩ニュータウン開発を考える都民会議
東京都知事 美濃部亮吉殿

多摩ニュータウン開発がはじまって十余年が経過しました。昭和47年に終了するはずのこの事業は、いまだ計画の2割の達成をみたにすぎません。

しかも、「緑と太陽のニュータウン」をキャッチフレーズとしたこの事業は、開発区域内の農業の破壊、都民の貴重な財産たる多摩丘陵の自然と埋蔵文化財の破壊をもたらし、まさに乱開発といえる状態です。こうした上に建設されたニュータウンの住環境も決して心安まるものとなっておらず、最近では住宅の売残り、入居おこわりの現象も著しく、「東京の住宅難解消」をめざすこの事業の目的そのものに疑問をもたざるを得ない事態さえ生れています。

こうした大きな問題をかかえる多摩ニュータウン開発に関りと関心をもつ地元住民、農民や自然保護団体などひろく都民、団体を結集し、去る7月29日「多摩ニュータウン開発を考える都民会議」を結成し、多摩ニュータウン開発の実態をひろく都民にアピールするとともに、多摩ニュータウン開発を革新都政にふさわしい住民本位、つりあいのとれた、民主的な開発にするため、見直しと再検討、改善を幅広い都民運動としてくりひろげていくことにしました。

多摩ニュータウンのかかえる問題は、多岐多様にわたりますが、私たちは当面する緊急な課題にかぎりとりあえず要望をまとめましたので、十分な検討と勘案の上、都民の期待にこたえる積極的な施策を講じられますよう強く要望いたします。

1. 堀之内地区の酪農とニュータウン開発から農業をまもるために
 - (1) 「酪農をなんとしても残す」と約束した3月予算特別委員会の知事答弁の具体化を急ぐこと
 - (2) 知事答弁具体化のために、ただちに地元「酪農と農業を守る会」との定期的な話し合いをもつこと
 - (3) 地元「守る会」との合意がつくまで、公社の用地買収を中止すること
 - (4) 多摩ニュータウン区域内での農業実態調査を行い、農業継続を希望する農家にたいしては農業計画を策定し、営農を保障すること。
2. 多摩ニュータウンの乱開発から自然を保護するた

めに

- (1) 開発に先立ち、住民参加の環境影響事前調査を実施すること
 - (2) 山を削り、樹木を伐採し、ブルドーザーでサラ地化する現在の造成方法をやめ、自然地形を極力保全する造成にすること
 - (3) 自然公園、森林公園などにより開発区域内の湧水地、灌漑用水地および周辺樹林地を現在のまま保全すること
 - (4) 稀産、特産植物の群生地などについては自然保護区域として保護すること
 - (5) 寺社領、屋敷林のうち植物のすぐれた地区については、現状のまま保全すること
 - (6) 区画整理区域内の生産緑地、屋敷林、斜面緑地などは、原地換地などにより極力保全すること。
3. 多摩ニュータウン開発にともなう公害について、
- (1) 4住区に建設中の清掃工場残灰処理場について関係住民への公表と、排水中の重金属汚染の公開測定の実施と汚染対策の確立をはかること
 - (2) ニュータウン内に移設計画中の超高圧鉄塔について、住民の安全確保をはかるため、計画の再検討を要求すること
 - (3) 自動車公害をもたらず尾根幹線計画を再検討すること
 - (4) 騒音、大気汚染など自動車公害について公開測定を実施すること。
4. 開発にともなう河川改修について、
- (1) 大田川改修計画を公表すること。
 - (2) 大田川改修にあたっては、直線化、鉄とコンクリート化をやめ、現況を生かした曲線とし、川幅全部の公園化をはかること。
5. 文化財保護について
- (1) 都教育委員会からだされている埋蔵文化財、地上文化財の保存要望を完全に実施せよ
 - (2) 埋蔵文化財の遺跡調査の成果を都民に還元するため、出土品の公開、考古資料館の建設などを行うとともに、調査員に完全な調査活動を保障するとともに、労働条件の改善をはかること
 - (3) 西部地区開発計画の策定にあたって、文化財保護団体および教育庁との十分な協議を行うこと
 - (4) これまでの遺跡調査の到達点に立って、保存箇所の見通しと総合的保存計画の確立をはかること
6. 西部地区開発計画について
- (1) 南多摩開発本部の考えている開発基本計画、設計書、同説明書など西部地区開発に関する資料を公表すること
 - (2) 開発への住民参加を貫くために、計画作成段階から関係住民、団体との協議を保障すること

(3) 計画策定段階で、特定の局だけでなく開発に関係するすべての局との全庁的な協議と事前の十分な調整を行うこと

(4) 環境アセスメントを住民参加で行い、これを公表すること。

7. 区画整理について

(1) 原地換地を基本とする換地計画に改めるとともに、減歩を実施する理論的根拠を明らかにすること

(2) 清算金基準点数を公表すること

(3) 原地換地などの手法による屋敷林の保存をはかること

(4) 区画整理区域内の農業を保障すること。

これに関してなされた回答を次に全文掲げる。

多摩ニュータウン開発を考える都民会議の「多摩ニュータウン開発に関する当面の要望」に対する回答

昭和51年10月20日

東京都南多摩新都市開発本部長 鈴木徳衛
昭和51年9月17日に提出された表記の要望について、当日お話ししたことをもとにして整理すると別紙のとおりです。

なお、当日お話ししなかったものについても書き加えてあります。

〔別紙〕

1. について、

(1) 現状のまま酪農を続けたいとする農家に対しては、何らかの方策を検討していきたいと考えています。

具体的には計画区域から19住区の全部又は一部除外について検討しますが、きわめて困難であると考えています。

なお、現時点では代替地の検討はおろします。

(2) 検討結果をまわって、地元住民と話し合うこととします。

(3) 趣旨にそうよう住宅供給会社に伝えます。

(4) 土地区画整理事業区域については、地元住民の要望があれば表土の復元を行い、畑地として利用ができるよう極力配慮しますが、新住宅市街地開発事業認可区域については、制度上困難です。

2. について、

(1) 環境影響評価については、環境保全生態調査、文化財分布調査、交通量調査等を実施し、ニュータウンの環境保全につとめてきましたが、なお、今後、更に関係局と連絡をとりながら対処していきます。

(2) 今後の宅地造成にあたっては、極力自然地形を生かし、できるだけ緑を残すよう努めます。

- (3) 可能な限り残すように努めます。
- (4) 稀産、特産植物の群生地については、関係局とも協議し、できるだけその保存について配慮します。
- (5) 新住区域内においては、植生のすぐれた屋敷林を含む良好な樹林地帯は緑地として計画し、現状のまま保存するよう努めます。
- 谷戸部に点在する個々屋敷林について、すべてを保存することは、技術上困難であり、移植可能なものは、極力公園等に移植し活用します。
- (6) 屋敷林や斜面緑地は、原位置換地を可能とするものについては極力保全し、従前の宅地と換地の位置が相違する場合においても、公園等の計画に取り入れられるものについては、つとめて保全をはかっております。
- なお、畑作については、造成後の利用ができるよう極力配慮いたします。
3. について、
- (1) 残灰処理は、埋立方式であり、残灰中を浸透した水が直接流れないように沈澱池を設置しており、処理場上流からの谷水については、残灰に浸透しないよう別に管を設けて放流しています。この工事に当たっては、多摩市がすでに関係地元民に説明して了承を得ていますが、今後の汚染の防止については、更に、多摩市に十分配慮するよう要望いたします。
- (2) 安全性の確保については、東電に強く申し入れています。この問題については、東電と住民が話し合い中であります。
- (3) この道路における側道部は、現在地域住民の生活道路として必要だと思えます。なお、中央部については、関係局とも協議のうえ、慎重に対処したいと考えます。
- (4) 現在、主要道路について、交通量実態調査を行っており、関係方面と協議し、自動車公害測定の実施についても検討します。
4. について、
- (1) 大田川の改修事業は、昭和44年3月都市計画決定し、工事は、昭和51・52年度に実施する旨、八王子市及び関係住民に説明してあります。
- (2) 都市河川の改修にあたっては、現況地形を考慮のうえ、洪水を氾濫させることもなく流下させるため、なるべく屈曲がないようにするとともに、護岸工事を施して河川を強化しておく必要があります。
- また、この地区では、河川に並行して幅員6mの緑道（遊歩道）を計画しています。
5. について、
- (1) 保存要望のあった19ヶ所の遺跡で、事業区域内のものはその趣旨を尊重し、できるだけ遺跡公園あるいは地区公園の一部として保存を図る等の措置を考

慮しています。

また、地上文化財についても、できる限り、保存に努めています。

- (2) 出土品の公開、考古資料館の建設等については積極的に教育委員会と協議してまいりたいと考えています。
- 工事の施工にあたっては、調査員の調査活動に支障を生じないように教育委員会と十分協議してまいります。
- (3) 要望の趣旨をふまえ、教育委員会と十分協議します。
- (4) このことについては、教育委員会と十分協議します。
6. について、
- (1) 都の素案ができた段階で、お示しします。
- (2) 地元住民の意見を反映させる方法について、十分検討します。
- (3) 関係局と協議し、調整を行います。
- (4) 環境アセスメントについては、制度、技術的方法が検討されている段階ですので、今後、更に公害局と連絡をとりながら、対応してまいります。
7. について、
- (1) 換地計画を定めるに当たっては、原位置換地を基本としますが、街路、河川、公園等の公共施設の整備との関連において従前の宅地と換地の位置が相違する土地の生ずることは避けられません。
- また、土地区画整理事業は公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行う土地の区画形質の変更を伴う事業ですから、いわゆる公共減歩が生じることは、土地区画整理事業法の目的から当然の前提と解されています。
- (2) 清算金基準点数は、換地計画の縦覧等を通じて公表します。
- (3) 屋敷林は、原位置換地を可能にするものについては、極力保存し、従前の宅地と換地の位置が相違する場合においても公園等の計画に取入れられるものについては、つとめて保全を図りたいと考えています。
- (4) 土地区画整理事業は、市街地としての利用の増進を図るための事業ですが、地区内住民の要望があれば、表土の復元を行い、畑地としての利用を極力配慮します。
- 多摩ニュータウン開発を考える都民会議の「多摩ニュータウン開発に関する当面の要望」に対する回答
- 昭和51年10月28日
東京都公害局長 矢部喜一
昭和51年9月17日に提出された表記の要望について公害局の考え方は下記のとおりです。

記

1. 基本的考え方

- (1) 多摩ニュータウンは、開発に着手してからすでに10年を経、その間都民の価値感も変化し、環境問題に対する認識も一段と深まってきた。一方ひろく環境保全を考慮すると新住宅市街地開発に要する事業費は入居者の負担に帰するという厳しい制約がある。しかしながら今後開発を進めるにあたっては「東京における自然の保護と回復の基本方針」について十分配慮すべきである。
- (2) 公害局は、従来からも環境保全の観点から南多摩新都市開発本部との協議を進めてきたが、今後の開発にあたっては、速やかに計画原案についての説明を求め、きめ細かな協議を行っていくことが必要である。

2. 今後の開発にあたっての考え方

個別の要望事項については、つぎのような考え方に立ち、今後の開発を進めるべきであると考えます。

- (1) 総合的環境アセスメントの実施について
西部地区については、すでに環境保全生態調査が行われたが、なお環境影響評価の考え方を取り入れて必要な調査を実施すること。
- (2) 自然地形の保存、湧水池、屋敷林、樹林地の保全、稀少植物の保護について
 - ① 緑地は少なくとも区域総面積の30%以上を確保し、この緑地は自然の地形を極力生かしたものとすること。
 - ② 造成にあたってはできるだけ自然の地形を生かした方法をとるとともに、表土の保全に努め、移植可能な樹林はできるだけ移植すること。
 - ③ 区画整理事業地等においては、耕作地の確保について十分配慮すること。
 - ④ その他湧水池、屋敷林、稀少植物の保全をはかること。

3. 関係部局等に対する要請

つぎの事項については、関係部局等に要請したいと考えます。

- (1) 文化財保護について
現在進められている調査を促進し、その結果に基づき保護計画を早急に樹立すること。
- (2) 河川改修について
大田川改修については治水機能を確保するとともに河岸沿いに緑道を設けるなど環境保全機能に十分配慮すること。
- (3) 尾根幹線について
新たに幹線道路を建設するにあたっては、環境保全の立場から、騒音、大気汚染の影響について事前に十分調査し、沿道に悪影響を与えないよう配慮す

ること。

(4) 超高圧鉄塔の建設について

送電線については、安全性の確保等について十分配慮すること。

4. 公害局としての対応

その他の事項についての公害局としての対応は次のとおりです。

(1) 残灰処理場の重金属対策について

焼却残灰の処分については、環境基準を維持するため周辺の自然環境及び生活環境に影響を及ぼすことが少ない運搬、処分方法によるよう指示するとともに常時監視体制を確立するよう指導している。

(2) みどりの監視員からの要望について

みどりの監視員からの要望については、十分尊重したい旨南多摩新都市開発本部から回答があった。

(3) 西部地区開発について

前記に述べた趣旨に則り対処したい。

5. 南多摩新都市開発本部との経緯

なお、南多摩新都市開発本部との経緯については別添（省略——引用者）のとおりです¹⁹⁾。

以上のように、第19住区の酪農問題については、いちおう計画区域からの全部又は一部除外について検討するというもので、除外するとは確定していない。さらにきわめて困難であると言いつ添えられていること、現時点では代替地の検討はおろします、とあって、いつでも復活の可能性を持っているものである。従って、この回答は酪農問題にたずさわっている人々にとっては、一定の進歩はあるものの、予断を許さないものであるはずだ。農業については、新住法の網がかかったら、法制上不可だということであって、新住法の法改正を進めなければ問題の解決にならないであろう。

自然保護、埋蔵文化財の保存など環境保全については一定の進展がみられる。とくに自然地形を生かそうということ、緑や自然植生の保存などについてはかなりの前進といってよいのではないだろうか。

5-5 多摩ニュータウン19住区農家意向調査

都職労経済支部自治研推進委員会農林漁業分会は、1976年12月19日に19住区の農家意向調査を実施した。

この調査の目的は、19住区全域について除外後に、住民参加の農業を配置した町づくりを行なって、具体的な農業計画を本格的に検討するための基礎資料にしようというものであった。

この目的のために、同様な課題にとりくんできた藤沢ニュータウン闘争の実態調査が11月2日におこなわれている。開発の実態や、藤沢市や神奈川県との姿勢とそれに対する農業者の反応、反対運動の発展過程、農業団地認

定の過程、市や県の農業団地振興策、現状での問題点などが調査され、多摩ニュータウンに農業を残すことが豊かな可能性をもつことが確認された。

さきに述べたように、筆者にとっては未だこの時点では疑問が残っている。なんとすれば、「ニュータウン都民会議」の「知事答弁の尊重、代替地案の全面的撤回」を南多摩開発本部長に確約させたことをもって、即「除外」確定ときめつけるのは多少危険ではないかと考えるからである。しかしながら、この前提で調査がおこなわれた。すなわち調査内容は、『実態調査手引書』²⁰⁾によると、

1. ニュータウン計画についてどう考えているか、
2. 都が除外（新住区域から）することになったことについてどう考えるか、
3. 除外になった後、どうしたらよいか、都、市に対する要望、

の三点であった。

調査結果は、19住区農家37戸（不在は除く）を対象にまとめられている。

1. 多摩ニュータウン開発についてどのように考えているか（回答32戸）

(1) ニュータウン計画に反対	13
(2) ニュータウン計画に消極的反対	11
(3) ニュータウン計画にやむを得ず賛成	2
(4) ニュータウン計画に積極的賛成	1
(5) 不明	5
2. 除外されることについてどう考えているか（回答32戸）

(1) 除外に賛成	{	全面除外	9
		一部除外	1
		一部か全面かわからないが除外賛成	11
(2) 除外に反対		2	
(3) 不明		9	
3. 除外した場合の農地のあつかい（回答32戸）

(1) 調整区域がよい	5
(2) 市街化区域がよい	2（区画整理1）
(3) 不明	25
4. 買収の実態

(1) 買収に応じた（全面）	8
(2) 買収に応じた（一部）	12
(3) 買収に応じていない	5
(4) 不明	7
5. 除外の運動について（回答32戸）

(1) 現在、運動中	12
(2) 過去にやっていた	10
(3) 運動の経験なし	7
(4) 不明	3

以上のまとめとしてみられるのは、ニュータウン反対が75%を占めること、除外賛成が66%、除外運動の経験者が69%を占めること、土地の買収に応じた人が多く、63%に達する。このような背景があるにもかかわらず、運動が統一的に発展していない。換言すれば統一要求に欠けるということ。従って買収された土地に対する統一要求を明確にする必要がある。開発積極的賛成が1名、除外反対2名、全面買収に応じた人8名、などは注目する必要がある。

買収された土地の利用についての意見としては次のようにまとめられている。

1. 都の土地として利用してもらいたい
2. 農家に安い料金で貸付けてほしい
3. 畜産農家に短期的に貸してほしい
4. 長期分割払いで買戻させる
5. 買収地には住宅を建てればよい
6. 自然公園、自然を残した学園都市に

また、要求その他特徴的な発言としては、要求、意見その他の3つに分類され、次のようである。

要 求

1. 農業を含めた街づくり計画ができるか都で考えよう
2. 先祖伝来の今の場所で、現在のままの形で生活を続けたい
3. 農業後継者の育成に力を入れてもらいたい
4. 貸家経営の管理指導を望む
5. 東京都内ただ一ヶ所のサンショウウオの生息地を守ってほしい

意 見

1. ニュータウン計画の期間が長過ぎる
2. 都心に近いところに住宅を建てられないのか
3. 交換分合によって酪農家を集めたら
4. 除外になった場合、酪農家は環境対策を十分考えないと周辺住民から理解が得られないのではないのか
5. 早期開発を望む（2名）

その他

1. 新住法の網をかぶせられたので仕方なく買収に応じた
2. 除外されるとは思わなかった
3. 後継者がいないので営農継続が困難である
4. 農業収入だけでは生活できない
5. 酪農をつづけていきたいと言うことについて理解できる（酪農以外の農家）
6. 区域外にかなりの土地をもっているのに、除外についてどちらでもよい

意向調査にあらわれたかぎりでも、すべての人が除外を求めているわけではなく、少数ながら、除外反対、開発を積極的に賛成している人も存在する。このような人

々は当然土地の全面買収に依っているはずであるが、もしそうでないとすると問題はやむずかしくなることが予想される。19住区が除外されることになれば、これらの人々の生活再建方策について新しい問題が起ってくる。しかし、農業を残すということが、人間らしい生活のできるニュータウン建設のためにいかに重要であるか、ということ、つまり農業生産と環境を守ることは一体であることを理解してもらうような働きかけがおこなわれなければ新しい争いが生ずる可能性もある。

これらの実態調査や意向調査を基礎に、ニュータウン都民会議は、1977年2月19日再び「多摩ニュータウンを都民の手に」に1万2千字の論文をその総括として掲げ、都民に訴えた。いま紙幅の関係で全文を引用するわけにはいかないので、目次に比較する部分のみを示せば以下ようになる。

多摩ニュータウンを都民の手に

- I. 多摩ニュータウンの看板と現実
- II. 東京に一層の過密化をもたらすニュータウン開発のあり方について
- III. 多摩ニュータウン開発の抱える問題について
 1. ニュータウン地区の農業を守り、安定した生活再建を実現するために
 2. 自然環境を保全し、公害のないニュータウンをつくるために
 3. 河川改修のあり方を見直し、災害に強いニュータウンにするために
 4. 文化財を保護し、よりよい教育環境をつくり上げるために
 5. 住民参加の区画整理の実現のために
 6. 多摩ニュータウンを住民本位のまちにするために
 7. 住民本位のニュータウンを実現させるための行財政対策について
- IV. 多摩ニュータウン開発を考える都民会議の発足について
- V. 住みよい多摩ニュータウンをつくるために

都民の力で住みよい多摩ニュータウンを作りあげていこうと訴えているが、将来の東京をどうするか課題や、周辺地域との関連を無視したまま、従前のやり方で開発を進めることは大きな悔いを残すことになる。従って、ニュータウンを東京のまちづくりの課題と結びつけながら、現在および将来の問題点を都民の前に明らかにしていこう、というものであった。

この論文を踏まえて、ニュータウン都民会議では、1977年4月12日に次のような公開質問状を提出した。

多摩ニュータウン西部地区開発計画に関する公開質問

状

昭和52年4月12日

多摩ニュータウン開発を考える都民会議

東京都知事 美濃部亮吉殿

多摩ニュータウン開発は、多摩地区の乱開発をくいとめ、多摩の自然と調和した環境のよい住宅都市建設を目的として、10年前にスタートしました。

ところが世界に類例のないこの大規模なニュータウン開発の現実の姿は、事業の目的とかけはなれたものとなっています。

貴重な自然は、ブルドーザーでほとんど破壊されています。祖先の生活を今日にとどめる埋蔵文化財は、“記録保存”の名の下に破壊が進んでいます。農民は土地を奪われ、この地域の農業は危機にひんしています。

こうした上につくられたニュータウンも、入居率6割（昨年8月入居分）にみられるように“遠、高、狭”という今日の公共住宅のかかえる問題から例外ではありません。さらに、医療、交通、教育など住環境の上でもさまざまな問題をかかえ、団地生活は決して快適なものとなっていません。

私たち「多摩ニュータウン開発を考える都民会議」はこうした開発のあり方を見直し、調和のとれた住みよい多摩ニュータウンづくりをめざして運動を進めてきました。

ところで東京都は、西部地区（八王子市）の本格的な宅地造成をめざして、その開発計画の策定をいそいでおります。私たちはこの西部地区の開発について、独自の調査や、東京都との交渉を行ってきましたが、その結果次のような疑問をいだかざるをえません。

これほどの大規模な開発にかかわらず、ほとんどまともな環境影響事前評価が行われておらず、いったいこの地域の自然はどのくらい保護されるのでしょうか。農業が存続する保障はあるのでしょうか。この地域の埋蔵文化財は記録保存という名目でほとんど破壊されるのでしょうか。建設される住宅は、高家賃、高分譲価格のためもはや庶民には手の届かないものとなるのではないかと。医療、交通、学校問題などはどのように改善されるのでしょうか。

こうした私たちの当然の疑問に、東京都南多摩開発本部は、秘密主義をこととして、なんら納得のいく解答をしていません。

多摩ニュータウン開発は、昭和49年「地元市の行財政に関する要綱」で一定の手直しが行われましたが、それにもかかわらず私たちは、この西部の開発で“乱開発”ともいえる東部の開発が再現されるのではないかと懸念せざるをえません。

私たちは、開発そのものに反対するものではありません。この多摩ニュータウン開発が、自民党都政時代に高

度成長政策に対応して計画されたこと、また欠陥のある新住宅市街地開発法や、政府の貧困な住宅政策の下で、幾多の困難と障害をかかえてこの事業を進めなければならないこともよく承知しております。

こうした困難の中にあっても、都民生活向上に責任を負う革新都政として、自然と調和のとれた住民本位の住みよい多摩ニュータウンづくりをめざして、最大限の努力をはらうべきと考えます。

この西部開発計画を検討する「東京都政策会議」が近く開催されるとのことです。この「政策会議」に先立って、私たち「都民会議」として、西部開発に関する疑問と要望をまとめましたので、具体的で誠意ある回答を要望します。

なお、回答の期日は、西部開発計画を検討する「政策会議」開催の以前として下さい。

1. 自然保護について

これからのニュータウン開発は、東部開発の反省に立って極力自然と調和をはかり進むべきです。それは多摩丘陵の自然が、都民の貴重な財産であるとともに、そこに住む人たちが生きていくための環境保全、災害の防止、健全な生活環境を保障するものとなるからです。

- (1) シラカン群集、アラカン群集、ヨシ群集などの自然植生、クヌギ、コナラ群集、モウソウマダケ林など代償植生で、残留緑地として保護されるもの、移植されるもの、消滅するものを、具体的に示していただきたい（何が、どこに、どのくらい）。
- (2) タマノカンアオイについて、現状保存、および植生保存は、どこにどのように行うのか。
- (3) 自然が良好な状態にある南大沢地域、清水入谷戸地域、上柚木地域、大田川水源地域（九段甫谷戸、相生東側）などを、自然をとり入れた広域的な都立風致公園として保全すること。また、小泉屋敷は周辺樹林とともに保存すること。
- (4) 犬吠池、柳沢の池は、周辺樹林を含め保全すること。
- (5) 調節池は、湧水の貯水をはかり、周囲の植生をとりこみ、多目的（農業用水、環境用水、造園用水、震災時の非常用水、レクリエーションなど）に活用をはかること。
- (6) 野生植物のうち消滅するもの、保護されるものを具体的に示していただきたく保護の方法についても。
- (7) 鳥類の保護のため、鳥相の豊かな伊丹木谷戸から小山町に抜ける道路のピークから戦車道路入口および西口一帯、および南大沢地域のかなり大きな樹木の残された地域を樹林化のコアとして保全すべきである。

- (8) ギフチョウなど昆虫類はどのように保護するのか
- (9) 自然保護のために、どのような管理体制を考えているか。

2. 農業について

- (1) この地域には、専業農家32戸をふくむ265戸（農地面積92ha）の農家が営農を続けている。農民の生活権の保障と都市近郊農業を守る上から、本格造成に先立ち、新住区域をふくめた農家の現状および農民の意向調査を行い、農業振興計画を確立すべきではないか。

- (2) 河川改修、造成にあたっては農業用水路を確保すること。

3. 埋蔵文化財について

- (1) 多摩ニュータウンの埋蔵文化財について、これまでの遺跡調査にもとづき、学術的および住民レベルから、どのような評価と認識をもっているか。
- (2) 文化都市“東京”にふさわしく文化保護の立場を明確にし、土地利用計画変更をふくむ実質的協議を都教委、専門学者、文化財保護団体を加え行うべきではないか。
- (3) 「絹の道」の保存について、地元市、地元住民の意見をとり入れ、具体化をはかること。

4. 水害対策について

- (1) 洪水調節ダム、多目的調節池の設置をはかり、水害対策に万全をはかること。

5. 住環境について

- (1) 望ましい住環境を創造するため、計画策定にあたって、すでに入居している住民や専門家の意見、アイデアをとり入れるべきではないか。
- (2) 西部地区の最初の入居時の公団、公社住宅の家賃および分譲価格（いずれも3DK）はどのくらいになるか。
- (3) 高層住宅中心から、自然地形をいかした傾斜地住宅（セットバック住宅）をとり入れた住宅建設を行うべきではないか。
- (4) 老人や身障者が快適に生活ができるために、どのような対策を考えているか。
- (5) 休日、夜間の無医村状態の解消、救急医療体制、総合的医療体制はどのように確立されるのか。
- (6) これまでの大企業、大型店舗本位の新都心センター開発K.K中心の商業施策から、地元中小資本をいかした消費者中心の商業施策を確立すること。
- (7) 騒音、大気汚染、振動について事前の調査と対策をはかること。
- (8) ニュータウン幹線の構造を再検討し、片側二車線とし、歩道の拡大、植樹帯の設置をはかること。

これらの質問事項は、いずれも東部における開発の仕

方でそのまま西部におこなわれたら、自然と調和のとれた住民本位の町づくりは実現できないという憂いからでていると考えてよいであろう。従って自然保護と農業の確立を中心において、その中に埋蔵文化財を融合させていき、住民本位の住環境形成をはかろうとするものであった。

この質問状にたいしては、約2ヶ月半後に回答が出されている。農業を除いて、他の各項目はそうとうに評価できる内容のものと考えてよいし、それだけニュータウン都民会議の研究調査活動にともなう運動が効を奏したといえるであろう。回答の全文をみてみよう。

「多摩ニュータウン西部地区開発計画に関する公開質問状」に対する回答

昭和52年6月27日

東京都知事 美濃部亮吉

多摩ニュータウン開発を考える都民会議殿

東京都は、多摩の自然と調和し、良好な居住環境をそなえた新しい都市の建設を基本方針として、多摩ニュータウン建設事業を進めております。

東部地区(17・18住区)の建設については、事業も概ね完成期を迎えましたので、現在西部地区(15・23住区)の開発計画を策定中です。

この地区は、地元住民からの早期開発についての要望もあり、今後は事業の推進を図る考えであります。このような意味におきまして昭和52年4月12日付「多摩ニュータウン西部地区開発計画に関する公開質問状」で貴都民会議が示された内容につきましては、都としても十分配慮し、開発整備を円滑に進めるべきものと考えております。

現在、南多摩新都市開発本部が関係局と協議しつつ開発計画をとりまとめている段階であります。以下ご質問に関して現時点における考え方を、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

1. 自然保護について

(1) 植生等の保護地区……質問事項1(1)～(3)及び(8)

ア、シラカン、アラカン、ヨシ群集等の自然植生及びモウソウ竹林等の代償植生の大規模現存地域である松木、宮下及び清水入谷戸地区のそれぞれの一部並びにクヌギ、コナラ群集等の代償植生の広域地である上柚木愛宕地区の一部を緑地とし、また内裏谷戸南側、小山地区(大田川水源)のそれぞれの一部を公園として保存する予定です。

そのほか、良好な樹木については、苗圃に移植し、造成後の公園、緑地、斜面地等に復元植栽したいと考えております。

また、前記松木、宮下及び小山地区(大田川水

源)には、タマノカンアオイを保存する予定なので、ギフチョウ等を含む昆虫類も生息できるものと考えています。

イ、小泉屋敷及びその付属の樹林地は、現状のまま保存する予定です。

(2) 池の保存等……質問事項1(4)、(5)及び4

ア、犬吠池、柳沢の池は、地形上、保存は極めて困難と思われれます。

なお、池の設置については、公園内に今後検討して参ります。

イ、造成工事のための防災用調整池は、工事終了後埋立てる予定です。

なお、水害対策としては、緑の保全により保水性を高めるほか、新たに遊水施設の設置を検討してまいります。

(3) 野生動物等の生息……質問事項1(6)、(7)

ア、今後も生息すると思われる野生動物は次のとおりです。

ノウサギ、モグラ、アカネズミ、トカゲ、マムシ、アオダイショウ、ヤマカガシ、カエル、

イ、また、前記の植生保存地区には、鳥類等(含、野生動物)が営巣地として生息し、それに関連する带状緑地一帯に行動域を得るものと思われれます。

なお、小山地区(大田川水源)の一部に予定する公園には、バードサンクチュアリーなどを設置することも検討中です。

(4) 自然保護管理体制……質問事項1(9)

開発にあたっては、良好な樹林に囲いを設ける等自然保護に十分な措置をとると共に、完成後は、地元市等とも協議のうえ、自然保護に万全を期したいと考えています。

2. 農業について質問事項2(1)、(2)

現在、この地域全体について行っている「農業動態調査」の結果をふまえ、その対策を検討したいと考えています。なお、区画整理区域内では野菜等の畑作は可能ですが、新住区域内では制度上農業経営を行うことは困難です。また域外の水田耕作については、可能な限り農業用水確保の措置をいたします。

3. 埋蔵文化財等について

(1) 遺跡等……質問事項3(1)、(2)

ア、遺跡については、多摩丘陵の歴史を伝える貴重な資料と考えています。これまで、「多摩ニュータウン遺跡調査会」により調査が行われ、東京都教育委員会から保存要望がなされている遺跡19ヶ所(面積54.2ヘクタール、ニュータウンの遺跡総面積の約3分の1)については、特に学問的価値が高いものと認識します。

イ、文化財の保護も、都市環境を整備した良好な街

づくりとともに豊かな人間生活を旨とするものである以上、両者の調和を図っていかなければならないと考えています。

こうした考え方に立って、東京都教育委員会関係者、専門学者、関係四市教育委員会関係者、同四市文化財専門委員及び事業施行者等により、構成されている「多摩ニュータウン遺跡調査会」で調査を引き続き実施しております。

その調査の結果に基づき、東京都教育委員会と十分協議し、特に重要な遺跡については、公園、緑地の中に保存するよう努力します。

(2) 「絹の道」……質問事項 3 (3)

「絹の道」については、その一部を保存する考えです。

4. 住環境について

(1) 意向調査……質問事項 5 (1)

従来からニュータウン住民の意識調査等を行っており、今後も引き続き必要な調査を行い、その結果を、公共・公益施設の整備に反映させるよう十分配慮して参ります。

(2) 家賃等……質問事項 5 (2)

現時点で家賃、分譲価格を算定するのは困難と思われれます。

(3) 傾斜地住宅……質問事項 5 (3)

住宅建設にあたっては、自然地形を極力生かし、周囲の環境に融和するよう配慮して参ります。また、傾斜地住宅はすでに都営住宅として建設した例もありますが、十分検討する必要があると考えています。

(4) 老人対策……質問事項 5 (4)

老人や身体障害者が快適に生活できるため、道路の整備にあたっては、歩道の切り下げを行うほか、歩行者専用道路を設置し、公共施設には、身体障害者のための便所、傾斜路などを設置する予定です。また必要に応じ、老人室住宅、車イス使用者向住宅の建設など地元市等と協議しながら検討して参ります。

5. 医療体制……質問事項 5 (5)

都は、救急告示医療機関のほかに、一次（初療）施設及び二次（入院）施設を確保して、休日診療、休日の夜間診療を実施し、重症患者のための三次医療施設の整備も図っているところですが、今後一層充実し、多摩ニュータウン西部地区にあっても、これら救急医療体制整備の一環として考えて参ります。

6. 商業施設……質問事項 5 (6)

商業施設については、地元市とも協議しながら検討して参ります。

7. ニュータウン幹線整備等……質問事項 5 (7), (8)

ニュータウン幹線の整備にあたっては、当面片側二車線とし、分離帯、歩道には植栽を行う予定です。

また、環境調査は、今後も必要に応じて行い、その結果を事業に十分反映させて参ります。

みられるように、農業については、従前の主張のくりかえしにすぎない。「農業動態調査」の結果をふまえ、その対策を検討したいと考えているといっても、新住区域内では制度上農業経営を行うことは困難なのだから、残っている手段は、区画整理地区内の土地をもつ所有者で農業を中止する人との交換分合か、代替地を取得して計画地域外へ追い出すか、のどちらかしか方法的には考えられないであろう。新住区域から「除外」するか、法改正を要求して、地域内に農業整備振興地域を設定することが考えられるが、後者はいまのところまったく考えられていないし、前者についても困難であるにちがいない。このような状態で計画が進展すると、いずれ19住区の問題にとりかからねばならなくなるから、何時の時点で考えても同じことであるはずなのである。

自然保護などは、不十分ながらいちおうは評価できるところに達しているから、残るのは農業についてだけといっても過言ではない。しかし都がこの回答にみられるような態度であるから、19住区の15年に及ぶ闘いを続けてきた酪農者達とそれを支援する人々、すなわち真に豊かな環境をもつ街づくりをめざす都民は、公害や自然破壊をくいとめ、豊かな住環境を実現するための政策を期待できないという畏れをいできてきている。都市政策の中に明確なかたちで農業を位置づけるための運動をもっと強力にすすめなければならなくなったわけである。

各住民運動体が、このような状況の中で、一つにまとまる機運が熟した、といってもよいであろう。あらゆる農林漁業関係団体、行政関係労働団体ばかりでなく、消費者団体や住民運動関係の組織70団体と、生産者個人や学者文化人をも含む個人500余人が参加して、「東京の農林漁業を發展させ豊かな都民生活をきづく連絡会」が結成されることになるのである。

6. 東京の農林漁業を發展させ豊かな都民生活をきづく連絡会（略称、農林漁業都民連絡会）

6-1 東京の農林漁業を發展させる都民のつどい

「農林漁業都民連絡会」の発足のための準備は1年半以上も前から、経済支部自治研推進委員会農林漁業分科会によってとりくまれていた。すなわち、1975年2月に開催された「東京の農林漁業を守り發展させる研究集会」によって、東京都の農林漁業の破壊に一定の歯止めがかかり、都の農政転換への契機となった。そして、農業者と自治体労働者の共闘が予算の裏付けを伴って政策として実現された、ということは前述したとおりである。多摩ニュータウンの酪農や農業を守る運動も宅地並課税に対

する運動とともに、生産者と結びついた形ですすめられ、「ニュータウン都民会議」など一定の進展はできたが、まだ地域的にも課題的にも総合的な運動にはなっていない。農業者と農政労働者が中心であった上述の「研究集会」をさらに発展させるため、消費者や学者・文化人を結集して、東京の農林漁業の現状とその重要性を認識し、相互の立場を理解し、要求を統一して国や都の政策に反映させていこうとするものが、この「つどい」であった。これは、「研究集会」で提起されはしたがなかなか実現しなかった、恒常的な共闘組織を作り、農業ばかりか、住民の暮らし良い環境を創りあげていくための基礎にしようとするものであった。

これらの運動をすすめるために自治研推進委員会の農林漁業分科会や「研究集会」実行委員会が頻繁に開かれ、10月14日に「東京の農林漁業を発展させる都民のつどい」を開催すべく準備が進んだ。9月16日にはその成功に向けての「懇談会」が開かれ、経済支部自治研農林漁業分科会の5名の他に、農林漁業生産者、消費者、学者・文化人など14団体(個人)48名が集まり、経験交流や意見交換がおこなわれた。もちろん「多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会」が加わっていたことは言うまでもない。東京の農林漁業の現状、各団体の運動や農政に対する意見など10項目ほどが出された。多摩ニュータウンの酪農業についても、今までの運動の成果として、「19住区の酪農は残す」という知事発言があったが、その後の具体的施策は何もなされていないことが訴えられた。

このような準備を経て、1978年10月14日、東京都立川社会教育会館で「東京の農林漁業を発展させる都民のつどい」が、都職労経済支部、全農林労組都本部、全農協労連東京都本部、多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会、の4団体による「研究集会実行委員会」の主催で開かれた。当初の参加予定者の1.5倍、293名が参加した。その内訳は生産者107名、消費者22名、農林漁業関係労働者144名、学者・文化人15名、その他5名であった。

全体集会(午前中)は、経過報告と体験報告であった。後者には、多摩ニュータウンの酪農と農業を守る会の代表世話人、鈴木昇によって、「今まで10年間、農業者としての自覚にもとづいて主張し、都職労とともに闘ってきた。今後都民とのつながりの中でこれ以上の開発はごめんだという合意を作っていく」と訴えたほか、「町田の農業を発展させる市民の会の天野節、都職労経済支部畜産試験場分会の渡辺彬、三鷹市消費者の会の木内良子等の発表があり、それぞれ、産直(朝市)、宅地並み課税、予算獲得、共同購入、農業、有機農業などの諸問題の学習・実践にどうとりくんできたかの発表であった。

分散会は7つに分かれ、おもに生産者からの専門技術指導関係の自治体職員の増員要求、農業後継者の全都的

連絡会の必要性、有機農業推進への努力とそのコスト高を消費者が理解する必要のあること、などが討論されたが、どの分散会も宅地並み課税は農業継続上重要問題であることが報告された。多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会の代表世話人達も4人が各分散会に出席し、その他に都内の酪農業関係者も約10人が出席し、酪農業発展についての討論がなされた。

以上の「つどい」の総括は東洋大学の重富健一教授によってなされ、①都下の農業は多くの困難をかかえているが、他府県より立派なものもあり、発展の条件もある。②都民全体の理解と生産者、消費者、自治体労働者、学者・文化人が一致した要求で行動することが、発展のための力である。③農林漁業を守るだけでなく、発展をめざしてとりくむことが必要。④課題を検討すれば、政治・行政と真正面から対決せざるを得ない、であった。

これらのためには、今後継続的なり組みが必要であること、そのために「東京の農林漁業を発展させる都民連絡会」の結成が提起された。そして①農林漁業生産者、消費者、学者、文化人、農林漁業関係者の交流、②東京の農林漁業についての実態・問題点を明らかにするための調査・研究活動、③そのために必要な運動を行なっていく、ということが申し合せられ、将来には、自営小売業者、流通関係者にもよびかけていくことも検討することになって、いよいよ全都民的な運動への高まりがでてきた。また、宅地並み課税撤廃に関する要請書が採択され、10月26日、都議会各党、知事へ要請がおこなわれた。

6-2 東京の農林漁業を発展させ豊かな都民生活をきずく都民連絡会

このようにして11月4日にはさきの多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会ほか8団体30名が参加し、「農林漁業都民連絡会」準備会が結成されることになる。準備会の世話人が個人、団体から10名選出され、以後5回の世話人会が開かれる。宅地並み課税撤廃、都市農業確立をめざして、前述した要請を政府にもおこなうことが確認され、農林水産省、建設省、自治省、国土庁へなされた。また12月21日から翌1979年の3月7日まで三回の国会請願がおこなわれ、衆議院、参議院にそれぞれ7千余名、6千余名の署名が集められた。

以上のような経過を経て、「農林漁業者はもとより、消費者、学者、研究者、農林漁業関係者など、広範な都民の知恵と力を出し合い、都民生活にとって大切な役割をもっている東京の農林漁業を発展させるために、必要な取り組みをしていくこと」を目的として「農林漁業都民連絡会」結成総会が、1979年9月22日、立川の東京都農業会館で開催された。各地域から、団体、個人会員249名が出席した。会の運営も会費による財政的うら付けがなされた²¹⁾。会の運営にあたっての留意点として3

点が確認された。すなわち、①一致した要求で運動を進める。②各団体、個人の自主性は、お互いに尊重する。③各団体、個人の関係は対等、平等とする。これらのうち②と③は、今後の運動を強力に進めていくうえでとくに重要である。世話人も各界から加わって21名となった。毎日、日経、朝日、読売などの新聞報道にみられたように、9月21日現在で60団体、個人330名が会員になっている。²²⁾ 結成総会は宣言を採択し、新しい活動に入ることになったが、以下にその原文を引用しておく。

東京の農林漁業を發展させ豊かな都民生活をきづくためのアピール

今日、東京の農林漁業は、都民への重要な生鮮食糧品の生産地として力強く生きつづけています。現に、激しい都市化の中で、今なお14,000ヘクタールの農地面積を有し、農業県といわれている富山、福井両県をしのいでいることでも明らかです。

これら東京の農地から年間を通じて50%以上の市場占有率(中央卸売市場)を維持しているこまつな、つまみな等、また時期的に50%を越えるキャベツ、ホウレン草等50種類以上の農産物が生産されています。

また、東京の西部地域は、都の総面積の40%に相当する80,000ヘクタールの森林を有し、都民のオアシスとして、また貴重な水資源の涵養林として林業が重要な役割を果たしています。

また、伊豆七島は、全国三大漁場のひとつであり、とびうお、あじ、さば、かつお等を都民に供給し、二百カリリ時代を迎えた今日、都の水産業はますます重要な産業として期待されています。のみならず、東京の農林業は災害から都民を守る防災空間としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、東京の農林漁業をとりまく状況は、年ごとに厳しくなっています。乱開発による農地の潰廃、宅地並み課税の強行による農地つぶし、相続税問題、農畜産物や外材の輸入拡大、公害、乱獲等による漁場の荒廃等々多くの問題に直面しています。

一方、過密都市東京に住む都民は、複雑な流通機構のため地域で生産される新鮮な農畜水産物を直接消費する機会が稀です。そして、多くは転送荷によって鮮度が悪く、流通コスト高による高値の食品を押し付けられ、また、農薬や各種の化学物質による残留問題などにも目をとざされ、安全で新鮮な食品を得ることが困難になっています。

これは、消費者と生産者が相互に分断されているところに主因があります。こうした中で、地域の生産者と消費者が産直などを機会に交流が深められ、朝市や定期的な即売会が各地で行われ、また都市計画区域内の農業を守る運動も広がるなど、東京の農林漁業を發展させる運

動が大きく広がっています。

私たちは、今後このような運動をより広範かつ継続的に進める必要があると思います。こうした立場から、私たちは、「東京の農林漁業を發展させ、豊かな都民生活をきづく」ために、農林漁業者、消費者、学者、文化人、農政労働者、消費者関係労働者などが、しっかり手を取り合って運動していくことが大変重要だと考えます。

今日ここに60団体と330個人の賛同を得て「東京の農林漁業を發展させ豊かな都民生活をきづく連絡会」(略称「農林漁業都民連絡会」)を発足させることとなりました。

私たちは、今後この会を中心に東京の農林漁業の現状と役割を深く理解するために、交流や学習会の開催、直面している問題点の調査・研究活動、そして個別課題の解決をめざしたねばり強い運動をおし進めていくことを確認しました。

豊かな生活を希求する広範な都民のみなさん!

東京の農林漁業を發展させ、豊かな都民生活をきづくため、この運動への積極的参加と絶大な御協力を心から訴えます。

昭和54年9月22日

東京の農林漁業を發展させ豊かな都民生活をきづく連絡会結成総会

みられるように、都民への訴えと運動への参加呼びかけはかなり総合的な視点をもっていることが理解されるであろう。会の今後の活動方針は、表1にみられるとおりであるが、農林漁業の実態について、見学会や学習会、現地交流会がおこなわれており、これはたんに生産地ばかりでなく、流通関係施設の見学、東京都農展などを通じて相互理解が深められる方向にむかっている。

このような状況の中で、月刊雑誌『あすの農村』では、東京都職労経済支部自治研推進委員会に要請して「東京の農林漁業と革新都政」のテーマのもとに1979年1月～4月、4回にわけて8論文を掲載している。その題目だけを引用すると次のようであり、いわゆる「酪農問題」も収録されている。

第1部

1. 今なお大きい農林漁業の位置
2. 農業の変化と都政
3. 東京の農業を守る運動
4. 12年の都農政とこれから

第2部

1. 農地をフル利用して集約経営——東京江東区の農業
2. 多摩ニュータウンのなかの酪農家
3. 地元の生産者と産直——三鷹市消費者の会
4. 農業と都市をむすぶ「町田の農業を發展させる市

表一 東京の農林漁業を發展させるための都民連絡会の今後の主な活動

目 的	考 え 方	具 体 的 活 動
1. 農林漁業生産者・消費者・学者・研究者・農林漁業関係労働者・消費者関係労働者等の交流	相互の交流を図り、東京の農林漁業の現状・役割・問題点などの理解を深める。同時に、さまざまな意見交換を図り、都市農林漁業のあり方を追求する。	(1) 東京の農林漁業の実態についての具体的見学会・学習会および現地交流会（キャベツ・軟弱野菜・果樹・いちご・しいたけ、茶・ウド・ワサビ・養蚕・林業・畜産・内水面漁業・その他） (2) 産地直売会・産直販売会等の実施および都下農林漁業を守り發展させるためのキャンペーン実施（各生産物について） (3) 各種施設の紹介・生産物の斡旋を通じた諸活動
2. 東京の農林漁業についての実態や問題点を明らかにするための調査・研究活動	みんなの力を結集して、東京の農林漁業が抱えている問題点を解明し、その解決の方向を明らかにする。	(1) 研究・交流集会（シンポジウム等）の開催 (2) 都下農林漁業の具体的問題点の調査・研究 ①相続税 ②価格 ③地域産直 ④安全性 ⑤有機農業 ⑥鳥害 ⑦コンポスト ⑧酪農ヘルパー制度 ⑨農民の防災制度 ⑩後継者、他 (3) 農林漁業と社会教育および都市問題（開発・環境）と農林漁業の関係等についての調査・研究 (4) 「東京農業白書」の作成
3. 東京の農林漁業を發展させ、豊かな都民生活をきづくための運動	上記1, 2の活動結果に基づいて、それを実現するための具体的運動および各種宣伝活動	(1) 調査・研究成果に基づく各種問題改善運動 (2) 農林漁業者の対区市町村・対都・対政府要求集約（予算他）とそれに基づく要請行動 (3) 宅地並み課税撤廃運動など、都市農業を守るためのさまざまな活動 (4) 「会誌」の発行と各種宣伝活動 (5) 広範な都民へ会への加入呼びかけ運動

資料）「農林漁業都民連絡会」結成資料による。

民の会

みられるように、「多摩ニュータウンのなかの酪農家」では第19住区の酪農家の代表ということで鈴木昇の酪農と農業を守る闘いの経過が述べられている。

また、朝日新聞では1979年8月2日から10回にわたって「東京百姓列伝」を連載した。

都市の中で農業を守り抜こうとする農業者——真剣に農業に取り組む専業農業者像をよくとらえている。しかも、農地の宅地並み課税が彼等の前に立ちただけで、東京農業を徐々に破壊へ導いている、ということを読みとることができる。

これらと並んで、「農林漁業都民連絡会」では、表1にあるように、毎月1回「会報」を発行し、会の活動の紹介や、学習資料の解説を含めて、広く都民に会への参加を呼びかけるための情宣活動をおこなっている。

また、9月10日には都の林業関係者等6人の代表者が134名の団体代表者の要請署名をもって、「都行造林事業の再開と林業関係研究機関の新設」を労働経済局長に要

請した。さらに、現地交流団や懇談会を通じて、あるいは会員から寄せられた沢山の要望を整理（6大分類、14中分類、70小分類）して、1980年10月1日、農林漁業都民連絡会から8名の世話人が東京都農林水産部長に提出し、部長ほか4名の理事者と意見交換がおこなわれた。

いま、その「対都要望書」の中分類までを掲げよう。ただし、()は小分類項目数である。

1. 生産基盤の整備と生産環境の改善について
 - (1) 優良農地の確保と有効利用(5)
 - (2) 優良な森林の育成(3)
 - (3) 優良漁場の開発と港湾の整備(4)
2. 流通・価格補償について
 - (1) 価格の安定と流通改善(12)
3. 税制について
 - (1) 相続税(4)
 - (2) 宅地並み課税(1)
 - (3) 農業用施設の農地並み課税(1)

- (4) 生産緑地制度(1)
4. 後継者対策について
 - (1) 後継者の確保と育成(5)
5. 地域住民との協調
 - (1) 消費者の意向を生産に反映させるための施策(7)
6. その他経営上の諸問題について
 - (1) 生産資材の値上げ抑制と安定供給確保(2)
 - (2) 補助・融資の拡充(6)
 - (3) 技術開発及び指導の充実(12)
 - (4) その他経営安定のための施策(7)

この要望書に対しては、10月20日、70項目全部について、都の「現状」と「改善の方向」として文書で回答がなされた。それによると、内容は抽象的なものが多いけれども、10項目ほどは労働経済局案として、1981年度予算要求の中にもり込まれて、主計局との交渉がおこなわれているというものである。

いっぽう、農林漁業都民連絡会の世話人連署による以下のような陳情書を東京都議会議長に提出、2月25日付けで受理された。全文をかかげておこう。

受理番号 56第93号

「農地の宅地なみ課税反対、農林漁業の振興および地場流通対策の確立」の決議等を求める陳情書

東京都議会議長 高橋一郎殿

陳情人 (代表) 重富 健一

団体名 東京の農林漁業を發展させ、

豊かな都民生活をきづく連絡会

(陳情の趣旨)

東京の農林漁業は、生鮮食料品等を都民に供給するとともに緑と水と自然の生活空間、災害から都民の生命を守る防災拠点として重要な役割を果しています。

しかし、政府は、宅地供給を促進させるためと称して「農地への宅地なみ課税」を昭和57年度より一層強化しようとしています。もしこれが実施されるならば、東京の農業はかい滅的な打撃を受け、農家経営の存続は、事実上不可能となってしまいます。

東京の農業を引き続き存続させ、都民への生鮮食料品の供給基地として、また、数少ない緑地空間として都民生活の向上に寄与できますよう、左記の点について、ここに陳情いたします。

(陳情項目)

1. 「農地への宅地なみ課税」の実施に反対し、都市農業の存続を強く国に働きかける事
1. 東京の農林漁業を振興させるため都独自の施策を拡充強化する事
1. 生鮮食料品、地域生産物の地場流通対策を拡充強化する事

この陳情書は3月都議会で委員会に付記されたが、ここでは陳情書の主旨が全面的に受け入れられ、採択された。その結果の一つとして、陳情書の陳情項目の第一項の主旨が、次のような東京都議会議長名による「意見書」として国の関係機関に提出された。

市街化区域農地に対する宅地並み課税の撤廃に関する意見書

市街化区域農地に対する宅地並み課税については、都市農業の保全育成と都市の市街化の状況を考慮して昭和51年度から固定資産税等の減額措置が講ぜられ、更に、都及び各市において農業経営奨励措置が行われてきました。

しかし、この固定資産税等の減額措置は、昭和56年度までとされ、最近では、宅地並み課税の拡大強化が行われようとしている。

このように農地の課税を重くすることは、農業経営を一層困難にし、ひいては都市農業の存続を危うくするものである。

今日、都市農業は、野菜等生鮮食料品の安定供給のみならず、緑と空間などの都市環境を保全することによって、都民が安心して暮らせる住みよい街づくりに不可欠なものとなっており、国、地方公共団体は積極的にその維持発展を図っていくべきである。

よって、東京都議会は、政府に対し、都市農業を保全育成するため、市街化区域にあっても、現に農業の用に供し、農業を営もうとする農地については、宅地並み課税を撤廃し、農地課税とするよう強く要請する。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和56年3月26日

東京都議会議長 高橋 一郎

内閣総理大臣
大蔵大臣
農林水産大臣
自治大臣
環境庁長官
国土庁長官

以上のように、農林漁業都民会議の運動は、少くとも東京都議会段階では、都市農業がたんに生鮮食料品の供給をするのみではなく、とくに緑と空間という都市環境保全のためには不可欠の要素であること、従って、市街化区域の中にあつて、農業に使われ、これからも農業を営もうとする農地については宅地並み課税を強行すべきでない、ということは理解されたようである。

しかし、「意見書」のあて先である農林水産省や国土

庁ですら、このことを理解するまでに至っていない。またたひるがえって、農林漁業都民会議の組織でも、消費者および消費者団体がかつとも弱体である。1981年4月現在都民連絡会の組織状況は、表2のように、70団体、506

表一 2 都民連絡会組織状況 (1981年4月現在)

		会員数
団 体	農林漁業関係	37
	消費者団体	15
	行政関係労働団体	15
	その他	3
	小計	70
個 人	農林漁業関係者	344
	消費者	17
	行政関係者	74
	学者・文化人	45
	その他	26
小計	506	

資料)「都職労経済支部定期大会経過報告」による。

個人である。全員が「消費者」には違いないが、一般的に言って、主婦や、商業、流通関係従業者がさらにこの運動を自分達のものとして認識しなければ、住環境改善、保全は満足なものとはならないであろう。これだけの組織は団体の背景にある個人を考えて、全体で30万人ぐらいのものであろうとは寺門和也事務局長の推定²⁰⁾である。住環境保全への闘いはまだまだその基礎づくりの段階にあると言えよう。

都民連絡会の第2回定期総会が、結成総会ののち1年5ヶ月ぶりに、1981年2月28日、東京都農業会館で開催された。東京の農林漁業のもつ問題点を解決するための各種の調査研究活動専門委員会、シンポジウム実行委員会を設置したこと、情宣活動を強化するために「会誌」の発行部数を2倍、4,000部にすること、会員相互の交流を深めるため分野別に100名のレポーターを募ること、会員拡大をめざし、また地域事務局づくりに取りくむこと、などが活動方針として確認されたほか、緊急な運動課題として三つが提案された。宅地並み課税、食管制度などの問題とならんで、多摩ニュータウン計画区域内の酪農と農業を残す運動が、さきの知事答弁以後、行きつまりの状態になっていることもあって、現地調査の実施、都への要請をおこなうことが決定されている。また、広く都民に訴えるための宣言が採択された。結成総会時に採択されたものに比べさらに前進している。全文を引用すると前のものとの重複が大きくなるので、本質的な部分のみ次に掲げよう。

……食糧の海外依存を強め、食料の自給率を一層低めようとする動きが、政府・財界はもとより一部労働運動のなかにも現われている状況のもとで、東京の農林漁業をめぐる情勢は一段ときびしくなっています。無秩序な都市化による生産環境の悪化は言うに及ばず、農地への「宅地化並み課税」による都市農業のしめ出し、農畜産物や材木の輸入拡大、水質汚濁や乱獲による漁場の荒廃等々、東京の農林漁業が直面している困難は山積みしています。

とりわけ、宅地供給を口実にした「宅地並み課税」に対して、私達は東京の農林漁業の存廃に関わるものとして、重大な疑問と危惧を抱かざるを得ません。

第一に、「宅地供給」を真剣に考えるならば、大企業が買い占め、現に保有している膨大な遊休地こそがまず問題にされなければならないということです。

第二に、新鮮な食料を供給し、緑と都市空間を提供している都市農業が崩壊し、農家経済そのものが破壊され、農業者の生存権が根こそぎ奪われてしまうことです。

第三に、消費者は、都市農業の衰退により、身近な生産者から一層分離され、新鮮で安全な食料を求める権利を奪われることとなります。(以下略——引用者)

多摩ニュータウン第19住区予定地区の酪農業者達十数人のあまりにも真剣に農業に取り組む姿は、都市の中で農業を守り抜こうとする、東京都内の同じような多くの農業者の支持するところとなったばかりでなく、自治体の農林漁業関係機関に働く人々の自治研活動を通じても相互認識が高まり、さらにその活動をとおして、一般の消費者や都民、学者や文化人の深く認識するところとなり、ここにみられるような「都民会議」の結成にまで進んだのである。そして、多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守るということが、農林漁業都民会議の3つの緊急運動課題の1つに掲げられているのは、さきの知事答弁を東京都が具体化したものとして彼等の前に出さないからであるばかりでなく、それらを守ることがそのまま東京の農林漁業を守ることにつながり、ひいては自分達都市住民の居住環境を少しでも自然の法則にのっとった状態で保全し、あらゆる点で豊かな生活を創り出しうるのだということを深く理解し、認識したからであろう。従って、その運動は都市農業の確立をめざし、農地の宅地並み課税をはじめその阻害要因である条件を取り除く運動としても大きな意義があると言いうことができる。

7. 大都市居住環境保全と都市農業

——むすびにかえて

7-1 本稿のまとめ

前稿「請願運動からみた都市問題としての農業・農村

問題」——多摩ニュータウン開発におけるいわゆる「第19住区問題」の意味するもの——と本稿とによって、多摩ニュータウン開発に伴っておきた堀之内地区のいわゆる「酪農問題」が、酪農業者だけの闘いから広範な市民運動にまで展開していく過程の分析をいちおう終えることができたと考えている。

日本の地域開発一般にみられる「開発者の論理と戦略」は、ここでも当初から貫かれている。しかし、酪農業者の酪農を自分達の職業とし、それに賭けたあらゆる行動が、厳しい自己認識を要求するとともに、またひいては、そのような農業を産業活動の一部門とするような産業政策、とりわけ大都市および近郊地域においては都市政策が必要であるという認識に到達させたと考えられる。そのことが、ニュータウン計画区域から第19住区予定地（堀之内地区）を「除外」してほしいという闘いのエネルギーになったと理解されてよい。計画告示6ヶ月後に最初の「除外」請願が出されたが、その8年後に土地買収が事業主体者によって急速に進められ、「開発者の論理と戦略」はついに「反対者」をほとんど酪農業者だけに追いつめたかにみえた。だが上述のように、彼等の自己認識と「農業生産力」の担い手としてのプロ意識に支えられて、この「闘い」は押しつぶされるどころか、ニュータウン計画区域外の八王子市域からの同業者や農業者、それらの後継者による支援闘争となって伝播・拡大することになった。これは他の農業者が堀之内の酪農業者達の状況を自己のものとして認識したからにはかならない。

ここに、農業者が、農業者を理解し、相手の置かれている立場をまさに自己のものである、と認識するのは、同業者でもあるから、比較的速かに、容易におこなわれうると考えてよい。しかしながら、農業者を労働者が、しかも開発施行者である東京都という自治体の労働者や、一般市民、言ってみれば、地価の高騰に悩まされて、住宅問題の直接の被害者である市民に、いかにして理解されるようになったのであろうか。これも本稿の分析の重要な側面の一つである。

上述したように、第19住区予定地の酪農業者達の酪農生産力を形成させるプロとしての職業能力が根底にあり、また、彼等の精神的な対外活動があることは否定できない。しかし、それらの訴えを吸収し、自己の運動としていくだけの基盤を作った東京都区職員労働組合経済支部の活動を見のがすわけにはいかない。とりわけ地方自治に関する学習やそれに基づく運動の力、すなわち地方自治研究活動によるところが大きいと言わねばならない。

このきっかけとなったのは、1966年に都当局から出された農林関係試験研究機関の統合を目的とした「農村センター構想」であったと考えられる。なぜならそれま

ではたんに全国自治研集會に代表を派遣するだけであったが、この「構想」によって事実上組織の危機がおとずれ、いやおうなしに自己を見つめざるを得なくなった。それは、試験研究機関のあり方や東京の農林漁業の位置づけなどの「理念」に関する議論をまきおこし、農業問題に対する認識を、その学習を通じて、深めさせることになった。それはいわゆる「職場自治研」活動となり、「構想」撤回へむけての強い職場闘争へ発展した。このときに農家に「実情」を訴え、援助を受けたことが、住民共闘、なかんずく労農共闘の発端となったと言える。また、1967年に革新新政が生まれたことも、職場の民主化運動とともに、この運動を容易にしたと考えられる。

職場自治研はその後、都下農業のアンケート調査、1972年の第13回自治体学校に都職労経済支部の最初の代表を送るなど、自治体労働組合運動の理論と実践を積極的に吸収し、これは、こののち毎年奥多摩で開かれる御岳自治研集會に集約され、運動の基調となった。それは、徹底的な、職場要求闘争と自治研活動を結合して闘う、というものであった。さらに、「東京都の農林行政のあり方と自然保護回復」なる自治研農林漁業分科会の開催へとすすみ、自治体労働者の中に農業に対する認識が急速にふかまっていった。都民の生活に根ざした要求であるとともに大資本の論理を中心にした国の施策に対する科学的批判の立場をもって、自然と都市の調和のとれた環境回復のために、都の農林行政がもっている機能を発揮し、施策や政策にまで高めていこうとした。それは都市農業の確立と自然保護に密接に関連してすすめられ、都市農業を確立することが、そのまま自然保護にもつながるという理解となって、「東京の自然保護と農林行政」や「東京の自然を取り戻すための農林水産業の持つ役割」などに総括され、広く都民にも訴えられた。これは、東京では農林水産業を中心とした調和を作り出す以外に自然の回復が図れないから、自然保護行政の推進に積極的に取りくむ、という主張となって、都職労経済支部はその中心的任務を自覚したわけである。そしてついに、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の中に、「農地の保存」の一条が入るところとなった。従って、多摩ニュータウン計画もこの自然保護条例によって問直されることになった。

これらの学習とそれに基づく運動は、積極的に農家の要求をくみ上げる方向に進み、農家要求調査の実施と都予算要求への働きかけとなった。これが第2回御岳自治研集會以降の実践的な自治研の本質となった。そして、1974年には、はじめて農業後継者の青年と農政関係労働者の対話がおこなわれ、相互の信頼と団結が生れた。とくに農業後継者の農業に生きる情熱と行動は、農政関係労働者に深い感銘を与えた。このことが、のちの運動

の大きな支えになったと言えるであろう。それ故に、八王子市恩方イテコ問題などにみるように、自治体労働者と農業者との連帯の力が認識されるに至ったのである。

このような農林漁業者と自治体労働者の緊密な連帯と相互理解をより深めるために、1975年2月、「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会」が開かれ、1,500名（農林漁業者56%）が参集した。この集会の意義は、都民への生鮮食料品の供給、環境の保全、水資源の涵養等の重要な役割を果たしている東京の農林漁業を正しく評価し、都政の中に積極的に位置づけ、都農政の転換を求めていこうとするものであった。また、運動の中心的役割をなす協議会をつくり、農林漁業の安定した経営と豊かな生活を実現して、住みよい地域づくりや農政関係職場づくりを図ろうとするものであった。この集会を契機として、次の第5回御岳自治研では、生産者が前面に出、都職労経済支部の指導の下に当局との交渉がおこなわれる、いわば本当の意味での労農共闘が三つも成立した。この運動は、たんに予算を獲得したばかりでなく、自治体とは何か、何をなすべきかということ、関係労働組合員をこえて、自治体に働いている人々全体へ広げるのに大きな役割をはたした。これら農業者との共闘の経験を総括すれば、農業者の要求と自治体労働者の働きがいの要求を統一し、しかも、職場を基礎にして組織的に運動をすすめること、農業者の自主的な運動や組織づくりを援助し、同時に自治体の中間管理職を共通の立場に立たせるということであった。

以上述べたように、労働組合のほうにこれだけの基本的な下地——徹底した自己認識と職場の民主化の進展、農業者の現状と要求・立場の理解、があるのだから、多摩ニュータウンの酪農問題が紹介されれば、労働組合が黙っているはずがないのはむしろ当然であろう。積極的に手をのべることになったのも、また、全国的にニュータウンの酪農問題や、農業問題が知られるようになった最初の機会も、この「研究集会」であったことが理解できよう。

都職労経済支部は1975年8月の第4回御岳自治研にニュータウンの酪農業者3人を正式招請して、全面的な共闘を開始することになった。そのために現地調査と、酪農家との懇談会と、それをもとにして、対都当局、知事交渉へと進み、農業経営存続可能な環境保持やニュータウン全域を生活環境と調和させる計画とするように、要請がおこなわれた。

いっぽう酪農業者達も、酪農経営の一層の充実をはかりながら、広く世論に訴えるべく、広範な活動を開始した。それは、酪農業者の置かれている状況をもっとも熱心に理解し、協力を約束した「日本共産党との提携」になった。共産党の都議会議員団は、現地調査をおこなうにあたって、専門家である都職労経済支部の労働組合員

の協力を正式に要請し、その協力の下におこなった。この調査が基礎となって、1976年3月13日、東京都議会予算特別委員会では、ついに「現状のとりの牧場として残す。……民家の住宅の間に牧場があるということは……あらゆる点において非常にプラスになりますから、何としてでも残す固い決意で当たらうと思います」という美濃部知事の答弁を見、酪農問題は、解決への道へと飛躍的に進展したかにみえ、酪農業者をはじめ、運動に携わった人々に大きな希望を与えたのであった。

しかしながら、一年後の予算特別委員会でも、「協力している地元への影響……、当局に引き続き慎重に検討させて……」ときわめて後退した知事の発言になっており、また、西部地区の農業、とりわけ専業農家32戸にたいする方策も、「新住事業区域内では、全面買収による事業であるから、農業の存続は困難」を繰り返すばかりであった。だが、東京都南多摩新都市開発本部長と都知事とは回答に微妙な違いがあることは明白である。いずれにしても、区画整理は耕地整理とはまったく本質を異にするもので、多摩ニュータウン都市計画内で農業との調整を考えようとするれば、産業としての農業の位置づけをおこない、農業振興計画を伴った都市計画を考える必要がある。しかし当局にはそういう認識はないと考えざるを得ない。しかし東部にくらべて西部は、従来の宅造法、自然地形や自然植生、遺跡などの環境調査が相当詳細になされ（宮脇昭、1975）それが生かされることになったのは、これらの運動の一つの成果であろう。

これらの運動とは、この第19住区酪農関係をも含む、「多摩ニュータウン開発を考える都民会議」に統一された一連の住民運動である。都職労経済支部は、さきの知事答弁以後、ニュータウンの酪農家達の闘いが、ニュータウン計画の再検討にまで発展する展望が開かれた、と受けとり、「酪農問題」がたんに「都の農業」の問題にとどまらず、首都における都市問題にかかわる重要課題として位置づけられ、東京の農林漁業を守る運動の一環として、酪農存続のための1万人署名運動にとりくむことになった。これは、各関係機関決定を経て「研究集会実行委員会」としての取り組みに発展し、7,000余の署名が集約された。

この署名の10%はニュータウン居住者からもよせられ、1976年6月には、この署名簿を携えて、「実行委員会の代表」により、「酪農存続の要請」が都知事あてにおこなわれた。しかしこの署名活動はどちらかと言えば組合員に重きがおかれていたので、もっと広く、酪農問題の本質を都民に訴えていくため、「酪農を守る6・8集会」がもたれた。酪農を守る運動ばかりでなく、多摩ニュータウンのかかえている諸問題についても意見交換がなされた。今後の運動のすすめ方として、地元農家を中心に多摩ニュータウン地域の農業を守る組織をつくるこ

と、都民的運動に発展させる組織を作ることの2点が確認され、都民へのアピールが採択された。

これを受けて、まず地元酪農業者を中心にした「多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会」が、次に多摩ニュータウン開発を考える都民会議（略称、ニュータウン都民会議）がいずれも1976年7月に結成されている。前者ではニュータウン団地住民の代表も参加し、消費者の立場から理解と支援の手が差しのべられて、都市住民と農村住民が大都市の内部で共生することの意義が相互に認識された。後者では、「要綱」にもみられるように、「住民本位の多摩ニュータウン開発」を実現していくために、調査・研究活動をおこない、開発のかかえる諸問題の本質を明らかにして、都民の力で関係機関へ提言し、ニュータウン開発のあるべき姿を求めているという実践的な運動によって、明るく住みよい東京をつくりあげる共通の目的を実現すべきであると理解されている。前者の多摩ニュータウン地区の酪農と農業を守る会は後者の構成母体の一つであり、結成時19団体の1つであった。

後者は機関誌「多摩ニュータウンを都民の手に」を発行し、長大な論文を掲載して都民へ訴え、運動への参加を呼びかけている。これらの現地調査・討論・研究による成果をもとに対都交渉「多摩ニュータウン開発に関する当面の要望」がおこなわれた。この交渉の結果はその後のニュータウン開発に住民の立場からの一定の前進を得たものと評価されるであろう。

ニュータウン都民会議と酪農と農業を守る会はこれを契機に共同歩調をとりながら運動を進めていくことになるが、前者の組織が、多摩ニュータウン計画を総合的に考えていくための、バラバラであった組織を農業者を含む住民共闘組織として統一し、恒常的に活動していく最大の組織に発展し、東京の農業を守る運動を進めていく上にも大きな意義を持つことになったわけである。

しかしながら、多摩ニュータウンの自然保護や埋蔵文化財の保存など、あるいは緑や自然植生の保持などの環境保全については一定の進展がみられたが、第19住区の酪農問題については、さきの知事発言以降、ほとんど何の前進もみられないといっても過言ではなかった。八王子市、都知事、南多摩開発本部の三者微妙にいくちがいをみせる発言・行動は、この問題に対して、知事発言に沿ったかたちでのきちんとした解決への方向がなされていないことの表われであると理解すべきであろう。しかし、ニュータウン都民会議は、「知事答弁を尊重、代替地案の全面的撤回」を南多摩開発本部長に確約させたことをもって、そのまま「除外」確定としているが、これは危険であろう。なぜなら、「全部又は一部除外について検討する」というもので、除外することを確約しているわけではないし、さらに「(除外は)きわめて困難であ

る」、「現時点では代替地の検討はおろします」と言い添えられていることからみて、論理上、除外することは約束されていないし、代替地案の復活の可能性もあると解釈すべきであろう。

ニュータウン都民会議では、さらに実態調査や意向調査を加えて、それをもとに1977年4月知事に「西部地区開発計画に関する公開質問状」を提出し、2ヶ月後には回答が出されている。しかしながら、酪農や農業については何の前進もみられないが、その他については、ニュータウン都民会議の調査研究活動に伴う運動がかなりの効果をあげていることが回答から読みとれるであろう。

従って、この時点で非常に遅れをとっているのが、酪農問題を含めた農業についてだけと言ってよい。しかし東京都はこの回答にみられるような態度であるから、酪農業者達とそれを支援する人々、すなわち、真に豊かな環境をもつ街づくりをめざす都民は、公害や自然破壊をくいとめ、豊かな住環境を実現するための政策を期待できないという畏怖を抱くことになった。都市政策の中に農業をさらに明確に位置づけるための運動をもっと強力に進める必要を感じたわけである。

1975年の「研究集会」によって都の農林漁業の破壊に一定の歯止めがかけられ、都の農政転換の契機がおとずれ、みるべき成果もあったが、未だ地域的にも課題的にも総合的な運動にはなっていないかつ、幅広い共闘を伴った恒常的組織とはなっていないかつ。これをめざした運動は1978年10月の「東京の農林漁業を発展させる都民のつどい」を経て、1979年9月、「東京の農林漁業を発展させ豊かな都民生活をきづく連絡会」（略称、農林漁業都民連絡会）が結成された。

「農林漁業生産者はもちろん、消費者、学者、文化人、農林漁業関係労働者など広範な都民の知恵を出し合い、都民生活に大切な役割をもつ東京の農林漁業を発展させるために、必要な取り組みをしていくこと」を目的として、非常に幅広い活動を開始した。それは都民への「アピール」にみられるようにかなり総合的な視点をもっており、実践的でもある。

毎月1回「会誌」も発行し、会の活動の紹介や学習資料の解説など、情宣活動をおこないながら、現地交流会、懇談会、ないしは会員から寄せられた要望をまとめた、「対都要望書」を携え当局との交渉も行なっている。その結果は関係部局の予算要求などへ具体化されている。また、都市農業確立へのもっとも大きな障害となる「宅地並み課税」撤廃の請願を都議会へおこした。これは採択され、都議会議長名で、国の関係機関へ意見書が提出されるまでにいった。

都民会議は1981年2月、第2回総会を迎えたが、「ニュータウンに酪農と農業を残す運動」は3つの緊急な運動課題の1つにとりあげられ、さきの知事答弁に沿う間

題解決をめざして、あらたな運動が開始された。会誌も2倍、4,000部に増刷され、本年4月会員は70団体と506個人となり、団体背後の個人を考えれば、少なく見積って30万人ぐらいの運動体に発展したと考えてよいであろう。

7-2 真に豊かな都市生活の創造——環境保全への展望

以上は本稿のまとめであるが、前稿と合せて、多摩ニュータウン計画区域内の十数人の酪農業者達が15年以上の長い闘いを続け、ついに30万人をこえる幅広い都民の支援を受けるまでにいたったその過程を貫く本質は、たんに酪農を守るということだけではなく、東京の農林漁業を発展させることが、豊かな都市生活を築く基本であるという認識のあることである。国土あるいは都市の環境を安全で快適なものにしようという市民の強い願望が根底に流れているのである。革新都政の誕生という条件も良い方向に働いたことは否定できないが、都職労経済支部、とくに農林漁業関係試験研究機関の職場あるいは組織の危機を契機として、自治研推進運動による自治体労働者の徹底的な自己再認識と職場の民主化の進展が、東京の農林漁業を守るだけではなく、発展させることによって、都民の生活を豊かにし、都市の環境を保全することに結びつくものだと理解されたからにはほかならない。

農林漁業関係自治体労働者の自己再認識は、試験研究機関のあり方や、東京の農林漁業の位置づけ、あり方への疑問を解くことから始まり、農林漁業者が試験研究機関に何を要求しているかをさぐることによって、対象を理解・認識することを経て、さらに深く自己を認識することになった。ここに農林漁業者との相互理解と連帯による共闘が生まれた。共闘が生れることによってまた職場の民主化が徹底されねばならなかった。それらは全国自治体学校や全国自治研集会上に代表が参加することによって徐々に基礎づくりがおこなわれたであろうが、みずから、御岳自治研を組織してから急速に進展したとすることができる。第6回からこの自治研が、東京都の課題別研修として正式に認められていることを考えても、職場の民主化に限らず、東京都の各政策、とくに環境政策に大きな影響を与えていることが理解されるであろう。このような自治研活動を通じて自治体労働者と農林漁業者との共闘組織は、生活環境悪化、大気汚染など、公害に悩まされ、生命の危険を感じている人々に、あるいは農林漁業の生産者と、消費者である自分達が分断されて、安全・新鮮で安価な満足のいく食糧を手にしたいと願ってもその希望の満たされない人々の受けいれるところとなり、急速に広範な都民との住民共闘が発展していくことになったのである。

「東京における自然の保護と回復に関する条例」の制定あるいは、多摩ニュータウン西部開発に関する要望、そ

のほか本稿に関する部分だけを振り返ってみても、環境保全政策を前進させるのに、住民共闘による自治の発展が果たした役割の大きなことが理解されうるのであろう。

本稿では多摩ニュータウン、とりわけ「酪農問題」に関係する部分と、それに関連する農林漁業や環境保全の部分を意識的にとりあげたので、その他の自治研や住民共闘はいっさい問題にしなかった。もとより自治研は農林漁業だけおこなわれているのではなく、中小企業、消費者、流通などいくつかの分科会を伴っておこなわれているのであり、それらを総合して考察する必要があるが、ここではいちおう農林漁業関係に的をしばって考察を試みたわけである。都職労経済支部の自治研とりわけ農林漁業分科会のそれがもっとも進展しているからである。結果として「農林漁業都民会議」に消費者やその団体の組織状況が弱体であるということがみられるけれども、これは、いっぽうでは他の分科会との「合同」を通じて今後考えていくことが必要であることを示唆するものであろう。他方では、消費者個人の問題がある。食料品だけを考えても、自然本来のもつ味、食品そのものについて消費者自身ももっと勉強する必要があると考える。食糧、食品をよく認識することによって、人間自身ひいてはより深い自己認識に到達することも可能であろう。そのことがまた安全で快適な都市の環境を創造することにつながると思える。

わが国でも、都市は、農村から工業を分離することによって成立し、たえず都市化・工業化をすすめることによって、都市たろうとし、発展してきたのである。しかしながら、今日のように大量の非生産労働力を扶養していけるような都市の生産力が高い状態にたちいたって、こんどは農村そのものを都市の内にとりこまねば都市自身の維持が困難になってきたのである。それは新しい発想にたって都市政策を進める以外に方法がないであろう。要は都市の再生のために農村の「本質」、「原理」をいかに都市に導入するかということであって、多摩ニュータウンの「第19住区の問題」はこれを考えるための素材を提供していると考えられるのである。その素材の原点はそこに生活し、農業生産力の担い手としての農業者自身のプロ意識であって、都市住民のために食糧を供給しているという職業意識である。そういう人間達を、都市は都市のためにと行って追い払ってしまおうとしている。これで果して人間らしい生活のできる豊かな都市の創造が可能であろうか。

地域開発は本来、その大小を問わず、人間が、つまりその住民が人間らしい生活ができるように進められるべきものではないのだろうか。

新住宅市街地開発法によって、また、都市計画決定もおこなわれ、その住民に何の相談もなく、土地を囲い込まれた地区には、農業を自己の一生の仕事と認識し、

そのための学習や投資もおこない、他の職業にたずさわっている人々以上に立派な仕事ないしは経営体として確立してきているものも少なからず存在する。したがって、「農業」のみを完全に否定してしまい、農業を維持するためのいっさいの生活再建指導策もうち出さないというのは片手落ちというよりはむしろ暴挙と言えるのではないのか。土地買収をおこなうから、その代金を持って何処でも好きな所へ行ってしまう、と言っているようで、極めて無責任というほかはない。

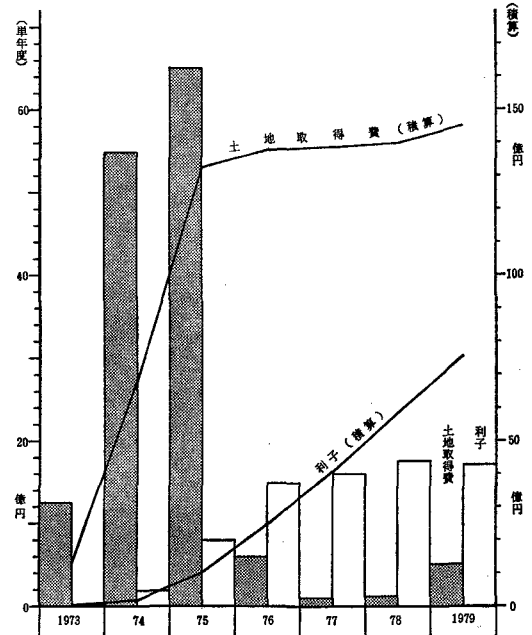
この第19住区、堀之内の酪農業を残すことは三つの観点から有効と考えられている。第1は、食糧の自給率の向上や、都市近郊農業の再評価が叫ばれている今日、都民や周辺住民へ、安くて、新鮮で、安定した牛乳や畜肉の供給に役立つこと、第2に、生産緑地とそれに連なる雑木の保全によって、この地域の自然環境と生態系の保全に役立つこと、第3に、多摩ニュータウン居住者や周辺住民に、自然の景観を保障し、生活に安らぎを与えるとともに、農業、農家、家畜などについて子供達に生きた教材を提供するなど、その意義はきわめて大きなものがある、ということである（定期大会報告、1979）。

また、とくにわが国のように、急速にしかも短期間に都市化が進展し、民間主導による市街地の拡大の進んだ大都市においては、いわゆる都市公園の1人当たり面積の少ないことと考え合せるならば、都市農業を確立することの重要性もおのずから理解されるであろう。なぜなら、地価のきわめて高い、しかもその上昇率の非常に高いわが国の大都市においては、公的に土地を購入して、都市公園を欧米並みに整備することは容易ではない、というより不可能に近いことであろうと考えられるからである。

したがって、市街化区域のなかにあつて、農業に使われ、これからも農業を営もうとする農地について、宅地並み課税を強行すべきでないということも理解されるであろう。真の農業者が、これに反対することも、また「農林漁業都民会議」に結集する住民が反対することもきわめて当然であり、大都市東京の議会で「反対請願」が採択され、国の関係機関に都議会議長名で「意見書」の提出がなされたのも、そういうことがようよう一般に理解されつつあることの証左であろう。ちなみに第19住区予定地約90haの半分以上50ha余はすでに東京都住宅供給公社によって土地買収が終了しているが、その費用は1979年までに145億余円である。これに単年度毎の利子75億余円（同年まで）を加えると、すでに221億円の巨額に達している（図2）。現在でも借入金の利子は雪だるま式に増加しているので、いかに土地費用が大きいか理解されると同時に、「19住区問題」をいつまでも放置しておけない経済的理由もみい出さざるを得ないであろう。

環境政策を良い方向に誘導するのは、上述したように、

住民や自治体労働者の運動によるところが大きい。現代日本の環境政策は、環境庁発足当時とくらべると、明らかに後退している。ほっておけばやがて巨大な自然の復讐が日本の国土や国民におそいかかるかもしれない。環境庁は設立10年を迎えようとしているにもかかわらず、住民運動や世論に耳を傾けようとしな。21世紀にむけて、人間の幸福の根源は何か真剣に考えねばならない。



図一 2 各年土地取得費と利子およびそれらの積算額
資料) 東京都住宅供給公社資料により作成。

私は、食糧は本来的に地域内で自給するのが原則であったと考えている。従ってある地域内に存在する生産者の供給可能な食糧の量はその地域の大きさを決定していたことになる。しかしながら、食糧の供給圏は、都市の発展とともに無限に拡大しつつある。これをできる限りもとの原則をとり入れることによって是正しなければならない。

その場合、食糧は通常的手段で供給されなければならない。より広範囲に供給するために薬品を添加したり、形態を統一したり、特別な包装をほどこして供給圏をひろげたものは上の原則にもとることになる。このようにして食生活の側面に関する限り、人間は人間らしい生活を営むことが可能になるであろう。大量生産・大量消費・大量輸送はすべてを規格化し、変化に乏しいものを作り出してしまふ。どこへ行っても同じもの、いつでも同じものが入手できるかわりに、食糧そのもののもつ本来の性質が失なわれた、ただ形のみがあるものしか口に入れることができなくなるのである。

工業製品のような無機的なものはそれでよかろう。生命ある有機的な物質としての食糧はそれではいけないのである。食生活の豊かさというのは、形式さえそろえばそれでいいというものではないはずである。単に物質的な量の側面を評価し、都市生活イコール豊かな生活と混同されて、いまや本来人間にとって本質的に必要な質の側面が忘れられてしまい、わが国の都市の生活はきわめて貧相な退廃的なものになってしまった。人間の豊かさ、都市生活の豊かさとは何かということをもう一度人間とは何かの原点に立ち帰って考えなおしてみる必要があるのではなかろうか？

豊かな生活とは交換価値を追求するような物質的なものではなく、使用価値を追求するようなものでなければならぬ、というのも一面の真理である。ルフェーブルも本来都市とは生産的労働と作品と祭りとによって同時に占められている空間であり、都市社会は交換価値上ではなく、使用価値上に基礎づけられるものであるという（ルフェーブル、1968、森本訳、1969）。

この意味では、都市はハワード（1898）の『田園都市論』をもち出すまでもなく、モアの『ユートピア』第2巻にもすでに16世紀初頭に、物質的な質素さを評価し、「公共生活に必要な職業と仕事から少しでも割きうる余暇があれば、市民はそのすべての時間を肉体的な奉仕から精神の自由な活動と教養にあてる」のが人生の幸福であるという理想都市が描かれている（モア、1516、平井訳、1957）。今日の英国でもこの伝統は市民生活の中にうかがわれる。わが国でも一般市民にかような認識が増大していることは日々の新聞紙上にみられるところであり（たとえば毎日新聞、1981）、大都市再生への望みをまったく捨てたものではないと考えられる。許萬元は、都市実体は人間、住民、市民という主体のうちにみるものが前提されているし、また前提されねばならないという。現在、都市によって否定された市民の立場に立つこと（許、1979）こそが重要である所以である。また、柴田徳衛も、理想都市は「市民の市民による」自分たちの都市づくりがその実現の基本条件で、理想都市の本質は文化的規定だという（柴田、1967）。つまり精神的な文化生活や活動が十二分に可能な都市でなければ、真の理想都市とは言えないのである。

しかしながら、物質的な基礎として、生命の安全と快適な健康が保証されなければそれも実現不可能であろう。それには質素でよいが、安全な食糧と健全な大気・水・土壌などの居住環境が必要である。人間の幸福は、精神面とそれを支える物質的基礎としての肉体面の健康によって成り立つ。健康こそが人間の幸福の根源と考えた「ユートピア人」にわれわれ現代人は学ばねばならないと考える。

〔謝辞〕 予定紙数を大幅に上まわったのは、筆者の都

合ばかりでなく、読者の追試行の便も考えて、原資料を大幅に掲載させていただいたからである。編集委員会には記して謝意を表したい。前稿で述べたような執筆計画のうち、多摩ニュータウンに関する三番目の仕事はほぼ終えることができたと思っている。資料収集や現地調査では沢山の方々にお世話になった。

東京都南多摩新都市開発本部企画室の北条さん、松川さん、同管財部施設管理課の下重さん、渡辺さん、東京都労働経済局農林水産部農政課の新藤さん、福島さん、東京都議会事務局庶務課の上田さん、同図書室の児山さん、百々さん、斉藤さん、東京都東部土地区画整理事務所の小林さん、松本さん、中越さん、同西部土地区画整理事務所の野口さん、多摩市役所総務課の植木さん、同企画室の川原さん、同産業経済課の今井さん、八王子市役所企画部の山崎さん、同議会事務局の西志村さん、同由木支所の高麗さん、東京都住宅供給公社の西村さん、津島さん、森尻さん、大橋さん、東京都農業会議の小林さん、東京都農業試験場の寺門さん、東京都家畜保健衛生所の森谷さん、川西さん、東京都区職員労働組合経済支部の皆さん方には、資料の収集についてとくに多大な御援助や御教示をいただいた。とくに「定期大会経過報告」は各年とも、この論文を執筆するにあたって有用であった。中央大学経済学部の青野さんには貴重な資料をお貸しいただいた。また、現地での面接調査では鈴木さんをはじめ多くの農業者、非農業者およびその御家族の方々にも詳細なお話をうかがわせていただいたり、資料をいただいたりした。末筆ながら、以上の方々に誌上を借りて厚く感謝の意を表します。

注

- 1) 地方自治研究活動（自治研）は言葉としては1957年に初めて登場し、支部定期大会において、第1回全国自治研集会の取り組みが提起された（東京都区職員労働組合経済支部、1978）

自治研は、戦後初の深刻な地方財政の危機がおこったさなかの1957年甲府市で第一回が開催された。そのときの中心テーマは、「自治体は住民の要求にどのようにこたえるか」であり、自治体労働者が、地方行政の実態を住民要求との関連で調査研究していく活動としてはじまったものである。このテーマは、その後「地方自治を住民の手に」という実践的なもの発展し、その意義も「住民のための地方自治をつくりあげ、民主主義をいっそう発展させるための自治労の運動」と非常に明確にされている。

この自治研運動は、本文に述べた東京都区職員労働組合経済支部の自治研活動が毎年数日におたる集会を開催して学習・研究活動やその総括・方向の確認をしているように、各地方自治体の労働組合の自治研活動

- が非常に活発である。したがって、全日本自治団体労働組合と自治研中央推進委員会の主催による「地方自治研究全国集会」は、1960年代までは毎年一回開催されてきたのであるが、1970年代以降は隔年に開催されている。1979年には第18回が11月6～9日、宮崎市でおこなわれた。
- 2) 他の54支部と並んで東京都職員労働組合(都職労)の一支部を構成する。16分会からなり、それらは書記局も入れて62事業所(都庁本局の総務部, 商工部, 農林部, 都民生活局の4部局を含む)にわかれる。組合員は1981年5月1日現在1,989名をかぞえる。上述四部局のほかのおもな事業所としては、家畜保健衛生所, 農業改良普及所, 消費者センター, 計量検定所, アイソトープ総合研究所, 水産試験場, 工業技術センター, 農業試験場, 蚕糸指導所, 繊維工業試験場, 畜産試験場, 北, 南, 西多摩経済事務所等の本支所である。
- 3) 御岳自治研集会については, 注6)をみよ。
- 4) この基調は, 現在でも都職労経済支部の自治研活動に脈々として生きており, 運動の基本となっている。
- 5) 前記『定期大会報告書』によれば, 当時の分科会でも「東京では農業が出来なくなる」、「農業者がやる気をもっているのか」、「後継者がいないだろう」という弱い意見も出されていたというが, 論議を深めるなかで, 分科会として農業を発展させる方向での位置づけがなされた, と報告されている。ここにみられるように, 農業者以外は, 都市農業も, 一般農村の農業と同じように総体としてしかみていないように思われる。別稿(拙稿, 1974, 1979, 1980)で述べようように, とくに都市農業は総体としてみるのは正しくなく, 筆者定義の「専業農家」について考慮する必要があることに注意をうながしておきたい。いずれにしても, 「討議」が現状認識を深めたことは疑いない。
- 6) 御岳自治研集会は, 毎年夏季に奥多摩の御岳で3日間おこなわれ, 第1日目が講演と基調報告がされ, 第2～3日が組合各分会で用意したリポートに基づく分科会討論がおこなわれる。分科会は年によって異なるが, いままで4～7分科会が設けられている。それらは「中小企業」, 「農林漁業」, 「消費者問題」の三つが常時あって, 他は「試験研究」, 「経済事務所」, 「(生鮮食品)流通問題」, 「地方財政改革運動」である。分科会で報告されるリポートは毎年全体で20前後を教える。
- 参加者は第1回が75名で以後年々増加し, 第9回(1980)では200名近くにおよんでいる。また特徴的なことは, 第1回から所長, 部・課長などの管理職者が多数参加していることであり, 第9回では30名に達している。しかもこの自治研集会での講演は第6回以降正式に当局側, 東京都の「課題別研修」扱いになっ

ている。

- 7) 「要請書」は2項目からなる。
1. 都市近郊農家の生鮮食料品を生産する基盤である, イチゴ等の大量育苗施設を設置されたい。
 2. 東京都農業試験場イチゴ研究室を充実させ, 農業試験場, 農業改良普及所, 及びイチゴ生産者を直結させた技術指導体制を確立されたい。
- 8) 三つの住民共闘とは, (1)東京狭山茶の振興, (2)種豚の供給, (3)稚蚕人工飼育の促進, である。
- これら三つの予算要求闘争は程度の差はあるが, 結果として, すべて予算獲得が成功している。闘争のパターンは, 以下のようである。これまでの農林漁業者との対話活動がその基礎にあるが, まず, 関係分会(例えば, 養豚施策充実のための予算要求闘争ならば, 畜産試験場分会)が中心になって, 具体的な取り組みについての検討がおこなわれた。ついで関係生産者全部と関係団体を中心に署名活動がおこなわれ, いっぽうでは, 生産者が中心になり関係団体と分会代表とが20名前後の交渉団を組織し, 上の署名を携えて, 都職労経済支部の指導の下に当局側(局長, 部課長ないしは知事・副知事)との交渉がおこなわれた。
- 9) 他の3つは, 「宅地並み課税反対運動のとりくみ」, 「東京の農林漁業を守り発展させる研究集会の教訓を生かし, 地域実行委員会を再編強化し, 地域農業発展にとりくみ, 併せて報告集の返し運動に直ちにとりくむ」, 「椎茸栽培を地場産業として位置づけし, 林業関係の自治研を発展させる」である。
- 10) 現地調査に入る前に, 八王子市議会多摩ニュータウン特別委員会委員長谷合にこれまでの市側の対応等について聞き, 若干の意見交換がなされている。また, 現地調査では, 酪農業者の動向, 経営の現況, 後継者問題, 経営継続上の問題点など各戸別に調査をし, また酪農業者との懇談会をおこなっている。しかしながら, それら戸別農業者のデータについては公表されていない。
- 11) 原文は次のとおりである。

要 請 書

多摩ニュータウン計画は, 都市計画決定から十年を経過しました。この間の事業の実績は, 計画の十分の一にとどまり, 開発の中では自然環境の保全, 文化財の保護, 交通, 開発にともなう地方自治体の財政負担, 農業への影響, 入居者の住環境等の問題が生起しております。

十年目にさしかかった今日, 開発の実態を究明し, 今後の開発の方向を明らかにすべき時点にきていると思われま。

こうした立場から当都議団は, 長期的視点に立ち, 多摩ニュータウン開発をさまざまな角度から分析す

るための調査、研究に当たっています。

この調査、研究活動をより実りあるものにするためには、どうしても自治体職員の専門的な立場からの参加が必要と考えております。

つきましては、左記事項について貴労働組合の協力をお願いします。

記

1. 多摩ニュータウン開発が地元の農業にどのような影響を与えているか。当面19住区の酪農存続。来春、中旬に現地調査を予定していますので、それへの参加要請。
2. 多摩ニュータウン中央卸売市場建設について、昭和50年12月16日

日本共産党都議会議員団

- 12) 八王子市からは矢光助役（当時）と担当係長が出席して、南多摩開発本部と協議中の「西部地区開発計画」と19住区の酪農保護問題が中心におかれた。酪農問題以外は次のようである。「開発問題について、ニュータウン計画の規模が大きすぎるので、市の行財政能力では全体に対応できず、個々の問題に対応せざるを得ない」。

「西部地区の開発については、協議中であり、市当局として個々の問題については現段階では問題点を指摘するまでに至っていない。大筋として、財政問題、自然環境の保全、人口配分、既集落への影響、学校など公益的施設のセットなどを押えていかなければならない。財政問題については、生ずる赤字について東京都が補填する（行財政要綱）ことになっているが、双方とも財政難であり、公益的施設の管理、運営費を含めて財政支出の推計を行っている。学校等の公益的施設は住区境を考えないでセットしよう考えている」と極めて抽象的な話で終わっている。

調査団の要望としては多摩市での「開発の経験、問題点（交通、保育、医療、住区センター商店街の営業問題）、マスタープランのもつ問題点などが指摘され、今後の協議に生かすように」であった。

- 13) 多摩ニュータウンの既入居地区への懇談会もいくつかおこなわれた。それらは、保育園で保育関係者、諏訪団地で主婦達、諏訪住区センターで商店主、永山地区センターで地元居住者達との懇談会がそれぞれもたれ、およそ都市問題といわれているものほとんどについて、各地区の状況が報告され、意見交換がなされた。すなわち、主なものとしては八王子市の自治体としての問題、保育問題、鉄塔問題、ゴミ残灰処理場、尾根幹線道路問題、市場問題、諏訪商店街問題、住環境の問題などが扱われた。
- 14) 1964年7月6日の粕谷茂の質問に対する東知事の答弁をいう。この論文の90頁右上6行目以下を参照せよ。

- 15) 1961年東京都議会第1回定例会（2.25～3.30）『会議録3-9号』によれば、予算特別委員会議案審査報告書として、第1号議案、昭和41年度東京都一般会計予算は「3月2日付託された右議案審査の結果、左記付帯決議を付して原案を可決すべきものと決定」とある。

付帯決議は8つあって、2つ目に「新住宅市街地開発事業の用地買収に要する経費の削除（35億1,700万円）、公明賛成、社会反対となっており、凍結になっている。

- 16) 1976年6月9日付朝日新聞「アピール、東京の農業拠点守れ」、「多摩ニュータウンの酪農民励ます集会」、「団地侵食を許すな」、「都民運動へ組織づくり」などの4段抜き見出し、写真入りで大きく報道された。

- 17) アピール

都民の皆さん

私たちは、本日（6月8日）多摩ニュータウン開発によって三代にわたって続けられてきた農業基盤を奪われようとしている八王子市堀之内（多摩ニュータウン開発予定区域、19住区）の酪農を守る集会を開きました。

この集会に参加した地元農民、住民運動の代表、自治体職員、専門家、住民の交流を通して、八王子市堀之内地区の酪農だけでなく、多摩ニュータウン開発区域内およびニュータウン開発と関連して整備されている区画整理事業区域内の農業が危機に立たされていること、また多摩ニュータウンなど大規模開発によるこの地域の生態系の破壊などにより周辺地域の農業に重大な被害をおよぼしていること、ニュータウン開発に協力してきた地元農民をはじめとする土地提供者の多くが生活の危機と不安にさらされていることが明らかになりました。

また、このニュータウン開発によって都民の貴重な財産である多摩丘陵の自然が無残に破壊されつつあること、この地域にねむる過去数万年の祖先の生活と労働のあとを伝える豊かな文化財が重大な危機に立たされていることを知りました。

一方こうした開発によってつくられた多摩ニュータウンの居住者の住環境が、けっして「太陽と緑のニュータウン」のキャッチフレーズにふさわしい良好なものとなっていないことも明らかになりました。

私たちは、10数年前の「高度成長時代」の産物である多摩ニュータウン開発計画をその根本から問直し、農業との調和、自然、埋蔵文化財の保護、そして周辺地域との調和のとれた人間性豊かな多摩ニュータウンの再生をはからなければなりません。

都民のみなさん

住民本位の多摩ニュータウンの再生をはかるために

は、多摩ニュータウン開発に多少でも関わりと関心をもつ農民、市民、住民団体、自治体職員や学者、技術者など専門家を結集し、たがいの情報と資料、運動や調査、研究の成果を交流し、そのなかから多摩ニュータウンのもつさまざまな問題をあらい出し、開発の見直しと再検討、改善を求める共同の運動を、この集会を契機に大きく発展させることを互いに確認しました。

明るく、住みよい東京をつくりあげる共通の目的を達成するために、多数の都民、団体がこの運動に参加されることを心から呼びかけます。

1976年6月8日

酪農民をはげまし、多摩ニュータウン開発を考える6・8集会

- 18) 都知事室で閲覧の許可をもらって、その日に都開発本部のMをたずねたが、あいにく不在で応対に出た人に依頼し、のちに電話でうけた回答がこれである。知事室からの指示も軽くあしられるのは、さきの開発本部の発言と傾向は同じと考えられるのではないか。
- 19) 公害局長は、着任まもないので、多摩ニュータウンの問題の重要性と乱開発のひどさを知ってもらうために、同年の10月29日にニュータウン都民会議と共同で現地調査がおこなわれている。
- 20) 都職労経済支部では、調査にあたり、「実態調査手引書」を作り、多摩ニュータウン闘争の意義、運動の到達点とこれからの課題、調査の目的、調査の内容、調査の入り方と留意点などについて解説をほどこしている。
- 21) 財政は参加団体、および個人からの会費でまかなうことが確認された。会費は年間制で、団体は一口千円以上、個人は一口千円である。第2回総会では団体は一口3千円となった。
- 22) 1979年9月22日付毎日新聞によれば、「消費者、生産者らが“連絡会”きょう結成総会——東京の農林漁業を育てよう」という見出しで、「……すでに生産者、消費者、自然保護研究・行政のグループ、個人が参加、21日現在で団体60、個人330人が会に参加している」と述べている。
- 23) 1981年6月22日、筆者との対談による。

文 献 一 覧

朝日新聞社

- 1972 「多摩ニュータウン」1～12、2月15～28日付新聞。
1975 9月11日付新聞。
1979 「東京百姓列伝」1～10、8月2～12日付新聞。

薄井 清

- 1970 『都が土を狂わせる』家の光協会。

- 1973 「都市化過程における近郊農村——農業構造改善事業の崩壊」『ジュリスト』533号、315—319。

薄井 清編

- 1979 『現代の農民一揆』たいまつ社。

大石堪山

- 1974 『個別住宅地化による都市化と近郊地域の変貌およびそれに付随する2・3の問題』東京都立大学都市研究委員会。

- 1978 「非計画的市街地形成に伴なう居住環境の諸問題」『総合都市研究』4号、79—102。

- 1979 「都市農業と農家の都市的土地利用」『総合都市研究』7号、47—72。

- 1981 「請願運動からみた都市問題としての農業・農村問題——多摩ニュータウン開発におけるいわゆる「第19住区問題」の意味するもの」『総合都市研究』12号、145—166。

大石堪山・山川充夫・石村満宏・小金沢孝昭・片岡 務

- 1981 「大規模ニュータウン開発と近郊農業——多摩ニュータウン開発地域を事例として」『総合都市研究』9号、93—137。

川手昭二

- 1980 「多摩ニュータウンにおける土地利用計画の機能」『総合都市研究』10号、78—90。

佐藤武夫・西山卯三編

- 1969 『都市問題、その現状と展望』汐文社。

柴田徳衛

- 1967 『現代都市論』東大出版。

鈴木 昇

- 1979 「多摩ニュータウンはいらない——大規模開発と闘う酪農民」薄井 清編『現代の農民一揆』たいまつ社 259—289。

宅地開発研究所

- 1974 『多摩ニュータウン19住区基本計画』。

多摩ニュータウン開発を考える都民会議準備会

- 1976 「多摩ニュータウンを都民の手に」『都職労教育支部機関紙』。

東京都

- 1972 『東京都における自然の保護と回復に関する条例』。

- 1973 『東京都における自然の保護と回復に関する条例施行規則』。

東京都議会

- 1962—72 『東京都議会会議録』各年。

- 1963—70 『住宅港湾委員会速記録』各年。

- 1963—70 『企画総務首都整備委員会速記録』各年。

- 1963—67 『財務主税委員会速記録』各年。

- 1975—79 『予算特別委員会速記録』各年。

- 東京都・日本住宅公団・東京住宅供給公社
 1973 『多摩ニュータウン』。
 1976 『多摩ニュータウン』。
 1979 『多摩ニュータウン』。
- 東京都職員労働組合経済支部
 1973 『定期大会経過報告』。
 1976—81 『定期大会経過報告』各年。
 1979 「東京の農林漁業と革新都政」1～4, 『あすの農村』1—4月号。
- 東京都住宅供給公社
 1978 『多摩ニュータウン19住区の計画のあらまし』。
- 東京都南多摩新都市開発本部
 1978 『事業概要, 昭和53年版』。
- 東京都南多摩新都市開発本部・西部地区区画整理事務所
 1978 『事業概要, 昭和53年版』。
- 日本経済新聞社
 1972 9月26日付新聞。
 1972 10月26日付新聞。
- 日本住宅公団南多摩開発局
 1971 『多摩ニュータウン生活再建対策調査研究』。
- 日本住宅公団・日本システム開発研究所
 1975 『日本住宅公団土地区画整理事業における農業経営者の生活再建に関する調査』。
- 北条晃敬
 1980 「多摩ニュータウン建設経過と課題」『総合都市研究』10号, 69—77。
- 許 萬元
 1979 「都市の主体的概念」『総合都市研究』6号, 73—86。
- 毎日新聞社
 1979 9月22日付新聞。
 1981 1月5日付新聞。
 1981 5月18日付新聞。
- 宮本憲一
 1971 「都市問題から都市政策へ」伊東光晴・篠原一・松下圭一・宮本憲一編『岩波講座・現代都市政策』。
 1980 『都市経済論——共同消費条件の政治経済学』筑摩書房。
- 宮脇 昭
 1975 『多摩ニュータウン西部地区環境保全生態調査報告書』。
- Howard, E.
 1898 “Tomorrow: a peaceful path to real reform”, “Garden cities of to-morrow, edited with a preface by F. J. Osborn and introductory essay by L. Mumford”, 1946 edition, Faber and Faber, 長 素連訳『明日の田園都市』鹿島出版会。
- Lefebvre, H.
 1968 “Le droit a la ville” 森本和夫訳『都市への権利』筑摩書房。
- More, T.
 1516 “Utopia”, 平井正穂訳『ユートピア』岩波文庫, 1957年。

ENVIRONMENTAL CONSERVATION AND THE TOWNSPEOPLE MOVEMENTS IN TOKYO

With particular Reference to the Relation between Town
and Country in the 'Tama New Town' Development Project Area

Taizan Oishi

Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University

Comprehensive Urban Studies, No. 13, 1981, pp. 79—128

The so-called dairy-farming problems in the 'Tama New Town' development project area is one of the most interesting instances for analyzing the relation between town and country. Phenomena in this area are recognized to be problems having all aspects of the contradiction between town and country. They are also the questions which have always taken place in regional development in the post-war period in Japan.

In this paper, the process which the petition movement by the dairy farmers, demanding exclusion of the proposed 19th Neighbourhood Unit from the 'Tama New Town' planned area, has grown to the conflict of townspeople movements for conservation of environment all over Tokyo municipal districts. It is not too much to say that we can inevitably find the essential elements in the process of this conflict as such to '*aufheben*' and to reach a fusion between urban and rural societies and areas.

This so-called farming problem was not recognized by the Tokyo Municipal Government Trade Union until in 1975 when a research assembly was held for the conservation and promotion of agriculture, forestry and fishery in the Tokyo area. A mutual understanding was first established at that time between union members or townspeople and farmers, and they united themselves against the Tokyo Municipal Government or the National Government. It is not only because of the success of the assembly, but also because of continued efforts on the part of union members to recognize the conflict with Tokyo agriculture as their own problem.

A crisis in the Union organization in 1966 and the abolition and integration of municipal government research institutions have made them operative for the research activities of local self-governing bodies. Consequently, conflicts of ideas as to how the local government research institutions should function, and what agriculture, forestry and fishery in Tokyo should be, were considered. These activities also brought them to a correct understanding of agriculture and farmers. Furthermore, this movement gave rise to a conflict within the political party in the plenary meeting or subcommittees of the Metropolitan Assembly. As a result, leaders of the municipal government were compelled to reconsider the project. After formation of the Society for Protection of Dairy Farming and Agriculture in Tama New Town, the Metropolitan Citizens Party for Conservation of the Tama New Town Development Project was organized by nineteen parties made up of trade unions, scholars and citizens in 1975.

Finally, in 1979, A Liaison Council for Promoting Agriculture, Forestry and Fishery in Tokyo and Enriching Metropolitan Citizens' Life, was organized by seventy parties and 506 persons from various groups of producers, consumers and administrative affairs officers and their parties or unions. The dairy farming problem has held a position as one of the most urgent and important problems for this council to take up. Producers and consumers will be jointly and severally liable to establish urban agriculture.

It is chiefly due to the practical study and efforts by the municipal government labourers that the movement carried out by only dairy farmers in a small village has spread out all over the Tokyo area. It is also because people in great cities such as Tokyo have to cope with the impoverished conditions of their residential environment, above all, pollution of natural environment and of food sources, and have had to view their life as in peril. It is possible to say that people especially all farmers and labourers are recognizing what is essentially needed for a comfortable revival of Tokyo.